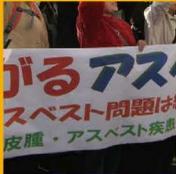


20



アスベスト問題の過去と現在

石綿対策全国連絡会議の20年



アスベスト問題の過去と現在

石綿対策全国連絡会議の20年

目次：アスベスト問題の過去と現在
石綿対策全国連絡会議の20年

| | |
|------------------------|-----|
| はじめに | 4 |
| 1 石綿被害の本格化はこれから | 8 |
| 2 日本における石綿の使用 | 18 |
| 3 石綿肺から発がん性、公害問題も | 23 |
| 4 管理使用か禁止か | 35 |
| 5 石綿の本格的な社会問題化 | 40 |
| 6 石綿規制法案をめぐる攻防 | 58 |
| 7 被害の掘り起こしと管理規制強化の積み重ね | 69 |
| 8 石綿禁止が世界の流れに | 77 |
| 9 日本における原則使用禁止 | 85 |
| 10 地球規模での石綿禁止に向けて | 106 |
| 11 クボタ・シヨックと日本の対応 | 115 |
| 12 石綿問題は終わっていない | 137 |

今、石綿(アスベスト)が大きな社会問題となっている。発がん物質である石綿は肺がん、中皮腫、じん肺などの病気の原因となる。その石綿が、学校の天井などに吹き付けられ、建築材料や断熱材、ブレーキなど身のまわりの日常生活の中でも多く使われている。また、石綿を取り扱い製品をつくる労働現場をはじめ、石綿製品を使用している労働現場の石綿曝露は深刻である。

本集会において、私たちは、石綿があらゆるところで使用されているにもかかわらず、石綿であることが知らされず、また、石綿の危険性が知らされず、石綿の規制と安全対策が確立していない実態を知ることができた。そして、私たちは、石綿に関する認識を深め、労働者・市民の立場からの対策を立てていくことが重要であることを確認した。

このために、本集会に結集した労組・市民団体により「石綿対策全国連絡会議」を結成する。

私たちは、当面次の対政府要求の実現を図る。

- ① 石綿の全面禁止をめざし、当面、極めて発がん性の高いクロシンドライトの使用禁止、その他の石綿の抑制基準濃度を○・二繊維/cm³とすること。
- ② 安全な代替品の研究・開発を進めるとともに、代替可能なものには代替品の使用を促進すること。
- ③ 石綿含有量5%以下を含めたすべての石綿含有製品に石綿が発がん物質であること、ならびに取り扱い上の注意などの表示を義務づけること。
- ④ 石綿の飛散をとまなうすべての過程での測定調査を行うこと。
- ⑤ 石綿特殊健康診断をすべての石綿曝露者を対象として実施し、健康管理手帳の交付

等による生涯にわたる健康管理体制を確立すること。

⑥ 石綿に関する労災認定を石綿肺、肺がん、中皮腫以外の疾病に拡大し、労働者以外の石綿被災者の補償制度を確立すること。

⑦ 労働者・国民に石綿に関する安全衛生上の情報の普及、教育を実施するとともに、石綿含有分析、測定などの依頼に無料で応じられる体制を確立すること。

⑧ 以上の措置を実施するために、関係省庁を一本化した石綿対策機構を直ちに設置すること。

⑨ ILO石綿条約(第一六二号)を批准すること。

私たちは、今後、労働者・市民の立場からの石綿対策に関する情報の収集・提供、各団体の運動の連携強化、宣伝、教育活動を行い、そして行政・関係業界に対する働きかけを強め、石綿による健康障害や環境破壊をなくすために、職場から、地域から運動をおこしていく。

一九八七年二月一四日

労働者・住民のいのちと健康の破壊を許さない石綿シンポジウム参加者一同

これは、現在の課題を整理した文書としてでも通用するのではないだろうか。もちろん、「原則禁止」がすでに導入され、全面禁止に向けて残された例外はごくわずかになっている①②。作業環境における管理濃度は〇・二五繊維/ccに①、また、規制対象は含有率〇・二%超の含有製品に強化され③、健康管理手帳の交付要件も拡大された⑤。「労働者以外の石綿被災者の補償制度」⑥も石綿健康被害救済法というかたちで実現し、ILO石綿条約⑨も採択から一九年後の二〇〇五年に批准された。

しかし、そのような成果を誇示するよりも、ここに至るまでに二〇年もの期間を費やしてしまつたことに対して、また、私たちが一九九〇年にまとめた「全面使用禁止を目標に、製造から廃棄までの総合的な対策の確立」を求めた政策提言とそれを踏まえた「アスベスト規制法の制定」が実現できていれば、より多くの労働者・市民の命を救えたはずだという痛恨の思いが強い。ましてや、ここに掲げられた多くの課題が、まだに未解決であることに象徴されるように、アスベスト問題は決して終わつてはいないのである。

二〇〇五年夏のクボタ・シヨックは、アスベスト被害が労働者の職業病にとどまらず、工場や鉱山等の周辺に住む／住んだことのある近隣住民や一般市民に対する公害病をも引き起こす恐るべき産業災害であることを突きつけた。

石綿対策全国連絡会議は、当初から、労働者、市民、様々な分野の専門家や関心をもつ個人の連合体として、アスベスト問題の総合的対策の確立を求めてきた。そして結成以来、アスベスト被害の掘り起こしに努め、被害が顕在化し始めるにつれて、被害者とその家族を支援し、団結して中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会を結成するのを援助してきた。いま患者と家族の会は、職業病と公害病の垣根をつくらずに、同じアスベストによる患者と家族が一緒になつて活動している、世界的にもユニークな団体となつている。

また、クボタ・シヨック以降、アスベスト公害が尼崎にとどまらず全国にひろがるなかで、被害や曝露を受けた住民らが団結して立ち上がり始めている。石綿対策全国連絡会議は二〇〇七年三月二五日、石綿健康被害救済法一周年を検証するシンポジウム（別途報告書を出版）にそうした住民団体の代表にも結集していただき、各地の住民相互、住民と労働者、全国連と諸団体・個人等との連携を築き、強化する努力を積み重ねているところである。

さらには、二〇〇四年世界アスベスト東京会議（GAC2004）の成功を引き継いだ国際的な取り組みも、地球規模でのアスベスト禁止の実現に向けていままさに重要な山場を迎えつつあると言いたい。

そのような現在進行形の諸課題に取り組みなかで、私たちは、結成二〇周年を迎える。一方、政府や一部の人々にとっては、アスベスト問題はクボタ・ショックによって急に持ち上がった問題で、石綿健康被害救済法の成立等によって解決した（ことにしたい）と考えているように思われる。そうではないことを明らかにするだけでも、私たちの二〇年の活動を記録する意味はあるかもしれない。

アスベスト問題は、労働者と住民、職業病と公害といった垣根を超えた総合的な対策確立に向けた未解決の試金石として残されている。また、将来に向けた予防原則の教訓を引き出すためにも、過去の企業・産業界や政府の対応が徹底的に検証されなければならない問題であり、さらに、国や地域の垣根も超えて英知を出し合わなければならない世界共通の課題でもあり続けている。

何よりも、そのような様々な課題の解決に向けた、多くの関係者の努力に少しでも役立つことを願って、本書はまとめられたものである。

石綿対策全国連絡会議としては、諸課題に対処する中心的な柱として、「すべてのアスベスト被害者・家族に公正・平等な補償」、及び、「アスベスト対策基本法の制定」を掲げている。読者の皆様のご理解とご協力をお願いしたい。

末筆ながら、二〇年間、石綿対策全国連絡会議の活動を担い、支え、また励ましていただいた皆さまに関係者の皆様に心から感謝したい。

1 石綿被害の本格化はこれから

欧米に遅れた使用の開始と中止

国際労働機関（ILO）は、世界の労働災害・職業病による年間死亡者数が一九〇〇～二三〇万人、そのうち、アスベスト（石綿）だけで毎年一〇万人の命を奪っていると推計している。^{*} 西欧と北米、日本、オーストラリアで、現在、約八億人の人口に対して、毎年約一万件の中皮腫と二万件の石綿肺がんが発生しているとする推計もある。^{**} まさに石綿は、人類史上最悪のインダストリアル・キラー（産業殺人者）なのである。

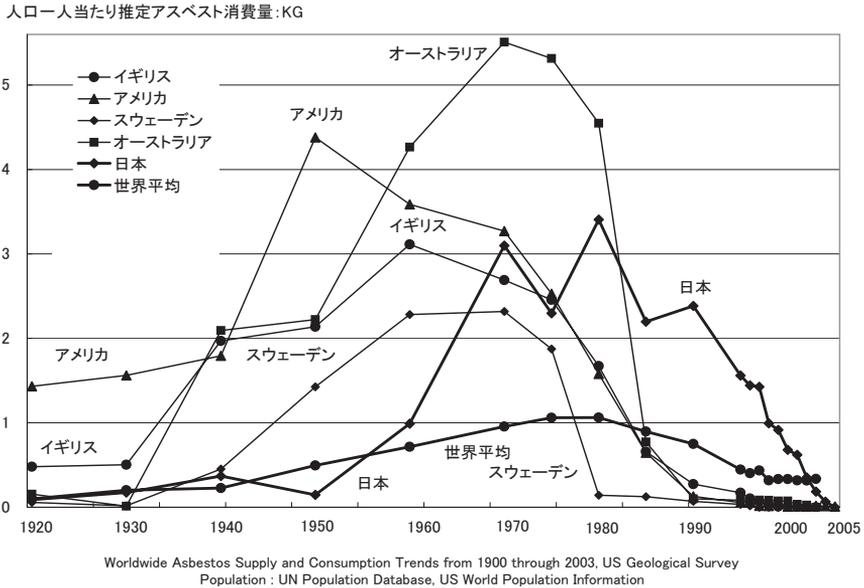
石綿が深刻な健康被害をもたらすことが明らかになり、また社会問題化するにつれて、各国は対策に乗り出す。対策はどの国でも、まず、職業曝露による労働者の健康被害の防止の観点から、最初にじん肺を予防するための対策、次いで発がん物質としての性質に着目した対策へと進み、並行して、労働者だけでなく一般住民や環境保護の観点からの対策や規制も導入されるようになる。いずれにしろ、それらは管理して安全に使用しようという対策であるが、やがて石綿の「管理使用」は成り立たないという事実を直視することにより、より抜本的な対策である「使用禁止」という方向に進んでいく。「使用禁止」も、より有害性の高い青石綿（クロシンドライト）や

* Takala J, ILO and asbestos, Asbestos Conference, Dresden, Germany, 2003,

<http://www.ilo.org/public/english/protection/safework/accidis/asbestos-dresden1.pdf>

** Consensus report, Asbestos, asbestosis, and cancer: the Helsinki criteria for diagnosis and attribution, Scand J Work Environ Health, 1997; 23: 311-6, 抄訳『安全センター情報』1998年6月号

図1 国別アスベスト消費量のトレンド



より飛散性の高い吹き付けの禁止から始まり、全石綿の部分的禁止や段階的禁止、そして全面禁止へと進むというのが共通したパターンである。クロシドライト、茶石綿（アモサイト）等の角閃石系石綿が使用されなくなつてからは、蛇紋石系の白石綿（クリソタイル）が残された石綿であることから、クリソタイルの禁止[＊]全石綿の禁止として議論される場合が多くなつていく。

石綿は、その優れた不燃・耐熱性、絶縁性、耐摩耗性等の性質から、あらゆる産業分野で利用されてきた。よく最盛時の用途は三千種類以上と言われるが、これは

[＊] アスベスト(石綿)には、角閃石 (Amphibole) 系のアモサイト (Amosite: 茶石綿)、クロシドライト (Crocidolite: 青石綿)、アンソフィライト (Anthophyllite)、トレモライト (Tremolite)、アクチノライト (Actinolite)、及び、蛇紋石 (Serpentine) 系のクリソタイル (Chrysotile: 白石綿) がある。

一九五九年の段階ですでにケベック・アスベスト情報サービスがあげていた数字である。^{*}しかし、この国でも、主な用途は建材に集約されていく傾向をたどっている。

アメリカの連邦地質調査所(USGS)が二〇〇六年に、「一九〇〇年から二〇〇三年までの世界的な石綿の供給及び消費のトレンド」という報告書をまとめている。^{**}ここで推計された実効消費量を用いて、日本、アメリカ、イギリス、スウェーデン、オーストラリア及び世界の人口一人当たり年間石綿消費量の推移を示したのが図1である。

これら諸国—いわゆる先進工業国が、二〇世紀に、世界平均をはるかに上回る石綿消費国であったことは明らかである。日本は、他の諸国に比べて、本格的な石綿の産業利用の開始も遅れたが、使用を中止するのにも遅れた。様々なレベルでの対策が他国と比べて遅くなかったかどうか、それらの対策の実効性はどうか等といった議論が可能ではあるが、^{***}実際に使用しないようになったのが、スウェーデンなど北欧諸国よりも四半世紀遅く、他の諸国からも一五年くらい遅れたことは、図1をみれば一目瞭然である。

石綿疾患の流行にもタイムラグ

石綿は、中皮腫、肺がん、石綿肺等の致死的な健康被害を引き起こすが、これらの疾病の潜伏期間は長い。ほとんど全てが石綿曝露によるものと言われ、石綿被害の「指標疾患」とみなされている中皮腫の潜伏期間はその中でも最も長く、一般に初回曝露から二〇〜五〇年とされている。石綿が、「静かな時限爆弾」と呼ばれるゆえんである。

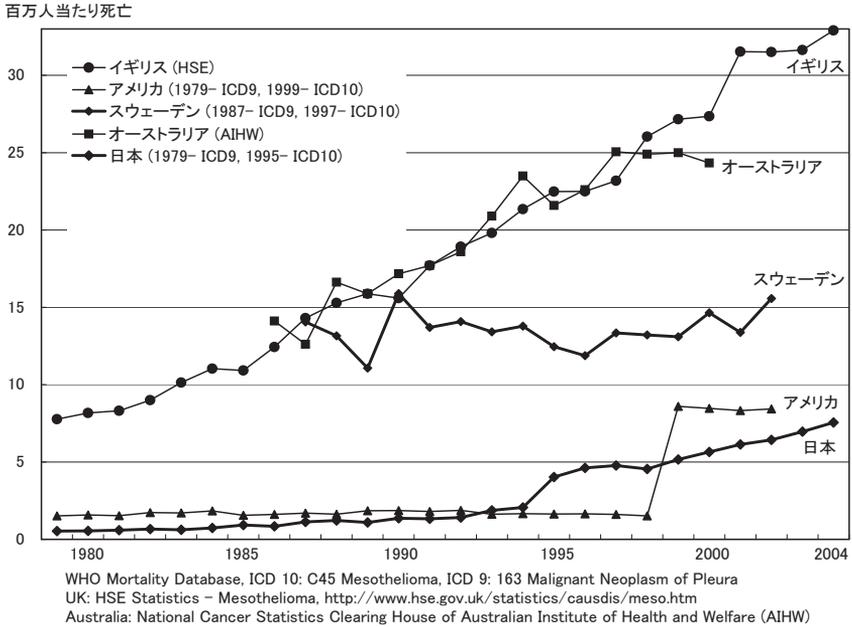
森永謙二編『職業性石綿ばく露と石綿関連疾患—基礎知識と労災補償—』（改訂新版・

* Quebec Asbestos Information Service, The strangest mineral ever known (3rd ed.), 1959

** US Geological Survey, Worldwide Asbestos Supply and Consumption Trends from 1900 through 2003, <http://pubs.usgs.gov/circ/2006/1298/c1298.pdf>

*** 2006年9月29日の第3回アスベスト問題に関する関係閣僚会合が公表した「政府の過去の対応の検証について(補足)」は、「検証結果全体としては、それぞれの時点において、当時の科学的知見に応じて関係省庁による対応がなされており、行政の不作為があったということとはできないが、当時においては予防的アプローチ(完全な科学的確実性がなくても深刻な被害をもたらすおそれがある場合には対策を遅らせてはならないという考え方)が十分に認識されていないかったとい

図2 国別中皮腫死亡数のトレンド



二〇〇五年）は、主な石綿関連疾患が各国で最初に報告された時期を、石綿肺ーイギリス一九〇六年、アメリカ一九一八年、日本一九二九年、石綿肺がんーアメリカ、イギリスとも一九三五年、日本一九六〇年、中皮腫ーイギリス一九三五年、アメリカ一九六〇年、日本一九七三年、と紹介している。

図2は、図1で取り上げた各国における人口百万人当たり年間中皮腫死亡数の推移を示したものである。

実は、中皮腫の発症・死亡状況をできる限り正確に把握・監視すること自体

う事情に加え、個別には関係省庁間の連携が必ずしも十分でなかった等の反省すべき点もみられた」としている。

が各国共通の課題となっており、その実態を把握することは容易ではない。そのための努力のひとつとして中皮腫登録制度を整備することがあり、イギリス(安全衛生庁(HSE)^{*})とオーストラリア(健康福祉研究所(AIHW)^{**})については、それに基づくデータを使っている。

他の三か国については世界保健機関(WHO)死亡データベース^{***}からデータをとったが、WHOの国際疾病分類^{****}では、第一〇版(ICD一〇)から、中皮腫に独立したコードが与えられるようになった。図2では便宜的に、第九版(ICD九)が適用されている年については「胸膜の悪性腫瘍」の数字を使っている。これらの数字が中皮腫死亡の実態をどれだけ正確に反映できているかは必ずしも定かではない。アメリカが一九九八年から一九九九年に激変しているのはコード分類の変更によるものである。

そのような限界を踏まえつつも、図2は、日本における中皮腫―石綿被害がじわじわと増加してきたこと、また、本格的な石綿使用のタイムラグを反映してのことであろうが、中皮腫の「流行」が他国に比べて遅れたことを示していると言える。

最も早く石綿の使用を中止したスウェーデンなど北欧諸国を含めて、各国の研究者のみならず政府も、石綿被害がピークを過ぎたとはみなしていない。より正確に将来の被害を予測する努力も積み重ねられているところであるが、中皮腫死亡件数の歴史的推移にもとづいた将来予測として、西ヨーロッパにおける胸膜中皮腫による男性の年間死亡数が、一九九八年の五千件から二〇一八年頃に約九千件へと、二〇年間ではほぼ二倍となり、三五年間で合計約二五万件の死亡になるといふ推計が有名である。^{****}同様の手法を用いて推計された日本の将来予測では、二〇〇〇年以降の四〇年間の男性胸膜中皮腫死亡数が約一〇万三千人で、過去一〇年間(二、〇八八)の五〇倍近くになる可能性がある^{****}と推計されている。^{****}日本がイギリスなどと同様の道を辿るだ

* UK Health and Safety Executive, Mesothelioma statistic, <http://www.hse.gov.uk/statistics/causdis/meso.htm>

** Australia National Occupational Health and Safety Commission, The incidence of mesothelioma in Australia: Australian Mesothelioma Register Report, <http://www.ascc.gov.au/ascc/aboutus/publications/statreports/australianmesotheliomaregister.htm>

*** WHO Mortality Database, <http://www.ciesin.org/IC/who/MortalityDatabase.html>

**** 正しくは「疾病及び関連保健問題の国際統計分類:International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems」。<http://www.mhlw.go.jp/toukei/sippe/index.html>, <http://www.who.int/classifications/icd/en/>

らうと予測されているのである。

石綿による健康被害が、職業上石綿に曝露した労働者だけでなく、汚染された労働者の作業服を洗濯した家族や石綿鉱山・工場等の周辺住民にまで発生することも、古くから明らかにされてきた。それらは、直接及び間接の職業曝露、傍職業曝露(家庭内曝露)、近隣曝露、その他の環境曝露、等と類型化もされている。また、統計の整備や調査研究の進んだところの経験から、中皮腫一件につき石綿肺がん二件という比率^{*}や、中皮腫全体に占める職業曝露の寄与が約八〇% (男性で九〇%、女性で二五%、残りは環境曝露等によるものとも考えられる) などという数字^{*}も導き出されている。壮大な人体実験とも言うべき犠牲のうえに、石綿関連疾患の研究が進んだと言えるのである。

今われわれの前には、欧米や日本の負の教訓を生かして、世界的な石綿被害の拡大を食い止めるという課題が提起されている。

クボタ・シヨックの実相

兵庫県尼崎市のクボタ旧神崎工場では、水道管等の石綿セメント管(クロシドライト)及びクリソタイルを使用)を一九五四〜七五年の間、石綿含有住宅建材(クリソタイルのみを使用)を一九七〇〜九七年に製造していたが、一九七九年に最初の石綿肺、一九八六年に最初の中皮腫による死亡者が出たとされている^{*}。

二〇〇四年度末時点で同社が把握していた石綿関連疾患による死亡者の累計は七四人、他に療養中のものが一五人で合わせて八九人(中皮腫四六人、肺がん一七人、その他三三人)であった。

***** Peto J et al, The European mesothelioma epidemia, British J Cancer, 1999:79: 666-672

***** Murayama T et al, Estimation of future mortality from pleural malignant mesothelioma in Japan based on an age-cohort model, Am J Ind Med, 2006; 40: 1-7

* Henderson D et al, After Helsinki: a multidisciplinary review of the relationship between asbestos exposure and lung cancer, with emphasis on studies published during 1997-2004, Pathology, 2004, 36: 517-550 他

** WHO Environmental Burden of Disease Series, No. 6, Occupational carcinogen, 2004 他



クボタの製造した石綿セメント管(同社パンフレットから)

この時点で、在籍者及び同工場に一年以上在籍した退職者の合計は二〇一五人。そのうち、より有害なクロシドライトを使用した石綿管製造作業に二〇年以上従事した者の四四・六％(二二四人)、原料供給(オプナー)作業に従事した者の四一・〇％(二六人)が罹患という恐るべき被害状態であった。

これら被害事例のほとんどは労災認定を受けているので、会社だけでなく国も、そして患者を診ていた医療機関等もちろんこの被害実態を知っていたわけであるが、事実を公表し、近隣住

民等に警告することはかつてなかった。労働者被害の多発に加えて、職業曝露歴を持たない工場近隣住民にも五人(うち二人はすでに死亡)中皮腫患者がいること、クボタが住民患者に対して見舞金を支払うことを検討中

* 2005年にクボタが開示した資料には、「石綿疾病患者の状況」(3枚)、「従事歴別工程別発生状況、患者への対応経緯など」(10枚)、「神崎工場の石綿取扱い事業履歴など」(5枚)、「製造工程など」(4枚)、「作業環境、工場敷地境界測定結果」(5枚)、「神崎工場の航空写真」(7枚、右は1961年当時のもの)、「神崎工場ご見学のしおり」(22頁)が含まれていた。『安全センター情報』2005年12月号参照



という事実を、二〇〇五年六月二十九日付けの毎日新聞夕刊がスクープ。これをきっかけに石綿問題が日本中を揺るがすことになった。クボタ・シヨックと呼ばれた事態である。

一年後の二〇〇五年度末時点で、クボタ・シヨック後に発症、あるいは会社に連絡があったものを加えて、前述の数字は、死亡者一〇五人、療養中二〇人、合計二二五人（内中皮腫六〇人、肺がん二九人、その他三六人）へと四〇％も増加し、さらに増え続けている*。死亡者は、在籍一年以上の労働者数の一割を超えたことになる（二〇〇六年度末の数字はクボタ全体で死亡者二四人、療養中二八人、合計一五二人と発表されているが、ほとんどは旧神崎工場関連と思われる）。

住民被害に関しては、車谷典男・奈良県立医科大学教授と熊谷信一・大阪府立公衆衛生研究所生活衛生課課長による「尼崎市クボタ旧神崎工場周辺に発生した中皮腫の疫学評価」が二〇〇六年四月に公表されている**。患者本人または家族へのインタビュー及び医学証拠の収集等によって確認された、クボタ旧神崎工場近隣に居住していたこと以外に石綿曝露歴が認めがたい中皮腫患者の数は公表時点で九九人、さらにその後も増えているとのことである。この報告書は、「クボタ旧神崎工場周辺に中皮腫患者が有意に集積していること、これらの原因として同工場で使用されたアスベスト、特にクロシンドライトが決定的な役割を果たしていることを示すものである」と結論づけている。

工場の中で（労働者に）百人を超す被害者（中皮腫六〇人超）、工場の外で（近隣住民に）中皮腫だけで百人を超す被害者を出し、その数がどこまで増えるか、誰にもわかっていないという状況である。被害規模の大きさに加え、職業病と公害が同根の産業災害であることを如実に示しているという意味でも、十分な検証が行われ、内外に教訓を伝えるべき事例であるとさえ言えよう。

遅すぎたとはいえず、ここまで実態が明かされたのは、いまだにクボタ一社にとどまっている。クボ

* 『安全センター情報』2006年6月号

** <http://www.kubota.co.jp/kanren/index7.html>

*** <http://www.joshrc.org/~open/files/20060331-022.pdf>

タ・ショックによって、中皮腫という病名とその原因が石綿であることは日本中に知れわたった。それ以前、二〇〇四年度までの中皮腫の累計労災認定件数が五〇二件だったものが、二〇〇五年度に四倍に増えた(肺がんは、各々、三五四件、二一九件、七九〇件、合計一、三六三件)。クボタ・ショック直後に、厚生労働省は二〇〇四年度以前分の労災認定事例に係る事業場名を公表したが、新たに認定された、全体の四分の三に当たる分の情報は公表されていない。他の企業による公表内容は量質ともにクボタの足元にも及ばず、尼崎以外の住民被害の実態はほとんど明らかにされていない状況が続いている。

また、新たに制定された石綿健康被害救済法による救済を受けた中皮腫の事例数が、二〇〇六年度一年間で二、七三四件にのぼり、累計労災認定件数と合わせると総計四、七四五件となり、これは、補償／救済すべき対象を二〇〇六年までの全中皮腫(死亡)数と考えれば、全体の約三七・六%が補償または救済を受けた計算となる。肺がんの方は、新法による救済が四九九件、累計労災認定件数と合わせた総計一、八五九件となり、補償／救済すべき対象を中皮腫(死亡)数の二倍と仮定すると、補償救済率は七・四%強にとどまっている。(表1)*

「隙間なく公正な補償・救済」の実現はもとより、わが国における石綿被害の実態の解明も、今後の課題として残されているのである。

* 厚生労働省「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表の公表」—第1回(2005年7月29日) <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/07/h0729-2.html> 及び 第2回(同年8月26日) <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/08/h0826-3.html>

** 補償/救済状況のより詳しい検討内容については、『安全センター情報』2007年8月号

表1 中皮腫・石綿肺がんの補償・救済状況

| 中皮腫 | | | | | | | |
|----------|-----------|-----------|------|-------|--------|--------|--------|
| | 1968-1994 | 1995-2004 | 2005 | 2006 | 合計 | 認定率 | 寄与率 |
| 死亡者数 | 3,685(推計) | 7,013(推計) | 911 | 1,050 | 12,659 | 100.0% | |
| 労災認定 | 83 | 419 | 503 | 1,006 | 2,011 | 15.9% | 42.4% |
| 時効救済 | | | | 569 | 569 | 4.5% | 12.0% |
| 新法救済(死亡) | | | | 1,538 | 1,538 | 12.1% | 32.4% |
| 新法救済(生存) | | | | 627 | 627 | 5.0% | 13.2% |
| 認定・救済合計 | | | | 3,740 | 4,745 | 37.5% | 100.0% |

| 石綿肺がん | | | | | | | |
|-------------|-----------|------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| | 1968-1994 | 1995-2004 | 2005 | 2006 | 合計 | 認定率 | 寄与率 |
| 死亡者数(中皮腫×2) | 7,370(推計) | 14,026(推計) | 1,822 | 2,100 | 25,318 | 100.0% | |
| 労災認定 | 120 | 234 | 219 | 790 | 1,363 | 5.4% | 73.3% |
| 時効救済 | | | | 272 | 272 | 1.1% | 14.6% |
| 新法救済(死亡) | | | | 52 | 52 | 0.2% | 2.8% |
| 新法救済(生存) | | | | 172 | 172 | 0.7% | 9.3% |
| 認定・救済合計 | | | | 1,286 | 1,859 | 7.3% | 100.0% |

| 合計(中皮腫・石綿肺がん) | | | | | | | |
|---------------|------------|------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| | 1968-1994 | 1995-2004 | 2005 | 2006 | 合計 | 認定率 | 寄与率 |
| 死亡者数 | 11,055(推計) | 21,039(推計) | 2,733 | 3,150 | 37,977 | 100.0% | |
| 労災認定 | 203 | 653 | 722 | 1,796 | 3,374 | 8.9% | 51.1% |
| 時効救済 | | | | 841 | 841 | 2.2% | 12.7% |
| 新法救済(死亡) | | | | 1,590 | 1,590 | 4.2% | 24.1% |
| 新法救済(生存) | | | | 799 | 799 | 2.1% | 12.1% |
| 認定・救済合計 | | | | 5,026 | 6,604 | 17.4% | 100.0% |

※石綿対策全国連絡会議: <http://park3.wakwak.com/~banjan/>

2 日本における石綿の使用

石綿利用の始まりと産業化

わが国で石綿が初めて成書に登場するのは、平安時代の『竹取物語』に出てくる、火に燃えない「唐土(中国)にある」という火鼠の裘(かわころも)であると言われる。実際に石綿で燃えない布「火浣(かん)布」をつくったのは、江戸時代の平賀源内で、実物が京都大学図書館に保管されている。その後、新潟、長崎、熊本等で小規模ながら石綿が採取され、石綿布が作られたが、わが国で石綿が産業利用されるようになるのは明治二〇年代に入ってからのもので、同じ頃、石綿及び石綿製品の輸入も始まった。

咸臨丸、朝陽丸をはじめ幕末から日本に輸入された軍艦の蒸気機関の保温材やパッキン等に石綿製品が使用されており、一八八五(明治一八)年に、日本造船所で石綿布を生産したという記録も残っている。^{**}本格的な国産化は、一八九一(明治二四)年の物部式石綿保温材の製造に始まり、一八九六年には、会社組織で石綿製品の製造加工を行う初の試みとして、日本アスベスト株式会社^{***}が設立された(当初の主力製品は石綿保温材だったが、衛帯(シル)、布団、塗料、板、布、糸等も製造した)。

* (社)日本石綿協会『THE ASBESTOS せきめん読本』(1996年)。右の写真—平賀源内のつくった火浣(かん)布—も。

** 石綿に関する健康管理等専門家会議『石綿ばく露歴把握のための手引—石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって—』

*** 『ニチアス株式会社百年史』



一九〇〇年にオーストリアのハチェックが石綿セメント製造技術を開発し、その製造法をエタニツトと呼んだが、ハチェック式による石綿セメント製品製造は急速に世界中に広まった。日本にも四年後に、この製造法で作られた石綿スレートが輸入されているが、石綿スレートの国産が開始されたのは一九一四（大正四）年（浅野スレート株式会社、当初はハチェック式ではなかった）、高圧用石綿管を製造する日本エタニツトパイプ株式会社が設立されたのが一九三二（昭和六）年のことである*。石綿ジョイントシート製造も一九三〇（昭和五）年に始まっている。

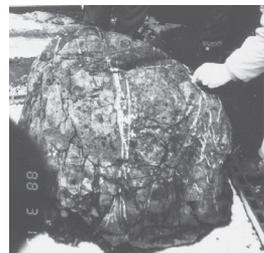
以降、まさに「富国強兵・殖産興業」の波に乗って、軍備や産業施設の拡張、各種車両の増加、建設需要や水道整備等々に応じて、石綿製品の生産も用途も拡大していった。その結果、石綿製品の輸入を駆逐したと豪語できるところになっただけでなく、海外輸出にも積極的だった。一方、原料石綿は輸入に依存していたが、北海道でクリソタイル鉱床が発見され、多くはないものの産出されるようにもなった（別掲写真は富良野産の原石）。戦前の輸入量のピークは、一九三九年の四万四千トン強である。

ところが第二次世界大戦により、「輸入の杜絶による既存品の繰延使用と内地石綿の積極的開発、外地石綿の移入並びにこれらを総合しての消費統制の強化及び石綿代用繊維事業の拡充等」を講じなければならぬという事態になった（後述の石綿協会の機関紙『石綿』創刊号**。物資統制令に基づく石綿配給統制規則が施行され、大日本石綿統制株式会社による配給制のもとで、海軍省、鉄道省、航空会社等の言わば下請け工場と化したわけである。石綿は軍に押さえられ、質のよいものは海軍が持つていたと言われる。

途絶した輸入の穴を埋めるために、全国各地及び韓国、中国、台湾等でも石綿鉱床の開発が行われた。しかし、国内の石綿鉱山は量質ともに劣り、採掘の採算性が悪いため、戦後間もなくは

* 林卯之助「石綿高圧管 回顧と将来」『石綿』No.10,11（1947年）

** 『石綿』創刊号（1946年5月10日）一次頁図



とんどが閉鎖された。

第二次世界大戦後の急成長

敗戦後も連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）による占領下、（旧）軍に代わって商工省による、また臨時物資需給調整法に基づく指定生産資材として、石綿の配給統制が続いた。石綿業界は軍需産業であったので、機械没収や工場閉鎖等されたところもあったが、食料増産が至上命令とされるなか、肥料（硫酸）製造に不可欠な電解隔膜用石綿布の生産が急務ということで、



日本石綿協会機関紙『石綿』創刊号

一転して平和産業に衣更えということになった*。旧軍保有（隠匿）石綿の配分だけでは需要をまかないきれず、廃石綿の回収や代用石綿の開発なども行われている**。

一九四六年四月に、石綿製品業者、石綿セメント製品業

* 「石綿製品業界の回顧と将来」『石綿』No.9(1947年)

** 「石綿30年回顧座談会」『せきめん』No.389(1978年)

者、石綿開發業者、石綿貿易業者とそれらの共同団体による日本石綿協会(石綿協会)が設立された(一九四七年六月末の会員名簿には、一四三社・事業所と日本鉱物纖維製品工業協同組合、石綿鉾山協議会の名が連ねられている)*。復興計画や内務省の火災予防新対策に対応して石綿及び石綿セメント製品の用途拡張並びに効用宣伝、払拭してきた石綿の輸入促進(懇請)等が設立当初の主要課題だった。

一九四九年に戦後初の石綿が横浜港に入荷し、翌年以降本格的に輸入が再開されて供給の足枷が緩和されると同時に、一九五〇年の朝鮮戦争勃発に伴う特需(保温材、パッキンやトラック用のブレーキライニング、クラッチ等)をはじめ需要も急速に拡大した。国鉄のSL機関車向けジヨイントシートや布・糸、防熱布団等の需要があったり、一九五〇年九月に関西を襲ったジェーン台風は石綿スレートの在庫を一掃して、スレート業界にとつての神風と言われた(その後品質も向上して、台風が来ると需要が増えるという現象は少なくなったという)。

一九五四年二月の石綿協会機関紙『石綿』紙上には、早くも「造船ブームに期待する石綿業界―造船は石綿製品の最大の需要家」、翌年一月には「造船・自動車を中心にして上げ歩調―原料不足で価格も上昇?」、「新製品の台頭目立つ―石綿スレート上半期実績」等の記事がみられる***。電力業界も大口需要者であったし、各種産業等による需要が、多様化、大型化も伴いながら、拡大していった。

ビル建設、住宅建設の大幅な伸長と、防火・耐火規制の強化も、各種石綿含有建材の需要を拡大した。一九五五年石綿含有吹き付け材、一九五七年パライト板、一九六一年石綿含有屋根材(化粧スレート)、一九六七年窯業系サイディング、一九七〇年押出成形セメント板、等新たな建材の製造も始まっている。一九五〇年に建築基準法が制定された時点では、石綿含有建材は例

* 『石綿』No.14(1947年)

** 「待望の石綿到着す」『石綿』No.36(1949年)

*** 「石綿30年回顧座談会」『せきめん』No.389(1978年)

**** 『石綿』No.107(1954年)

***** 『石綿』No.118(1955年)



1958年12月21日付け朝日新聞の記事

示されていないのだが、品質・性能の改善、新製品開発と並行した業界の精力的な働きかけの結果、国が防火・耐火材等として公認し、その普及を促進していったという経過がある。

石綿の輸入は、とりわけ一九六二年に自由化されて以来、まさに経済成長と歩を合わせて急激に増加し、一九七四年に三五万トン超でピークを迎えることになったのである。この間は、品種別の協会、工業会がそろい、活躍した時代とも言われる*。

* 「石綿30年回顧座談会」『せきめん』No.389(1978年)

3 石綿肺から発がん性、公害問題も

石綿肺予防の粉じん対策

一九三四年に出版された杉山旭『石綿』は、「石綿工場の衛生」という項目をたてて、「工場内の塵芥の程度は、筆者の見たる範囲に於いては実に甚だしいもの」であり、紡績工場と比べて「未だ余り重大視されない石綿工場は、衛生設備尚不完全であり、従つて不健康者を出している様である」と記している。石綿肺は、戦前からその危険性が知られていたのであり、一九三七～四〇年に内務省保険院社会保険局の医師らによつて、大阪・泉南地域を中心とする石綿工場等一九工場千余名を対象に実施された衛生学的調査では、「石綿肺罹患率が実に二二%にも及んだと報告されている*。

しかし、戦後一九五五年に成立した珪肺法では石綿肺は対象とされず、一九六〇年のじん肺法によつて、初めて労働現場の石綿粉じん対策がとられるようになった。一九五八年には、労働省労働衛生試験研究として「石綿肺の診断基準に関する研究」報告書が取りまとめられ、一九六二年には、日本産業衛生協会が許容濃度等委員会粉じん班を組織し、一九六五年に、石綿を含む第一種粉じんの許容濃度を $2\text{mg}/\text{m}^3$ （二三繊維/cc相当とされる）と勧告している**。

*（保険院社会保険局）健康保険相談所資料第4輯『アスベスト工場における石綿肺の発生状況に関する調査研究』、瀬良好澄「大阪の石綿肺」『大阪の労働衛生史』、『日本産業衛生学会近畿地方会の歴史』

** 日本産業衛生協会許容濃度等に関する委員会「許容濃度の勧告」『産業医学』7: 374-376（1965年）、日本産業衛生学会「石綿問題に関する見解」（2006年）http://www.sanei.or.jp/topics/topic_ishiwata.html

一九七二年に制定された特定化学物質等障害予防規則(特化則)でも石綿が対象とされ、その後、石綿取扱事業場の総点検、監督指導が実施されているが、指導の重点は、マスクの着用、局所排気装置の設置等であった。同装置の性能要件として、フード外側における石綿粉じん濃度が、 $2\text{mg}/\text{m}^3$ を超えないこととされ、これを抑制濃度と呼んだ。

特化則制定に先だつてまとめられた労働省の労働環境技術基準委員会報告書では、「抑制濃度の値としては、当面、社団法人日本産業衛生学会が勧告する許容濃度の値を、これに定めていないものについては、米労働衛生専門官会議(ACGIH)等で定める値を、それぞれ利用することが適当(この考え方は現在も維持されている)とされていたのだが、ACGIHは、同じ一九七一年に石綿の許容曝露限界値として五繊維/ccを採択し、さらに二繊維/ccという緊急提案も行っている。イギリスではすでに一九六九年に、石綿肺発症のリスクを1%以下にする環境基準濃度として、二繊維/cc(クロシドライトは0・二繊維/cc)と定められ、これが各国で採用されるようになっていたのである*。

残念ながら、石綿肺を含めたじん肺は、今もなお毎年千件を超える新規労災認定があるという状況であり、減少する傾向が見られないことから判断しても、わが国のじん肺対策の内容・執行の実効性には問題があったと言わざるを得ない。

発がん性・公害に関する報道

一九七〇年に、「シヨッキングな報道が三つ続いた。最初は、堺市長曾根町、国立療養所近畿中央病院の瀬良好澄院長が、大阪府泉佐野、泉南両市の石綿紡績、紡織工場で、最近一一年間に八

* 森永謙二他「アスベストによる健康障害の予防対策」『公衆衛生』52巻6号(1988年)



1970年12月11日付け朝日新聞の記事

人の肺がん患者が出て、六人が死んだ事実を発表したことだ。：

これを追いかけるように、都衛生研究所公害衛生第一研究室の溝口勲主任研究員が、東京・本郷三丁目の大気中から、微量だが石綿を検出した。同時に、ニューヨーク市環境保護局が、きびしい『大気汚染規制条例案』を議会に提出、この条例で

石綿の吹き付けを禁止することが伝えられた」(同年二月一日付け朝日新聞、別掲)。この記事は、石綿肺だけでなく肺がん、中皮腫の研究の歴史を簡潔に紹介して、「一九五〇年代には、疫学的にも石綿が肺がんを起すことがはっきりしてきた」、「一九六二〜六七にかけて各国で、ネズミやワトリを使って、石綿でがんを起すことに成功、発がん物質であることが確定した」こと、また各国で、鉱山や工場だけでなく「問題は一般の住民にまで広がってきた」状況も報道している。一九七二年一〇月五日には、NHKテレビで「あすへの記録〜アスベスト追跡・肺を冒す粉塵」

が放映されている。

こうしたマスコミ報道に対して、「行政当局の対策はきわめて消極的」（一九七一年二月一日付日本経済新聞、同じ記事で、「もはや石綿が発ガン物質であることは、疫学的に疑う余地がなくなった」という、米マウントサイナイ医科大学の鈴木康之亮博士の発言も紹介している）、自動車部品各社や摩擦材協会が「アスベスト公害防止対策に動く」（一九七二年九月二十九日付日本経済新聞）一方で、『石綿』紙は「石綿粉じんは大気汚染の決定的因子ではない」（一九七二年二月）という記事を掲載したりしている。

国際的知見の日本への紹介・反映

（ここで紹介されたような科学的知見は、ワグナーらが南アフリカのクロシドライト鉱山の労働者だけでなく付近の居住者等の多数の中皮腫発症例を発表した一九五九年の国際じん肺会議^{*}（ヨハネスブルグ）、一九六四年のニューヨーク科学アカデミー^{**}「石綿の生物学的影響」、国際対がん連合（UICC）^{***}「石綿とがん」に関する国際会議、一九七二年のILOの「職業がんに関する専門家会議」、国際がん研究機関（IARC）^{****}「石綿の生物学的影響」に関する研究会議（リヨン、別掲図）、IARC「人に対する化学物質の発がんリスクの評価に関する研究グループ報告、一九七三年のILO「石綿の安全使用に関する専門家会議」^{*****}、一九七四年のILO「職業がん条約」などの国際的な場でも確認されてきたものである。）

日本の行政文書では、労働省の一九七一年一月五日付け基発第一号「石綿取扱事業場の環境改善等について」が、「最近、石綿粉じんを多量に吸入するときは、石綿肺を起すほか、肺がんを

* Wagner J et al. Diffuse pleural mesothelioma and asbestos exposure in the north western Cape province, British J Ind Med, 1960; 17: 260-71

** Pneumoconiosis Conference, 1959, Johannesburg, South Africa

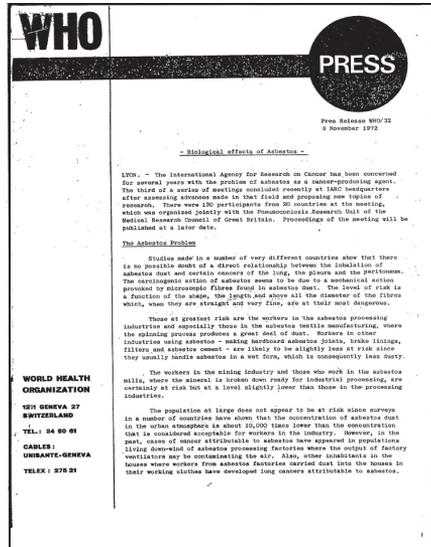
*** New York Academy of Sciences

**** Union Internationale Contre le Cancer

***** 森永謙二ら「アスベストによる健康障害」『住友産業衛生』第19号（1983年）、労働省化学物質調査課「石綿管理に関するわが国の法規制とILOの動き」『産業医学ジャーナル』9巻2号（1986年）

た。同じく環境庁の一九七二年度委託研究「人肺の病理組織学的研究」^マでは、国内での調査研究結果から、一般環境でも石綿汚染がある可能性も指摘されている。一九七九年度には「大気中発がん物質のレビュー（石綿）」がまとめられ、出版されている（日本科学技術情報センター）。この報告書では、近隣汚染や非職業的家庭内曝露からも中皮腫が出現することは明らかであることから、わが国の現状把握のための組織的な活動を直ちに開始すること、一般大気中への石綿放出の防止、とくに石綿鉱山、粉砕所、造船所、石綿加工工場の近隣地区の大気汚染防止対策に向かつて具体的行動をとることなどが提言されている。

しかし、一九七二年に、労働基準法から分離・独立して労働安全衛生法が制定されたことに伴い、特化則も再制定され、石綿関連規定も若干強化されたものの、その内容は石綿肺予防対策の



1972年のIARCリヨン会議のプレスリリース

発生することもあることが判明し、また、特殊な石綿によつて胸膜などに中皮腫という悪性腫瘍が発生するとこの説も生まれてきた」と記述している。

また、「昭和四七年度環境庁公害委託研究費によるアスベストの生態影響に関する研究報告」（労働省労働衛生研究所・坂部弘之）は、前出のIARCリヨン研究会議のレビューに沿つて作成されたものだった。

枠内にとどまるものであった。

一九七三年には、石綿配合作業に従事した労働者に発生した肺がんが労災認定されている（わが国における石綿肺がん労災認定第一号。初めての石綿肺労災認定は一九五四年、中皮腫は一九七八年であるという）。これより後の事例になるが、一九七五年七月五日付け基収第三三〇二号「石綿肺がんによる死亡労働者の業務上外の認定例（一件業務上、一件業務外）」によると、「石綿粉じんと肺がんとの関連が明らかにされている」、「ばく露開始から発症までの期間については：一〇年が当面の認定基準上の目安とすべきと考えられる」、「喫煙は石綿肺がんの労災認定上業務外とする要素とは取り扱うべきでない」等と述べられている。

一九七三年七月一日付け基発第四〇七号「特定化学物質等障害予防規則に係る有害物質（石綿及びコールタール）の作業環境中の濃度について」では、「最近、石綿が肺がん及び中皮腫等の悪性新生物を発生させることが明らかとなったこと等により、各国の規制においても気中石綿粉じん濃度を抑止する措置が強化されつつある」として、当面、石綿粉じんの抑制濃度を五繊維／CCとするよう指導することとされた。

一方、日本産業衛生学会は一九七四年になって、他の粉じんから石綿を独立させ、クロシンドライト以外の石綿の許容濃度については、イギリスの考え方（石綿肺抑制の観点）に沿って「二繊維／CC」「クロシンドライトの許容濃度については、これらの濃度をはるかに下回る必要がある」と改訂する勧告を行った。「石綿粉じんの許容濃度の改訂勧告」理由には、国際的に「石綿肺のみでなく肺及び消化器のガン及び中皮腫が注目されるようになった一方で、「現行（一九六五年）許容濃度」は外国に比べ「きわめて高い」ことが述べられている。^{***}なお、一九八一年の再改訂により、クロシンドライトの許容濃度は〇・二繊維／CCとされた。^{**}

* 厚生労働省「アスベスト問題に関する厚生労働省の過去の対応の検証」（2005年）<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/topics/dl/050826-3a.pdf>

** 日本産業衛生学会粉じん許容濃度検討班「石綿粉じんの許容濃度の改訂勧告」『産業医学』15: 289-294 (1973年)

*** 日本産業衛生学会許容濃度等委員会粉じん班「粉じん—提案理由」『産業医学』22: 436-439 (1980年)、日本産業衛生学会「石綿問題に関する見解」（2006年）http://www.sanei.or.jp/topics/topic_ishiwata.html

発がん物質としての労働対策

一九七五年の特化則改正により、石綿はヒトに対する発がん性が明らかになった特別管理物質として位置付けられ、がん予防の観点からの曝露防止対策が講じられることとなった。主な内容は、吹き付け作業の原則禁止、記録の保存期間の延長(三〇年間)、特殊健康診断の実施等である。ただし、規制対象は、石綿及び石綿を五%を超えて含有する製品等であった(後に、一九九五年に一%超含有、二〇〇六年〇・一%超含有へと拡大される)。

合わせて、局所排気装置の性能要件を定める告示が改正され、抑制濃度を五繊維/ccとして、行政指導が法令レベルに格上げされた。同時に、新たな行政指導―一九七六年五月二二日付け基発第四〇八号「石綿粉じんによる健康障害予防対策の推進について」*で、日本産業衛生学会の一九七四年許容濃度を踏まえて、二繊維/cc(クロシドライトは〇・二繊維/cc)以下を用途として指導するよう指示されている(既述のとおり、二繊維/ccは石綿肺抑制の観点から導き出された基準であり、発がん抑制の観点に立った基準への転換は、わが国では二〇〇五年まで待たなければならなかった)。

抑制濃度に関してはがん抑制の観点を貫けなかったものの、同通達には、代替化の促進(クロシドライトは優先的に代替措置)、汚染した作業衣の家庭持ち込みによる家族曝露の防止、自動車のブレーキ修理業務関係者に対する指導(一九七八年九月二八日付け基発第五四三号「自動車のブレーキドラム等からきたい積物除去作業について」**も示されている)等が盛り込まれ、また、前出の「昭和四七年度環境庁公害委託研究報告」の一部が参考資料として添付され、その中には、中

* <http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-28/hor1-28-17-1-0.htm>

** <http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-28/hor1-28-31-1-0.htm>

次頁* 労働省労働基準局補償課編著『改正労働基準法施行規則第35条の解説―職業病の範囲と分類』(1978年)

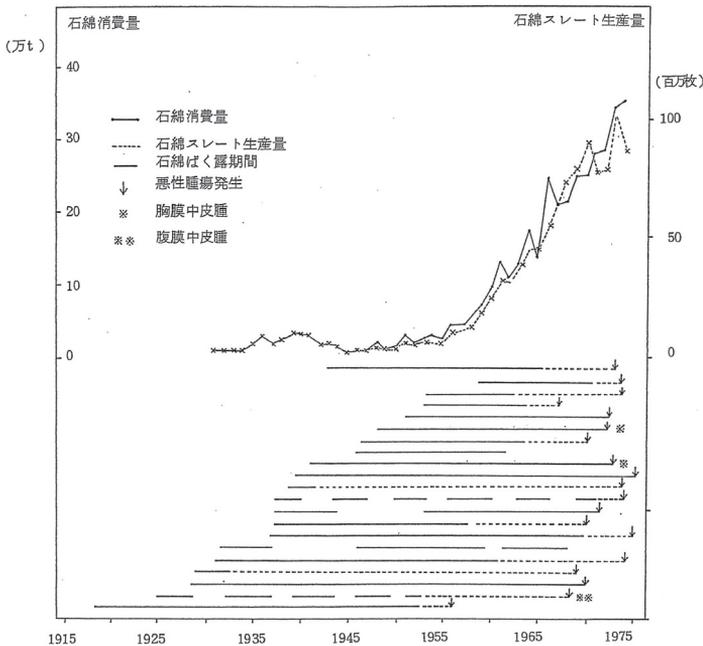
皮腫患者には石綿作業従事者の身内親戚者や工場近隣居住者も存在する報告したイギリスのニューハウスの一九六五年の論文の内容等も含まれていた。

一方、労働省は一九七六年以来、「業務上疾病の範囲等に関する検討委員会」を設置して検討を進め、一九七八年に、職業病リスト

(労働基準法施行規則(別表第一の二(第三五条関係))を改正した。

これによって、第七号の七「石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫」という例示が新設され、労災認定基準(同年一〇月二三日付け基発第五八四号「石綿ばく露作業従事労働者に発生した疾病の業務上外の認定について」)も策定された。一九七七年度以前の累計労災認定件数は、肺がんが一〇件で、中皮腫は一九七八年度に最初の労災認定事例が出ている(石綿肺は、第五号「じん肺又はその合併症」に含まれる)。同年、労働省労働基準局編『石綿による健康障害の評価』(労働法

表 8. 石綿消費量、石綿スレート生産量と悪性新生物発生状況



1976年の労働省通達で示された資料のひとつ

注 労働の場における石綿ばく露歴のある者に発生した肺がん等の悪性腫瘍について現在までに把握された事例である(※、※※以外は肺がん)

例実務センター）が発行されている。

また、一九七七年から作業場の気中有害物質の濃度管理基準に関する検討が進められ、わが国独特の管理濃度による規制を導入することとされて、一九八四年に「作業環境の評価に基づく作業管理要領」（一九八四年二月二三日付け基発第六九号）が示されたが、石綿の管理濃度は、抑制濃度時代の行政指導と同じく、二繊維／ccのままであった。

一般住民・環境対策は動かず

なお、一九七二年六月七日の衆議院科学技術振興対策特別委員会で、労働者にがんが多発していることを踏まえた石綿製造工場周辺住民対策が問われ、厚生省公衆衛生局長が、「過去のそのような工場が地域社会に粉じんをまき散らしたというような状態はかなり改善されていると思うのですが、問題がそういうように発展する可能性は防がれているとは思いますが、あれば一般住民の健診についてはわれわれのほうで考慮する必要がある」等と答弁している*。

しかし、厚生省が実態の把握なり、監視に向けた検討等を行った形跡はない。

環境庁では、一九七五年度から一般環境中の石綿測定法の検討を開始し、「昭和五〇年度環境庁委託研究環境中に浮遊するアスベスト粉塵の測定方法に関する委託研究報告書」（労働科学研究所・木村菊二）がまとめられ、これに基づいて一九七七～七八年度に、石綿含有製品製造工場の排出口及び敷地境界での濃度測定を行った。その結果を受け一九七八年末に（第一次）「アスベスト発生源対策検討会」を設置、一九八〇年に報告書がまとめられ、石綿発生源として石綿製品製造工場、自動車のブレーキライニングの摩耗、建築・解体作業等があげられたが、得られた情

* 厚生労働省「アスベスト問題に関する厚生労働省の過去の対応の検証」（2005年）<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/topics/dl/050826-3a.pdf>

報の整理にとどまり、具体的な対策を打ち出すには至らなかった。

一九七六年末に行田労働基準監督署が実施した曙ブレイキ羽生製造所に対する労働衛生監督に際して、下請事業場周辺住民に肺がんによる死亡例があることを把握。同監督署は、行田保健所及び羽生市役所に協力要請して肺がん死亡者の追跡調査を実施した。この件は、埼玉労働基準局及び労働省労働基準局長宛てにも一度ならず報告されていたにも関わらず、上部機関が腰を上げることはなかった*。

石綿業界の反応、AIA加盟

以上みてきたような健康・環境問題（内外での発がん性、公害の可能性の焦点化と規制の強化等）は、一九七三年秋からの第一次石油ショックと重なって、わが国の石綿業界を直撃した。石綿スレート業界の不況カルテルの実施や、石綿紡織品業界における中小企業事業転換法に基づく事業転換の促進等といった事態に陥ったのである、そのような中で、一方で、脱石綿（や海外移転）の道を探る動きが始めるとともに、他方では、業界全体として規制強化に抵抗して延命を図る動きが活発化していく。

一九七六年初めに、日本石綿製品工業会は『石綿あれこれ』というパンフレットを発行^{**}。ここでは、「昔のひじょうに悪い作業環境の時代のものが現在問題になつている：最近のように管理が行き届いていれば、今後ほとんど影響はないと考えてよい」（二〇〇五年夏のクボタ・ショック時の業界の主張と全く同じである）、「石綿による害は公害ではなく、職業病」等と主張している。

同年八月には、日本石綿紡織工業会が、五月に発出された前述の行政通達「石綿粉じんによる

* 厚生労働省「アスベスト問題に関する厚生労働省の過去の対応の検証」（2005年）<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/topics/dl/050826-3a.pdf>

井上浩『労働基準監督官日記』（1979年）、井上浩「監督官労災日記」『安全センター情報』1999年4月号～2000年3月号

** 『石綿』No.365（1976年）に全文掲載

国とならぶ三大石綿消費国であり、I A I Cへの参加をかねて要請されていた」（『石綿』三六三号）。翌一九七七年には、I A I Cが改称したA I A（一九七六年設立、加盟国三四か国）に、業界全体―石綿協会として参加することになり、同協会内にA I A部会が設置されて活動が開始された。

この事情は、『せきめん』誌三八九号（設立満三〇年記念号、一九七八年）に寄せた会長挨拶で次のように説明されている。「当局御了解の下に石綿協会が中心となつて本件処理に当ることとなり、昨（一九七七）年は石綿国際協会（A I A）へ加盟致し、本（一九七八）年四月には日本経営者団体連盟（日経連）に加盟、今後労働衛生問題につき会員及び当局間の一層緊密な連絡の保持に心がける決心で居ります」。

「品種別の協会・工業会が活躍した時代」から、健康・環境問題、規制強化に対抗するために再び石綿協会が前面に出てくる時代になったとも言えよう。一九八二年に同協会内に安全衛生委員会が設置されているが、当初はA I A部会の下部組織であったことも、協会における安全衛生問題の位置づけを反映しているものと考えられる。

ちなみに一九八一年、日本アスベストは、社名をニチアスに変更した。同社百年史によると、「石綿が健康障害の原因の一つとして取り上げられ始めたこと、一方では当社製品・商品に占める原料としての石綿の割合はすでに約一〇％に低下しており、石綿という一つの物質を社名とすることは適切ではないということであった」と説明されている*。

* 『ニチアス株式会社百年史』

4 管理使用か禁止か——ILO石綿条約

禁止措置導入の動き始まる

ときはまさに、管理使用から使用禁止へと世界的流れが変わり始めた時期であった。内外の石綿業界は、管理規制の強化の問題にとどまらない可能性を予知したからこそ、前記のような動きになってきたものと理解できる。

アメリカでは、一九七〇～七二年にミネソタ州、ニューヨーク州などが禁止したのを受けて、連邦政府も一九七三年に吹き付けを禁止した。

一九七二年にデンマークが、吹き付け及び断熱材への石綿の使用禁止を導入。同じく一九七二年にイギリスがクロシドライトの輸入を中止（企業による自主措置）。スウェーデンが一九七五年にクロシドライトの流通及び使用を禁止し、続いて一九七六年に断熱材への（クロシドライト以外の石綿の）使用を禁止した。

一九八三年に欧州経済共同体（EEC）として、クロシドライトの流通・使用を原則禁止する指令を採択。同じ年にアイスランドが、全石綿の原則禁止を導入した世界初の国となった。翌一九八四年にはノルウェーもこれに続き、一九八五年にはEECレベルで全石綿について吹き付けな

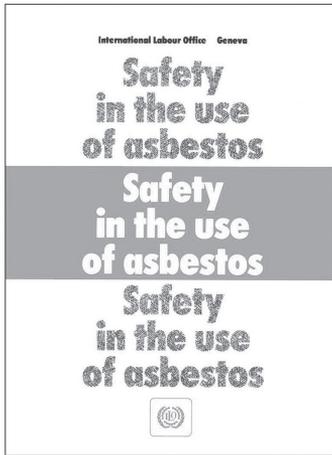
ど六品目への禁止。一九八六年には、デンマークとスウェーデンが全石綿の原則禁止を導入*。

アメリカでは石綿訴訟が激増。世界最大の石綿企業と言われたマンヴェイル社が、被害訴訟の負担に耐えかねて一九八二年に計画倒産したことも大きな注目を集め、環境保護庁(EPA)が段階的禁止導入の提案を行うに至った**。

なお、IARCが一九七七年に、「人に対する化学物質の発がんリスクに関するモノグラフ一四巻(アスベスト)***」で、また一九八二年の再評価でも石綿の発がん性を再確認、一九八六年にWHOが「環境保健クライテリア(EHC)五三 石綿及びその他の天然鉱物繊維****」を、一九八七年にはIARCが「石綿のヒトに対するがん原性の根拠*****」に関する見解を公表している(石綿は第一群(ヒト)に対してがん原性である)に分類された)。

国際論争を反映したILO条約討議

ILOは、一九八一年及び一九八三年に、「石綿の使用における安全に関する専門家会議」を開催し、「石綿の使用における安全 実施要綱****」(別掲図)を起草、これは理事会の承認を受けて出版された(翌年石綿協会が日本語訳を「石綿を安全に使用するための実施要綱」として発行している)。同じ理事会ではまた、一九八五年の第七一回ILO総会の議題のひとつとして



* European Commission DGIII, Asbestos directive; Detailed explanatory notes, 1999, 『安全センター情報』1999年10月号

** 広瀬弘忠『静かな時限爆弾—アスベスト災害』(1985年)他

*** Summary <http://monographs.iarc.fr/ENG/Monographs/vol14/volume14.pdf>

**** <http://www.inchem.org/documents/ehc/ehc/ehc53.htm>, 石綿協会が1989年に日本語訳を出版。

***** <http://www.inchem.org/documents/iarc/suppl7/asbestos.html>

***** <http://www.ilo.org/public/english/protection/safework/cops/english/download/e841853.pdf>

「石綿の使用における安全」を取り上げることも決定され、同総会で第一次討議が行われた。

そして一九八六年の第七二回ILO総会で、第二次討議が行われたうえで、「石綿の使用における安全に関する条約」(石綿条約、第一六二号)が採択されたのである。

石綿条約をめぐる討議は、この時期の国際的な論争を反映するものとなった。すなわち、使用者代表は、「これからも石綿の使用は増大するだろう。使用禁止は発展途上国の雇用に影響を与えることにもなるので、発展途上国の施設建設に有効な措置をとるよう」に石綿の安全な使用(管理使用)を規定した条約とすべき」と主張。

これに対して労働者代表は、「石綿の安全な使用ではなく、石綿の使用における安全を討議しているのであり、防止・抑制措置だけでなく、段階的な禁止・代替措置を含めた総合的な対策が必要」との立場であった。

北欧諸国を代表したスウェーデン政府代表は「条約には使用禁止の原則を入れるべき」と述べ、開発途上国の政府代表は「発展途上国にとっては、やと石綿を使用できる技術をもちえた段階であり、代替促進や使用禁止は大きな負担になる。常識的な工学的抑制措置を基準とした柔軟な条約とすべき」との立場が多かった。

〈労働者代表＋北欧諸国政府代表グループ〉対〈使用者代表＋開発途上国政府代表グループ〉、〈EC、アメリカ等の政府代表〉が中間に位置するという構図となった。^{**}

工学的管理等と代替・禁止を並列

結果的にILO石綿条約には、クロシンドライト及び石綿の吹き付け作業の禁止が盛り込まれ、

* <http://www.ilo.org/ilolex/english/convdisp1.htm>、日本語訳 <http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/c162.htm>

** 伊藤彰信「ILO石綿条約の討議に参加して」『いのち』No.250(1987年) 次頁別掲図

また、工学的管理等または認可等と、必要かつ実行可能な場合の代替または禁止を並列するものとなった(原案では、前者が十分でない場合には後者とされており、労働者代表は後者を前者に優先させることを強く主張した)。

日本政府は、管理使用を支持する立場で、使用禁止に反対した。また、日本独自の作業環境評価基準という考え方を容認させる、個人保護具の使用を「一時的、緊急的」以外に「例外的」措置としても認めさせる、さらに、一定の建物等からの石綿の除去を「認可制」とすることに反対して、いずれも何とか主張を認めさせた。「作業場から発散される石綿粉じんが一般環境を汚染することを防止する」規定についても全文削除を求めたが、これは受け入れられなかった。いずれにしろ、きわめて消極的な態度をとったわけである。日本政府がこの条約を批准するのは、一九年後の二〇〇五年のことである。

石綿協会は、「我国の規制が現在以上に厳しさを増大する様な条約の締結に反対」という姿勢で臨み、「AIIA会員相互間では率直な話し合いも出来たし、又仲間意識もあって非常に協力的で大いにプラスとなった事、又…日経

ILO石綿条約の 討議に参加して

伊藤 彰信
(全日本港湾労働組合 総務部長)

をかちとっています。石綿による健康被害は、買手が1名については本業が中心です。そして、1985年4月からは、じん肺法施行規則を一部改正させて、港湾作業者をじん肺作業とさせることができました。

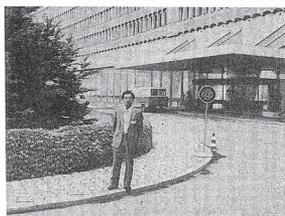
2. ILO石綿条約 について

ILOは、1986年6月にスイスのジュネーブで開催された第72回総会で「石綿の使用における労働者に対する条約」(第162号) (以下「ILO石綿条約」という)を採択しました。

私は、総会を主催する石綿委員会に出席してきましたので、石綿の対策を考える場合のひとつの参考になるILO石綿条約について、その討議経過を含めて報告したいと思います。



ILO本部 (ジュネーブ、スイス)



筆者 (ILO本部 前面にて)

< ILOにおける条約討議の方法 >

ILO条約とは、国際的に守るべき最低労働基準を定めたもので、条約を批准した国は、条約を遵守する義務を生じます。締結は各国政府を拘束するものではなく、各国政府がとるべき方向を示した行動指針です。

ILOにおける条約・勧告の討議は、理事会で総会議題として取上げることが決まっているから、ILO事務局から各国にどのような討議をするか資



5 石綿の本格的な社会問題化

わが国での先駆的な取り組み

わが国では、一九八六年から八九年にかけて各種メディアが石綿問題を大きく取り上げ、本格的な社会問題化が始まった。「アスベスト・パニック」、あるいはとくに一九八七・八八年に学校の吹き付け石綿が焦点になったことから「学校パニック」とも呼ばれる。

これには、わが国での実態把握等の調査研究や、被害の掘り起こし、対策を求める先駆的な取り組みがあった。

厚生省が研究助成金「地域がん登録による予防、医療活動の評価に関する研究 昭和五五年度報告書」には、大阪府がん登録及び日本病理剖検輯報等をもとに一九六七～七八年の大阪府における中皮腫の罹患率及びその推移をわが国で初めて報告（同期間に五九例の中皮腫症例を確認）して諸外国と比較、また各国の中皮腫登録の活動も紹介した「大阪における中皮腫の疫学」（森永謙二他）が収録されている。一九八〇年七月には大阪中皮腫研究会（代表、世良好澄・国立療養所近畿中央病院院長）の準備会が組織され、翌年六月に第一回の中皮腫パネル（病理学的検討）が行われており、一九八〇年三月一五日付け朝日新聞は、「研究者の間では『そろそ

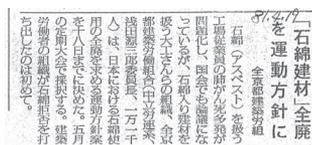


る石綿関係労働者だけでなく、一般の人にも肺がんや中皮腫が増える恐れがある』として自主的な監視、研究体制を作る動きが出てきている」と、このような動きを報じている。

全港湾では、一九七四年の神戸港での集団健診で初めて石綿肺を確認。一九七六年に石綿肺と診断された労働者二人のじん肺管理区分申請を行ったが、港湾荷役作業は粉じん作業ではないという理由で却下されてしまった。その後、全国的な調査結果をもとに、一九八一年に、一〇九人のじん肺申請を一齐に行うとともに、労働省に港湾荷役作業を粉じん作業とすることを要求し、一九八五年に実現させた。また、喉頭がん、胃がんについても石綿曝露によるものと認めさせるために労災申請を行ったが認められず、以来、わが国ではまだ認定事例がないままである。

石綿含有建材を取り扱う機会の多い労働者の立場から、全京都建築労働組合は一九八一年に、日本における石綿使用の全廃を求める方針を決めている。各地の建設労組に石綿被害の掘り起こしや被害を防止する取り組みがひろまり、全建総連は一九八七年に、アスベスト対策委員会を設置、他団体とも連絡を取り、全面使用禁止を求めていくことを決定した。

一九八二年五月八日付け読売新聞夕刊は、「石綿肺ガンの恐怖 五年で三九人死んでいた 基地や造船関係」という見出しで、横須賀共済病院で一九七六～八二年に入院・死亡した患者の病理解剖結果と石綿曝露歴の追跡調査の結果を報じた。このニュースに衝撃を受けた全造船浦賀分会と退職者の会は、神奈川県労災職業病センター等と協力して退職者の会会員三三〇名を対象に健康アンケート調査を実施。翌年四月からは自主健診を開始し、一九八四年からは全駐労横須賀支部も加わって調査・健診対象者を米海軍横須賀基地退職者(約六千人)に拡大するとともに、発見された石綿肺患者の労災認定等にも取り組み、一九八五年二月、全国じん肺患者同盟横須賀支部・横須賀地区じん肺被災者の会が結成された。この間、横須賀地区労、神奈川県評



等とともに横須賀市、神奈川県等に石綿対策に取り組むよう要請も行われ、全造船は同年の定期大会運動方針のなかで石綿製品の全面使用禁止を掲げるに至った。

また、この横須賀での取り組みの中から、石綿肺に罹患した住友重機械工業の元労働者八人が、一九八八年七月に横須賀石綿じん肺訴訟を提起することになるが、わが国における先行する石綿訴訟としては、日本アスベストで吹付工として働き石綿肺に罹患した二人の労働者に係る損害賠償請求訴訟が一九八〇年三月に東京地裁で和解しており、また、後述の長野じん肺訴訟が一九七七年に提訴されている。

沖縄では、一九九四年から米軍基地に使用されている石綿及びその解体による健康被害、大気汚染等が社会問題化し、全駐労沖縄地本は基地内立ち入り調査の徹底、全面撤去、健康対策等を要求、問題は県庁舎解体対策等にも及び、石綿対策を講じた建築物解体の必要性がひろく県民に浸透するところとなった。

総評・春闘共闘には「労災職業病対策会議」があつたが、一九八〇年代はじめに関係単産と研究者による「職業がん研究会」が発足、各単産や地方での取り組みと同研究会の存在、そしてILO石綿条約の討議に代表を派遣したことが、後述の石綿全国連の結成呼びかけにつながった。

また一九八五年末には、わが国初めての石綿問題の一般向けの啓蒙書として、広瀬弘忠(東京女子大学教授)『静かな時限爆弾―アスベスト災害』(新曜社)が発刊されている。

アスベスト・パニック

一九八六年になると、まず一月に、アメリカでEPAが石綿の段階的全面的禁止の方針を打ち出



したことが大きく報じられた。四月には、大阪府北部で石綿糸・布等を製造し一九八一年に閉鎖された小規模な石綿紡績工場の全従業員二〇八人を一九八三年末まで追跡調査した結果、石綿関連疾患で七人が死亡(肺がん三人、中皮腫一人)、肺がん死亡は一般の六・八倍等と明らかにした「日本初の疫学調査」の結果が公表された。

六月には、前述のILO石綿条約が採択され、また、長野市内の石綿紡績工場に勤務し石綿肺になった元従業員と遺族計二四人が、雇用主の平和石綿工業と親会社の朝日石綿工業、国の三者を相手取って損害賠償を求めていた長野石綿じん肺訴訟の判決が長野地裁で下された。同判決は、国の責任は認めなかったものの、被告二社の安全配慮義務違反を認め一億九千万円の賠償金の支払いを命じた(七月に和解が成立)。

一〇月には、米海軍横須賀基地で空母ミッドウェイの改修工事(別掲写真)に伴う石綿廃棄物が路上に不法投棄されていたというニュースが報じられた。被害者の掘り起こしを進めていた神奈川県労働職業病センター等が、春から行われていた同空母の改修工事で排出された石綿廃棄物の行方を追跡する中で発覚したもので、米軍基地内では「石綿廃棄物専用」コンテナで他の廃棄物と区別されていたものが、基地から運び出されたとたん横浜市内の中間処理場で粉砕されて他の廃棄物と混ざり、さらに千葉県内の最終処分場に無防備に捨てられている実態も曝露され、大きく報道されて、廃棄物処理法の不備も明るみに出した。結局、米軍はミッドウェイから出た石綿廃棄物を本国(クエーク島)に持ち帰った。

このようななかで一月には、石綿問題に取り組んできた研究者が中心になって、名古屋大学で「第一回日本石綿シンポジウム」が開催された。「石綿研究の歴史と最近の知見」及び「わが国の石綿問題の現況」が報告され、全京都建築労組や沖縄からの報告も行われている。ニューヨーク・マ



た。

一九八七年に入ると、二月に大阪大学環境工学科研究棟で、続いて東京大学工学部、神戸市の公共上屋（港湾倉庫）、川越市の教職員住宅、小松市の自衛隊基地周辺の小中学校等々で吹き付け石綿がみつかり、メディアでも取り上げられ、また、利用者や住民の取り組みが始まるなど、建物内の吹き付け等の石綿、建築物解体時の石綿粉じん飛散防止対策に対する関心が全国各地で急速に高まった。

とりわけ学校の吹き付け石綿に対する社会の関心が集まり、地方自治体も調査せざるを得なくなつて、結局文部省が全国の公立・私立の学校・幼稚園、国立学校等における吹き付け石綿の実態調査を指示、公立学校（小中高等）合計約四万校のうち千三百余校でみつかるとの結果が公表された。厚生省、建設省、防衛庁等も同様に、所管・関連する施設・建物等における吹き付け石綿の実態調査を行うこととなつた。こうした結果、とりわけ一九八八年の夏休み期間中に集中して、発見された吹き付け石綿の除去等工事が全国で行われるという状況の中で、各地で混乱やトラブルも頻発している。

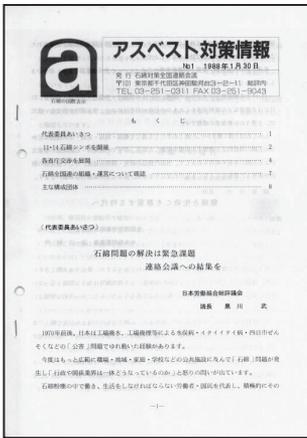
さらに一九八七年七月には、ベビーパウダーに石綿が混入しているという分析結果が、シヨッキンダグなニュースとして大々的に伝えられた。分析を行った産業医学研究所・神山宣彦氏が一九七五年に行つた分析結果ですでに確認されていたにも関わらず、石綿に汚染されたベビーパウダーが流通し続けていたという事実も関心を煽ることになった。厚生省（業務局審査第二課長）は「ベビーパウダーの品質確保のための検討会」を設け、一月に、今後輸入、製造にあたって原料に石綿が含まれていないことをメーカー側に確認させるよう、各都道府県に通知した。また、学校で使用される石綿金網や石綿含有水道管のことなども問題になった。



石綿対策全国連絡会議の結成

一九八五年以前からの先駆的な取り組みも含めて、一九八六〜八七年の諸事件の現場や関係者による取り組みが急速に広がっていた。住民、市民の立場からの運動も新たに生まれてきたわけで、日本消費者連盟が一九八七年春に発刊したブックレット『グッバイ・アスベスト』は、各地で活用された。

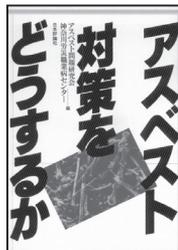
一九八七年九月に東大全学職員連絡会議と東大自主講座が開催したシンポジウム「石綿（アスベスト）問題は今」を契機として、一月にアスベスト根絶ネットワーク（アスネット）準備会が結成され、一九八八年二月に正式に発足した。アスネットは、建物の石綿問題に取り組む市民らが結集する場となり、また、各地の住民、市民団体等の相談に応じていった。



石綿対策全国連絡会議機関誌『アスベスト対策情報』創刊号（1988年1月30日）

また、横須賀での取り組みの中心となった神奈川労災職業病センターの田尻宗昭所長の呼びかけで、鈴木武夫（国立公衆衛生院院長）、佐野辰雄（元労働科学研究所副所長）両氏をはじめ研究者、医師、弁護士らによってアスベスト問題研究会が組織され、その成果が『アスベスト対策をどうするか』（日本評論社）として一九八八年七月に出版された。

様々な努力を結集させるかたちで、



一九八七年二月四日、労組、市民団体、様々な分野の専門家をはじめ関心を持つ個人で構成される石綿対策全国連絡会議（石綿全国連）の結成総会をかねて、同準備会と総評の共催による「労働者・住民のいのちと健康の破壊を許さない石綿（アスベスト）シンポジウム」が開催された。集会では、横山邦彦・近畿中央病院医長の記念講演、国労、日本消費者連盟、全駐労、全建総連、全港湾、日教組、東大全学職員連絡会議、自治労、神奈川労災職業病センター、全水道、全国じん肺弁護団、廃棄物を考える市民の会等の参加団体からの報告も行われ、結成された石綿全国連の代表委員には、黒川武・総評議長、江口利作・全建総連委員長、竹内直一・日本消費者連盟代表、田尻宗昭（前出）、佐野辰雄（前出）の五人が就任した*。

石綿全国連は早速、①石綿の全面使用禁止をめざし、当面、極めて発がん性の高いクロシドライトの使用禁止、その他の石綿の抑制基準濃度を○・二繊維/ccとすること、②石綿に関する労災認定を石綿肺、肺がん、中皮腫以外にも拡大し、労働者以外の石綿被害者の補償制度を確立すること、③関係省庁を一本化した石綿対策機構を直ちに設置すること、④ILO石綿条約を批准すること、⑤公立学校など教育施設において石綿による健康被害者が発生しないよう、石綿の除去及び健康対策を確立することなどを申し入れて、労働、環境、厚生、通産、文部、建設の六省庁との交渉を行った。しかし、関係省庁間の連携はまったくなく、いずこも新たな対策の着手には消極的な対応であった**。

翌一九八八年三月には、社会党に提言する会公害・環境プロジェクトチーム（田尻宗昭・代表）が、前出と同じ六省庁の担当部局の課長クラス約四〇名を一堂に集めて石綿問題合同ヒアリングを実施***。社会党から土井たか子・委員長らと石綿全国連参加団体など、全国各地で石綿問題に取り組み団体の代表ら約五〇名が参加した。

* 『アスベスト対策情報』No.1 (1988年)

** 『アスベスト対策情報』No.2 (1988年)

*** 『アスベスト対策情報』No.4 (1988年)

石綿全国連としても、夏休みに全国一斉に行われる見込みの石綿除去等工事に対して高まっている不安に応えることも目的に、同年六〜七月に石綿問題連続講座(テーマは、①石綿による健康障害、②吹き付け石綿と環境汚染、③ILO条約と諸外国の石綿対策、④石綿廃棄物と有害物対策)と「アスベストの追放を求める労働者・市民のつどい」の開催(集会後、保護衣着用者を先頭にわが国ではじめての石綿追放デモも実施)、文部科学省、東京労働基準局、東京教育庁との交渉、都道府県に夏休み中に工事の行われる学校名を公表させる働きかけ、また三月大阪、一月福岡での石綿シンポジウム開催、と精力的に活動を開始した。一〇月二七日には、第二回総会と合わせて、スウェーデン労働総同盟顧問医のウエスターホルム博士を招いて、国際シンポジウム「アスベストによる健康・環境破壊防止対策―スウェーデンにおける対策を参考に」を開催したが、これはわが国の今後の政策提言に向けた取り組みの第一歩でもあった。

労働者・市民を代表して、石綿の全面使用禁止をめざして、総合的な石綿対策の強化・確立を求める石綿全国連が登場したことはわが国の歴史上画期的なことであり、様々な現場で問題に取り組み全国労働者・市民を結集し、取り組みを立ち上げ・展開し、またそれを支援するといふかたちで、石綿全国連は一九八七〜八八年の全国各地の運動に大きな影響を与えた。

行政の学校・パニックへの対応

しかし、政府の対応は鈍かった。石綿全国連第二回総会は、政府の基本的態度を、①石綿は安全に使用すればよい、②一般環境のリスクは少ない、③低濃度ならば安全である、④吹き付け石綿の対策だけが問題である、というものと要約している。加えて、縦割り行政のなかでの各省市ま

* 『アスベスト対策情報』No.6(1988年)

** http://www.env.go.jp/air/asbestos/minist_conf/conf050826/mat03_2_an/ref03-1.pdf

かせということも指摘できるだろう。

労働省は、一九八六年九月六日付け基安発第三四号「建築物の解体又は改修の工事における労働者の石綿粉じんへのばく露防止等について」を发出、法令による措置に加えて、石綿等の使用箇所・使用状況の事前調査の実施、解体作業場所の隔離等を指示した。これを踏まえて建設業労働災害防止協会が一九八七年七月に、「建築物の解体又は改修の工事における石綿粉じんへのばく露防止のためのマニュアル」を作成、一九八八年三月三〇日付け基発第二〇〇号「石綿除去作業、石綿を含有する建設用資材の加工等の作業等における石綿粉じんばく露防止対策の推進について」も示された。

一九八七年一〇月二四日に環境庁は文部省に対して、また同月二六日には都道府県等に対して、「吹付け石綿で覆われた天井等が存在する学校施設の改修、解体等を実施する場合には、アスベストの環境大気中への排出抑制が適切に実施されるよう、施設管理者への指導」を要請（環大規第二二四号）*。文部省は、同年一月二一日付けで都道府県教育委員会施設主管課長等宛てに「アスベスト（石綿）による大気汚染の未然防止等について」通知（六二国施指第四号）した。

翌一九八八年一月二〇日には、厚生省の建築物内における健康に影響を及ぼす粉じんの実態とその抑制に関する研究班（前年八月に設置）の「当面の建築物内アスベスト対策について（中間報告）」がまとめられ（同年三月に最終報告、同月に「生活衛生領域におけるアスベストの測定評価法に関する研究報告書」もまとめられている）、同年二月一日には、環境庁大気保全局大気規制課長と厚生省生活衛生局企画課長の連名で、「建物内に使用されているアスベストに係る当面の対策について」通知された（環大規第二二六号*、衛企第九号）。なお前後して、文部省、厚生省は、石綿処理工事等を国庫補助の対象とすることも決定、通知している。

* http://www.env.go.jp/air/asbestos/minist_conf/conf050826/mat03_2_an/ref03-1.pdf

一九八八年六月に、建設省住宅局建築指導課、建設大臣官房官庁営繕部監督課監修『既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説』が日本建築センターより発行され、建設省は、「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止対策の推進について」通達、同年一〇月には上記技術指針・同解説を踏まえて、建設省所管官庁施設における調査方法や標準的な仕様書の内容等を示した「吹き付けアスベスト粉じん飛散防止対策暫定方針」を定めて地方建設局等に通知、二月には、都道府県宛てに公共住宅においても的確な対策を継続するように通知している(なお、上記暫定方針の内容について一定の実績を得たことを踏まえてとして、一九九八年度版の「建築改修工事共通仕様書」に吹き付け石綿に係る規定が追加された)。

関係省庁から新たな行政指導通達等が乱発される一方で、施設・建物等の所有者・管理者等に対する教育・指導は徹底されず、生徒・児童や父母、利用者等に石綿とその対策に対する理解も徹底されないままに調査や工事の迅速さのみが強調され、法令にも違反する工事が少なくない実態であった。まさに「学校パニック」と呼ばれた所以である。

調査指示に誤りがあったり、調査から漏れた吹き付け石綿も少なくなく、吹き付け以外の石綿含有建材等はほとんど調査もされないまま。また、除去されなかつたものも、調査結果の記録が文書保存期間終了後に破棄されてしまい、情報が引き継がれずに後に問題を生じさせたなどの例も少なくない(建設省は、自らが所管する建物については、調査結果とその後の処理・対策の経過を継続的に把握し続けたが、同じことを自ら以外のものには求めなかつた)。建設省の対応が相対的に遅れたようにも見えるが、逆に他省庁の対応の方が拙速なものであつたと言ふこともできる。いずれにしろ、省庁間の連携のとれた対応とは到底言い難かつた。

東京都の「アスベスト対策大綱」、大阪府の「アスベスト対策基本方針」など、独自の対策を定め

る地方自治体も出てきている。

廃棄物対策・濃度基準

一九八七年一〇月二六日には、環境庁水質保全局長と厚生省生活衛生局水道環境部長の連名で「アスベスト（石綿）廃棄物の処理について」^{*}通知している。「アスベスト廃棄物の処理に関する基準について、今後、必要な調査検討を行う」としつつ、当面留意すべき事項を示したものであった。厚生省は、（社）日本廃棄物対策協会に依頼して、「建築、解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針・同解説」を取りまとめ、翌（一九八八）年夏に、工事業者、産業廃棄物処理業者、医療関係団体等に周知、「アスベスト廃棄物の適正処理について」指導した。

一九八七～八九年に厚生省が（財）日本環境衛生センターに委託した、「最終処分場におけるアスベストの挙動に関する研究報告書」では、上記技術指針・同解説に対する評価として、（廃棄物について）石綿かどうかの識別が困難である、不適正処理への罰則がないなどの問題点を指摘しているものの、「このような問題点はあるが、吹付けアスベスト等飛散性の高い大量発生アスベスト廃棄物は、当面この技術指針に即した適正処理の推進を図る必要がある」として、法令による対応は勧告していない。

厚生省、環境省は一九八一～八九年度に廃棄物最終処分場の敷地周辺（最高濃度八・三七繊維／トリツ）及び埋立作業場所周辺（最高濃度三三・三繊維／トリツ）の大気中石綿濃度を測定しているのであるが、当時の判断としても「当時の石綿の紡績品製造工場の敷地境界（最高濃度三七八（平均九九・三）繊維／トリツ・昭和六二年度環境庁調査結果）等と比較して低いものであった」と

* http://www.env.go.jp/air/asbestos/minist_conf/conf050826/mat03_2_an/ref03-1.pdf

する評価を妥当というわけにはいかないだろう。

一九八八年に、労働大臣が作業環境評価基準を新たに作成、労働安全衛生法改正により作業環境測定結果の評価は同基準に従って行われなければならないこととされた。同基準で示された石綿の管理濃度は二繊維／cc(クロシドライトの場合は〇・二繊維／cc)で、一九七六年から行政指導で行われてきたものを法令による規制に格上げしたにすぎず、翌年度の労働省の委託研究「石綿の諸外国における許容基準に関する文献的研究」でも確認されている、一繊維／ccがこの時点での大勢、アメリカではすでに〇・二繊維／cc(一九八六年から、一九九〇年からは〇・一繊維／cc)と比べて高すぎる数値であった。

日本産業衛生学会によると、一九八一年の許容濃度について、「その後、一九八六年に改訂の動きがあった。：一九八七年に石綿に関する小委員会が発足し、発がん物質についての小委員会と並行して進めることになった。小委員会の担当委員が大学の要職に就き、その後健康を害したと、日本バイオアッセイ研究センターでの吸入実験が実施中であったこと等の理由で、検討は行われたが提案に至らなかった」という。^{**}

いずれにしろ、現在に至るまで、作業現場の濃度規制は屋内作業場にしか適用されず、問題となってきた建築物の解体・改修現場や廃棄物処分場等の屋外作業は規制の網から漏れたまま放置されている。

環境庁が一九八一〜八三、八七〜八九年度に建築物解体現場の大気中の石綿濃度を測定しているが(解体工事後最高濃度八・五二繊維／トリ)、これまた、当時も現在も「石綿製品製造工場周辺と比較して相当に低濃度であった」という評価で、建築物解体等現場周辺の環境濃度は今日に至るも規制されていない。

* 厚生労働省「アスベスト問題に関する厚生労働省の過去の対応の検証」(2005年) <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/topics/dl/050826-3a.pdf>
環境省「石綿(アスベスト)問題に関する環境省の過去の対応について」(2005年) http://www.env.go.jp/air/asbestos/minist_conf/conf050826/mat03_2.pdf

** 日本産業衛生学会粉じん許容濃度検討班「石綿粉じんの許容濃度の改訂勧告」『産業医学』15: 289-294(1973年)

一九八九年度には、厚生省が(財)ビル管理教育センターに「室内空気環境リスクアセスメントに関する研究」を委託しているが、室内空気環境の濃度基準が今なお策定されていないことも同様である。

環境庁のモニタリング等

環境庁では、一九八〇年の「アスベスト発生源対策検討会報告書」の後も調査・研究が継続されている。一九八〇～八三年度には石綿健康影響に関する委託調査が行われ、これは、一九八七年度に「アスベスト健康影響調査」としてまとめられている。一九八一～八三年度には、全国規模の大気環境モニタリング(「アスベスト環境濃度の立地特性別相対評価調査」)も行われ、石綿製品製造工場散在地域、道路沿線、蛇紋岩採石場、工業地域、住宅地域等における大気中の石綿濃度が測定された。この調査に助言を与え、結果を評価するために一九八一年に第二次「アスベスト発生源対策検討会」が設置され、一九八四年末に報告書がまとめられて、翌年『アスベスト排出抑制マニュアル』(ぎょうせい)として発行された。環境庁は一九八五年二月に、厚生、通産、労働、建設の各省、都道府県、石綿協会等に、同報告書を送付し、「アスベストによる大気汚染が長期的には問題となる可能性があるので、本報告書の趣旨を踏まえて石綿の大気環境中への排出の抑制等について配慮するよう取り計らう」ことを依頼している*。

一九八二年度には、「大気汚染物質と遅発性健康障害」報告書もまとめられており、アスベストについても取り上げて、一般大気環境中の石綿濃度について、「日本においても、環境汚染の実態把握、発生源の探索、日本人についての生物学的データの収集など地道に努力を積み重ねる必要が

* 昭和60年2月21日付け環大気第38号「アスベスト(石綿)による大気汚染の未然防止について」
http://www.env.go.jp/air/asbestos/minist_conf/conf050826/mat03_2_an/ref03-1.pdf

あろう」としている。一九八〇年度「自動車より排出される排気以外の排出物に関する研究」、八二〜八三年度「自動車より排出されるアスベスト調査」も行われている。

一九八六年度には、前出一九七九年の「大気中発がん物質のレビュー（石綿）」の大幅な増補が行われ、翌年度「石綿・ゼオライトのすべて」として発行された（財）日本環境衛生センター）。これには、一九八七年二月二十八日付け朝日新聞夕刊で報じられた石綿工場近隣居住主婦の中皮腫の事例も紹介されている。報告書は、「大気汚染物質としての石綿に関する一層の重点課題として取り組むべきである」と括り、「両疾患（肺がん・中皮腫）を対象とすることに異論の余地はない」ともしている。

一九八四年の検討会報告書で長期的に環境モニタリングを継続する必要があるとされ、また同年度「アスベストモニタリングマニュアル」がまとめられたことを受けて、一九八五年度から隔年で全国規模の大気環境モニタリング（「未規制大気汚染物質モニタリング」）が実施されるようになった（しかし、一九九五年度で打ち切られた）。

また、一九八七〜八九年度には、石綿製品製造工場の敷地境界、建築物解体・改修工事現場、廃棄物処分場に重点を置いた発生源精密調査、八八〜八九年度には「アスベスト製品製造工場における排出抑制対策等実態点検調査」も実施された。前者の結果を評価するために一九八八年に「アスベスト対策検討会」が設置され、同年一月に報告書が取りまとめられた。同報告書は、次のような「まとめ」をしている。

「昭和六二年度の調査結果を見ると、一部のアスベスト製品製造工場の敷地境界において最高値約一〇〇繊維／ dm^3 （平均）のアスベスト濃度が測定されるなど排出抑制の十分な実施が疑われる場合があることが判明した。このような濃度が今後とも継続した場合には、発生源周辺におい

てリスクが相対的に高まることとなる。したがって、発生源周辺におけるアスベスト濃度をWHOが検出できないほど低いリスクとしている濃度範囲におさえるため、アスベスト製品製造工場において、適正な維持管理等の実施を確保するよう、所要の措置を講ずることが必要であると考えられる。

なお、一九八八年三月には、前出の『アスベスト排出抑制マニュアル 増補版』（ぎょうせい）が発行されている。

一九八九年大気汚染防止法改正

環境庁は、アスベスト対策検討会報告書を受けて一九八九年に、大気汚染防止法の改正を行って、石綿製品製造工場に対する規制に乗り出した。主な改正内容は、①特定粉じん（石綿）発生施設（解綿用機械、混合機等九種類）を設置する工場・事業場の規制基準（二〇繊維／リットル）を定める、②特定粉じん発生施設の設置・変更に当たっては事前に都道府県知事へ届け出ることとし、当該届出に係る施設について必要に応じ計画変更命令等を行うことができる、③規制基準に適合しない場合には改善命令等を行うことができる、④事業者に測定義務を課すほか、罰則等を設けることとする等である。同年一月には、規制対象施設、規模要件等の政省令事項を検討した「アスベスト対策推進検討会報告書」もまとめられた。

たしかに、一九七〇年頃から公害・一般環境対策が問題になり、調査研究だけを延々と続けてきた環境庁が法規制に乗り出した（一部ではあるが法の網がかけられた）ことになり、また、一九八六年以来全国的に石綿が大問題となってきた通達やマニュアル・指針ばかりが乱発されるな

かで、初めての法令による対応ということではあった。メディアはこれを機に石綿問題を取り上げる機会が激減していった。

しかし、当時も石綿全国連等が指摘したように、①一〇繊維／トリップはWHOの基準でも安全基準でもない、②規制対象は石綿製品製造工場約四百事業所というが労働安全衛生法の特化則適用対象事業場は約三千、そのほか建築物の解体・改修、廃棄物処分場、幹線道路沿線などは対象になっていない、③職業曝露由来以外の健康被害に関する対策は含まれていない、④代替化・使用禁止の促進対策も盛り込まれてはいない、⑤関係省庁が連携する総合的な対策の一環になっていない、等の問題点、課題は山積みであった*。

濃度基準は、この後も度々問題になるが、環境省は一九九六年に、生涯死亡率一〇万分の一（生涯の曝露で一〇万人に一人が特定物質への曝露により死亡）を環境リスクの「当面の目標」にする（「環境リスクのレベルは本来低減されるべきであり、この基準まで許容されると受け止められるべきではない」ともしている）という考え方を確立している。にもかかわらず、すでに濃度基準を設定している物質については、この原則に照らした見直しをしないまま現在に至ってしまったことが、石綿の濃度基準に関する混乱の元のひとつとなっているのである。

この原則にもとづいて石綿の環境濃度基準（リスクレベルに対応する評価値）を算出すれば、クリンタイル単独で〇・二繊維／トリップ未満、単独以外ならば〇・〇五繊維／トリップ程度になる。わが国における最近の住宅地の大気中石綿濃度は概ね〇・一〜〇・二繊維／トリップであるから、この数字は、一般環境中の石綿濃度自体が健康に影響を与える可能性があるということを示唆するものでもある。いずれにしろ、一〇繊維／トリップが、一般大気環境中の石綿濃度の安全基準などと呼べる数字でないことは明らかである。

* 『アスベスト対策情報』No.7(1989年)他

一九九一年廃棄物処理法改正

厚生省水道環境部では、一九九〇年頃より廃棄物処理法の改正に係る検討を開始し、その一環として、毒性や有害性等を有し特別な管理を要する廃棄物の規制(特別管理廃棄物制度)についても検討を行った。ここでは、既出の一九八七年通知で処理方法等を指示していた廃石綿についても、当初から特別管理廃棄物制度の対象として想定して、処理基準の内容やその管理手法についての検討が行われた。

一九九一年に廃棄物処理法が改正されて特別管理廃棄物制度が導入され、①廃棄物の特性を踏まえた特別な処理基準を適用、②廃棄物の排出から最終処分に至るまでの管理体制の強化(排出事業者に管理責任者の選任、処分を委託する場合にはマニフェスト交付の義務づけなど)等が図られた。廃棄物処理法施行令において、廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち一定の要件を満たすものを「廃石綿等」として特別管理産業廃棄物に指定するとともに、その処理基準を規定して、一九九二年から施行された。ただし、廃棄物処分場に係る大気環境中の石綿粉じん濃度規制は行われていない。

一九九三年には、厚生省水道環境部産業廃棄物対策室監修『特別管理廃棄物シリーズⅡ 廃石綿等処理マニュアル』(財)廃棄物研究財団編、化学工業日报社)、翌一九九四年には石綿協会『石綿含有廃棄物実務処理マニュアル』が発行されている。

6 石綿規制法案をめぐる攻防

業界まかせでは進まぬ代替化

アスベスト・パニック、学校パニックが、石綿除去・処理等事業の拡大や新規参入等（一九八八年七月一六日には日本石綿処理工業協会が発足している）とともに、代替化を一定促進したことは事実である。例えば、一九八九年二月二九日付け日本経済新聞は、「発がん性物質であることが問題になっているアスベストについて、日本自動車工業会は九二年までに乗用車、小型商用車用に一切使用しないようにする、との自主規制案をまとめた」と報じている。クボタ・シヨック後、同工業会が運輸省、通産省、環境庁に対して、同年四月には、一九九四年までに全ての自動車について切り替えを完了とした「自動車における石綿材部品の非石綿材への切り替え計画策定の件」、一九九四年には、乗用車・小型トラック（GVW二・五トン以下）について切り替え完了、大型車・二輪車用等は計画に遅れが出ているとの「中間報告」、一九九六年には「完了報告」を提出していたこともわかっている*。

建設省は、すでに一九七三年に官庁営繕工事における技術指針のひとつである「庁舎仕上げ標準（暫定修正版）」（現在は「建築設計基準」に統合）で内部仕上げの方法から石綿吹き付け

* 国土交通省「アスベスト問題に関する国土交通省の対応の検証」（2005年）http://www.env.go.jp/air/asbestos/minist_conf/conf050826/mat03_7.pdf

材を削除、一九八七年九月に、同省所管の官庁施設における方針として、「石綿及び石綿を含む材料・機材の取扱に関する当面の方針について」地方建設局に連絡し、吹き付け石綿等のみならず、将来の解体時等における飛散防止のためのコスト増等を考慮して、やむを得ない場合を除きできる限り石綿スレート等の通常の使用状態では飛散するおそれのない石綿含有建材も使用しないこと等を指示している。しかし、これはあくまで自らが直接所管する施設限りのことであつて、一九八七年に建築基準法関連告示において耐火構造の規定から吹き付け石綿を用いた構造の規定があつたがために、一九七五年の特化則改正において吹き付けを禁止できなかった)を削除したことを除けば、自ら以外を対象とした建築行政に反映されることはなかつた(一九八九年九月には、建設中の東京新都庁舎に石綿含有の外壁耐火目地材が使用されていることが発覚して問題となつている)。

この間の労働省の「代替化促進」対策は、一九八三〜八四年度の石綿取扱い事業場等実態調査研究、一九八七・九〇年度の石綿代替物質の有害性・生態影響に関する研究、一九八八〜九三年度にかけて石綿代替繊維の工程や取扱い上の労働衛生対策として必要な事項についての調査研究(一九九六年に中央労働災害防止協会から『石綿代替繊維とその生体影響』として出版)といった調査研究に限られていると言つてよい。

「クロシドライトを優先的に代替」のはずだったものが、「クロシドライトだけが使用中止になればよい」という方針に転換したかのごとく、一九八九年に実施した調査的監督でクロシドライトを使用している事業場は存在しなかつたこと、また、石綿協会が一九八七年からクロシドライトの使用を中止していると言っているのをよしとして、状況確認以上の努力は払わなかつたと言つてもよいだろう。しかし、一九八九年度に実施された「石綿製品製造事業場に係る調査的監督調査結



果」の全国集計でクロシドライトを使用している事業場は存在しなかったとされていたにも関わらず、当時大阪労働局が取りまとめていた集計表には同局管内におけるクロシドライト使用量二二トンと記載されていたことが発覚して、二〇〇六年一月に厚生労働省がその事実及び事実関係を調査すると発表するという事態が生じている。^{*}

環境庁も、一九八八年度「アスベスト（石綿）代替品の開発及び普及状況に関する調査中間報告」及び一九八九年度の資料集「アスベスト代替品のすべて」（日本環境衛生センター）など、状況確認以上のことは行っていない。

通産省は、一九九二～二〇〇四年に石綿協会に「石綿含有率低減化製品等調査研究」を委託するなど、代替化促進を図ってきたというが、中小企業の経営支援という側面が主であった。

石綿協会はまた、一九八四年に自主的に吹き付け石綿を中止したとし、一九八九年以降は、会員企業が製造する石綿含有（五重量%を超える）建材の一枚一枚に自主的に「a」マークを表示するようになった。また、日本石綿製品工業会が一九八七年九月に「吹き付け石綿の対応等について 石綿繊維飛散防止処理の留意点」（一九八八年には「吹き付け石綿除去工事マニュアル」）を、石綿協会としては、一九八七年『アスベストあれこれ』、一九八八年『せきめんの素顔』、一九八九年『石綿建築材料の取扱いマニュアル』、一九九〇年『石綿と健康』及び『石綿粉じん排出抑制マニュアル』、一九九一年『石綿をよく知るために アスベストQ&A』（『アスベストあれこれ』の改訂版）を発行。最後の小冊子は「はじめに」で、「一部のマスコミが、石綿の恐怖のみをあおりたてた記事に惑わされることのないよう切望してやまない」と記している。代替化よりも、「管理使用」の促進が業界の基本的姿勢であったと言えらるだろう。

結果として、例えば、一九八九年五月二日付け日本経済新聞は、「発ガン性叫ばれているが：

日本石綿協会の「aマーク」



^{*} 2006年11月24日厚生労働省発表「平成元年度における石綿製品製造事業場に対する調査的監督に関する文書について」



石綿の輸入が急増 建材用に大量消費」という見出しで、「環境庁がアスベスト工場の大気汚染防止対策に乗り出し、アスベストを多く使う建材業界などでも使用量削減を目ざしているのは裏腹に、内需景気で住宅やオフィスの建設にアスベスト入り建材がひっぱりだこになっているからだ」と報じているような実態であった。同記事では、「通産省は学識経験者や業界関係者らを集めて対策委員会をこのほど発足させた。今年度中に代替製品開発の方法などをまとめる」としており、通産省は同年四月に石綿対策検討委員会（生活産業局長の私的諮問機関）を設置し、同委員会での検討も踏まえつつ、翌九〇年三月、委託調査において石綿代替製品開発ガイドラインを作成したという。また、一九九二年五月三〇日付け読売新聞には、「石綿建材なお大量使用 国、業者は規制に消極的」という記事が掲載されている（同記事には、石綿全国連の伊藤彰信・事務局長の「法規制以外に解決策はない」というコメントも掲載されている）。

実際、わが国の石綿輸入量は、一九七四年に三五万トン強でピークに達した後、漸減しながらも一九八四年以降漸増に転じ、一九八八年には三二万トン強と第二のピークをつくっていたのである。いくら「代替化の促進」を唱えて行政指導に努め、管理使用の規制強化をしていると主張しようとも、現実の状況がこのようであったことに対する反省はいまだに国からも、関係企業からも聞こえてきていない。

アスベスト規制法案

このため石綿全国連は、「全面使用禁止を目標に、製造から廃棄までの総合的な対策の確立」を求める立場から政策提言を行うことに力を入れた。一九八九年九月にはシンポジウム「アメリ





「アスベスト規制法制定をめざす全国集会」後のデモ(1990年11月27日)

消費者運動リーダーラルフ・ネーターとアスベスト・環境問題を考える 有害物規制と労働者・市民の知る権利」を開催^{*}。この成果は『環境をまもる 情報をつかむ』(第一書林)として出版されている。同年一月二五日の石綿全国連第三回総会^{**}で政策提言(案)の討論が行われているが、検討を進めるなかで、縦割り行政のもとでの既存の法令の改正で対処するのでは不十分で、新たに「アスベスト規制法(仮称)」を制定する必要があるとの認識に達していた。

一九九〇年一月二〇日、石綿全国連は、「アスベスト対策の政策提言―アスベスト規制法(仮称)制定に向けて―」を発表した。これは、一九九四年までに原則禁止、二〇〇〇年までに完全禁止することを目標に、段階的な使用禁止や許可制度と代替の促進や抑制の強化を行い、労働現場の対策をはじめ、使用禁止後も継続する一般環境における汚染対策、さらには健康対策など、輸入から製造、使用、廃棄に至るまでの総合対策を確立する。そのために、政府レベルにおいては労働、厚生、環境、通産、建設、文部、運輸、自治、防衛の各省庁による「アスベスト対策委員会(仮称)」を総理府に設

* 『アスベスト対策情報』No.8(1989年)

** 『アスベスト対策情報』No.9(1989年)





「アスベスト規制法制定をめざすシンポジウム」(1991年3月22日)

置して、労働者、市民の代表の意見を聴きながら対策を進めることとし、「アスベスト対策基本計画(仮称)」を策定して調査、教育訓練、広報啓蒙、許認可、資格認定など活動を総合的に実施する。また、石綿に関する情報を公開して、労働者・市民の知る権利を確立する。以上のことを推進するために「アスベスト規制法(仮称)」を制定することを提言した。

同年四月一八日、石綿全国連の呼びかけで、「アスベスト規制法制定をめざす会」(めざす会)の結成総会が開催された。青山英康・岡山大学医学部教授、佐野辰雄、竹内直一、田尻宗昭、天明佳臣・労働者住民医療機関連絡会議議長(当時、現全国労働安全衛生センター連絡会議議長)、広瀬弘忠の各氏を代表に選出し、特別国会提出をめぐりて法案作成を進めるとともに、アスベスト規制法(仮称)制定を求める国会請願署名運動に取り組むことなどを決定した。

さらに同年一月二七日に、石綿全国連第四回総会に続いて、「アスベスト規制法制定をめざす全国集会」を開催*。①石綿及び石綿含有製品の製造、輸入、販売の原則的禁止、②既存石綿製品の飛散防止、③市民、労組代表が参加する石綿対策審議会の設置、を骨子とする「石綿の規制等に関する法律案要綱(案)」を発表した。六百人

* 『アスベスト対策情報』No.12(1991年)、『安全センター情報』1991年1月号



めざす会が63万人分の署名を提出(1991年4月24日)

が参加し、集会終了後、保護衣着用者を先頭に国会前をデモ行進した。また、一九九〇年九月には、アスネットが『アスベストなんていらぬ』（リサイクル文化社）を出版している。

翌一九九一年三月二日に開催された「アスベスト規制法制定をめざすシンポジウム」では、社会党政策審議会の「石綿の規制等に関する法律案要綱（案）」の説明があり、四月下旬には社会党の法律案がまとまった。四月二四日にはめざす会が参議院議員会館で集会を開き、約六三万人分の国会請願署名を紹介議員になつた全野党の国会議員に渡して衆参両院長に提出した。めざす会はまた、三月二三日には国会議員と市民の共同政策ネットと協力して関係省庁とのヒアリング、前年末から九月にかけて日本石綿処理工業会、日本石綿製品工業会、日本硝子繊維工業会、石綿スレート協会、石綿協会有志との話し合い、七・八月には全国建設業協会、日本自動車工業会、日本建築士事務所連合会、新日本建築家協会に石綿を使用しないよう申し入れを行うなど精力的な活動を展開した。

一二月五日には、石綿全国連の第五回総会*が開催され、日本石綿処理工業協会（NAA）の宮川

*『アスベスト対策情報』No.13(1991年)





社会党(上)と石綿協会(下)の懇談会(1992年5月18日)

隆司、運営委員が「アスベスト処理の現状について」特別講演を行っている。
業界の反撃で法案は廃案に

規制法案に対する石綿業界の反応は、これまでとは打って変わった激しいものだった。これが、「管理使用」の強化という「程度」の問題ではなく、「使用禁止」への転換という本質的な問題提起をしたものだったからである。

残念ながらすでに後退していたメデアは、この本質の問題に敏感とは言えず、政治家、官僚を巻き込んだ業界と労働者・市民との対決を十分カバーできなかった。

石綿協会はず一九九一年四



アスベスト規制法制定を訴える街頭宣伝

月号から『せきめん』の誌面を一新して、「石綿の正しい認識、使い方などを協会内外に普及し、コセンサスを作り上げること」にその努力を集中することとした。同年八月一日には、「環境・健康に影響を与えないよう安全衛生面に十分配慮して使用してまいります」とうたった「石綿協会のポジシヨン・ステートメント」を発表した。このなかでは、労働安全衛生法令による管理濃度二繊維

／CCより厳しい一繊維／CCという協会独自の石綿粉じん自主基準値を設定して、翌年五月までの達成をめざすと表明。同時に製品別の「代替化の状況及び今後の動向」を示すことで、業界による自主規制に委ねるべきで、法令による「使用禁止」措置は不要と主張した。続いて一〇月には、『インフォメーション・ブレティン 石綿の動向』第一号を発行。これをマスコミを含めた「世のオピニオン・リーダーの方々」に送るようになり、一九九九年二月の第三九号まで継続されることになる。

一九九二年一月には、「第三回日本石綿シンポジウム」が開催され、「最近のアスベスト研究と話題」及び「アスベスト代替品に関する最近の知見」が取り上げられたほか、「アスベストの有効利用と規制について」と題して、石綿協会とめざ



す会の報告及び討論が行われている。

同年二月の『石綿の動向』第二号では、一〇月にアメリカの連邦高裁がEPAの禁止規制を無効とする判決を下したことを紹介するとともに、これを追い風に一層強気に転じて、「石綿は管理すれば使用できる」という協会会長表明を掲載。翌一九九二年三月には、「EPA、連邦最高裁判所への上告を断念」と伝える速報(号外)も発行した。

一九九二年四月に、めがず会が石綿協会に規制法案についての意見交換の場をもつことを求めたが、協会は話し合いを拒否。めがず会は五月には、ノンアス車を公表するよう国内の自動車メーカー二社と主な外車総代理店四社に要請(〇社から回答あり)、EU輸出仕様乗用車にはすでに石綿は使用されていないことや、前述の代替化計画の一部も明らかにされた。

石綿協会は、社会党が呼びかけた規制法案国会提出前の事前懇談会には五月一日に応じたが、協会側は、「自主規制の継続によつて対応可能、石綿業界ならびに産業界(工業及び建築)にはなほ大きな影響を及ぼすものと考えられ、規制法制定には反対」との態度表明を行った。また、その立場を説明した「石綿製品の規制等に関する法律の制定について」、「法律案に対する石綿協会の見解」も提示している。

同年六月の『石綿の動向』第五号では、「一九九三年六月よりアモサイトの使用廃止を決定」を発表するとともに、規制法案に対する反対表明を掲載。八月の『石綿の動向』第六号では、「会員の約九七%が自主基準値達成―作業環境における石綿粉じん濃度調査結果まとめ」と報告している。協会はまた、「天然の贈りものアスベスト」と題した冊子等(一九九四年にはビデオ『社会に貢献する天然資源アスベスト』)も作成するなどして、各方面に強力な逆宣伝を行った。

PKO協力法案や佐川疑惑等で国会審議が混乱するなかで法案提出のタイミングを探つてき

た社会党は、一九九二年二月三日に社会民主連合との共同提案により、「石綿の規制等に関する法律案要綱(案)」を議員立法として衆議院に提出した。議事運営委員会で法案の取り扱いが協議されたが、厚生委員会への付託を要求した社会党に対して、自民党は「この委員会に付託するか検討したい」と時間稼ぎをしたあげく、社会党以外の野党議員も継続審議を主張したにも関わらず、態度を急変させて廃案に追い込んだ*。

クボタ・シヨク後には明らかにされたところによると、「大気汚染防止法の改正等を受けて、石綿粉じんの飛散等に関する国民の関心が高まってきたことから、関係省庁相互間において必要な情報交換、意見交換を図るため」、一九九〇年一〇月に第一回石綿対策関係省庁連絡会議が開催され、①石綿の使用禁止を求める意見について、②石綿代替品の開発状況について等の内容が話し合われた。また、一九九三年五月の第二回会議では、一九九二年の臨時国会に社会党が提出した石綿規制法案に関する動き等について情報提供、意見交換等が行われたという。構成員は、防衛施設庁、環境庁(事務局)、文部省、厚生省、通産省、運輸省、労働省及び建設省の課長クラスであったというが、詳しい内容は明らかにされていない**。

厚生労働省は「過去の対応の検証」の中で、(同法案に対して)「特段、賛否の意を表明していない。ただし、石綿の代替品の使用促進については…その安全性が確立されていない中では、慎重であるべきとの立場であった」と、行政通達等で表明していた代替品の促進に積極的ではなかったことをはからずも自ら告白している*。

* 『アスベスト対策情報』No.14(1992年)

** 厚生労働省「アスベスト問題に関する厚生労働省の過去の対応の検証」(2005年) <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/topics/dl/050826-3a.pdf>
環境省「石綿(アスベスト)問題に関する環境省の過去の対応について」(2005年) http://www.env.go.jp/air/asbestos/minist_conf/conf050826/mat03_2.pdf

7 被害の掘り起こしと管理規制強化の積み重ね

石綿被害掘り起こし等の本格化

この間、石綿全国連と全国労働安全衛生センター連絡会議（全国安全センター、一九九〇年五月設立）は、一九九一年七月二日に、全国一四か所の相談窓口で「アスベスト・職業がん一二〇番」を実施^{*}。一日で三三五件の電話相談があり、うち職業曝露による健康被害相談が二三二件であった。同様に翌一九九二年四月二八日に実施した第二回目の「アスベスト・職業がん一二〇番」には一九三件の相談が寄せられた^{**}。以後、各地域の安全センターや労組等により日常的な相談体制が継続されている。わが国における石綿による健康被害の掘り起こしの本格化であった。横須賀における地域ぐるみでの被害者の掘り起こしと組織化、全建総連や全港湾等による組合員における被害の掘り起こしや組織化などのモデルパターンも形成されていった。

わが国における中皮腫・石綿肺がんの労災認定件数の推移は、一九八五～九一年度二〇件台、九二～九七年度二〇件台、九八・九九年度各四二件、二〇〇〇・〇一年度各五五件、〇二年度七八件、〇三年度二三件、〇四年度一八六件と徐々に増加していくが、クボタ・シヨックまでの間の労災認定件数の数割は石綿全国連関係団体の努力によるものではないかと思われる。

* 『アスベスト対策情報』No.13(1991年)、『安全センター情報』1991年9月号

** 『安全センター情報』1992年7月号

一九九〇年には、石綿全国連は遠藤直哉、森田明両弁護士の協力を得て米ジョンズ・マンビル社の信託基金に対する日本の被害者の補償請求にも取り組んだ（約百人が請求、一九九六年に一人に補償金が支払われ、その後数名追加されている）。

労組による労働現場の安全衛生環境対策、市民らによる安全な建築物の解体・除去等を求め、監視する取り組みも積み重ねられた。アスネットからは、一九九四年七月に『ノーモアアスベスト—これからの有害廃棄物対策』（クロウジン出版事務所）、一九九六年八月に『ここが危ない！アスベスト—発見・対策・除去のイロハ教えます』（緑風出版）が出版されている。

規制法案再提出ならず

石綿全国連は、一九九二年九月二五日に、シンポジウム「これからが本番！アスベスト対策」を開催。一月五日に開催された第六回総会*では、規制法案の再提出をめざすことを確認したが、この実現は容易ではなかった。一九九三年四月二〇日、シンポジウム「ノンアス社会への展望」を開催。同年五月二〇日には、めざす会が衆参両院の全厚生委員会委員に規制法の早期成立を要請した。



「アスベスト・職業がん110番(1992年4月28日)」

* 『アスベスト対策情報』No.14(1992年)





「アスベスト規制法をめざす国際交流集会」(1993年11月4日)

一方、五月一八日に、「石綿業にたずさわる者の連絡協議会」(八労組―産別組織ではなく単組―)の名で社会党に対して、規制法を国会に提出しないよう要請するという動きがあった。また、社会、公明、民社三野党共同提案での再提出を模索してきたところ、細川連立政権に代わり(その後、羽田、細川連立政権と続く)、与党間調整という従来にない事態のなかで再提出の機会をつかめなかった。

石綿全国連は、一九九三年二月四日に第七回総会^{*}とオーストラリアのブルース・ホーガン氏をゲストに「アスベスト規制法をめざす国際交流集会」を(八日広島、一七日大阪でも)開催^{**}、一九九四年三月九日には、衆議院第一議員会館内で労働、厚生、環境、建設、通産の五省庁とのヒアリング(九月労働省、一〇月建設省、十一月通産省と各々再度意見交換)を実施した^{***}。同年一月一日の石綿全国連第八回総会^{****}(同時に「アスベスト規制法を求める討論集会」を開催)では、この間の成果として、①規制強化への(翌一九九五年の労働安全衛生法令の改正につながる)労働省等の国の動き及び東京都が従来¹の指導要綱を条例化したなど行政の動き、②労働界においても連合にあつて規制強化を求める動き(社会党、連合、石綿全国連で協議を重ねており、労働安全衛生法令による規制強化等については建設的な意見交換

* 『アスベスト対策情報』No.15(1993年)

** 『安全センター情報』1994年3月号

*** 『アスベスト対策情報』No.16(1994年)

**** 『アスベスト対策情報』No.18(1994年)

ができていた)、③業界にあつても厚形スレート瓦業界での勉強会「アスベストを考える会」が開催された、④被災者の補償で和解成立、等があげられている。

結局、規制法案の再提出は実現できなかったが、石綿全国連の働きかけなどもあつて、以下に述べるような管理規制の一定の強化が積み重ねられていった。

一九九五年労働安全衛生法令改正

一九九五年に、労働安全衛生法関係政省令の改正が行われた。主な改正内容は、①クロシドライト、アモサイトの輸入・製造・使用等の禁止(業界はそれ以前に使用中止)、②規制対象を含有率5%を超えるものから1%超に拡大、③発じんしやすい場所での対策として湿潤化に呼吸用保護具・作業衣の使用を追加、④建築物の解体・改修等作業開始前の石綿等の使用状況の調査及び結果の記録、⑤吹き付け石綿の除去作業場所の隔離、⑥耐火・準耐火建築物に吹き付けられた石綿の除去作業の労働基準監督署への事前届出等である。

石綿協会は、一九九五年から、「a」マークの自主表示を「石綿含有率が一重量%を超える建材全て」に拡大。同協会は、「今回の改正は、協会の自主規制と相まって、石綿含有製品の製造から廃棄までの『管理』を徹底・強化させる効果を生むことになると思わ」れるとした。^{*}石綿全国連は、「規制の強化として評価できるが、吹き付け石綿の全面禁止、作業環境評価基準の引き下げ、健康管理体制の強化、クリソタイルの使用禁止等が今後の課題として残されている」とした。^{**}

また、労働省が一九八九年に「健康管理手帳交付対象業務等検討会」を設置し、石綿業務を含めて検討を行っていた結果が、一九九五年末に取りまとめられ、それを踏まえて翌一九九六年

* 『せきめん』No.588(1995年)

** 『アスベスト対策情報』No.19(1995年)



阪神・淡路大震災の倒壊
建築物の吹き付け石綿



陰影または胸膜肥厚がある場合」が追加された。健康管理手帳所持者は、半年に一回、指定医療機関で無料で健康診断が受けられる。

阪神大震災被災地の石綿問題

一九九五年一月一七日の阪神・淡路大震災は多大な被害をもたらしたが、吹き付け等の石綿が使用されている倒壊・損壊建築物が多数あり、それらの復旧・解体等工事や廃棄物処理などに伴う石綿粉じんの飛散が懸念された。

環境庁、労働省はじめ関係省庁や地方自治体も対策を検討、行政指導等も行った。基本的には吹き付け石綿の事前確認と解体前除去、散水等といったことだったが、三月頃までは水道が復旧しなかった等の制約に加え、工事を急かされる中で法的裏付けのない対策にまで従わない業者

に再び労働安全衛生法関係政省令の改正が行われて、離退職後の健康管理のための健康管理手帳の交付対象に、「石綿の製造・取扱業務に常時従事したことのある労働者」で、「両肺野に石綿による不整形



「アスベスト被害と企業責任を問う集会」(1995年11月7日)

も少なくなかった。クロシドライトが吹き付けられた鉄骨をコンボでつかみ、吹き付けをふるい落として、剥き出しのままトラックの荷台に乗せて搬出するなどという実態もみられた(前頁上写真の現場)。

被災地のアスベスト対策を考えるネットワーク(被災地アスネット)がつくられ、五月に被災地のアスベスト汚染を考えるシンポジウムを開催、独自に調査や分析、情報提供や監視活動等を行った。アスネットも「阪神大震災マスク支援プロジェクト」として、現地で六万枚以上のマスクを配布したりもしている。

環境庁による発生源近傍及び定点での大気中石綿粉じん濃度の追跡継続調査や自治体による濃度測定も行われ、最高で五〜一織維強/トリツ等と公表されているが、被災地アスネットが独自に実施し

た、吹き付け石綿の事前除去も散水もなされていないビル解体現場周辺では一六〇織維/トリツ、二五〇織維/トリツという石綿濃度も記録されている。結局、被災地にどれだけの石綿が存在している、どれくらいの飛散があったのかの全体像は不明。健康・環境影響のフォローアップもなされていないままである。

石綿全国連は、被災地の関係団体等とも連絡を取りながら、一九九五年一月末に労働省に「兵庫県南部地震復旧作業でのアスベスト飛散防止に関する要請」を提出、三月に環境庁、労働省と

意見交換、五月にも環境庁、労働省、厚生省に対して再要請を行った。さらに四月には、鈴木康之亮教授を講師に「アスベスト被害と規制を考える集会」を開催*、七月の参議院選挙に当たって政党アンケートを実施し、二月七日に第九回総会*とアメリカのジャーナリスト、ポール・ブローダー氏をゲストに「アスベスト被害と企業責任を問う集会」を開催している。

一九九六年大気汚染防止法改正

環境省は、阪神・淡路大震災を契機として、翌一九九六年、大気汚染防止法令を改正した。主な改正内容は、①一定の吹き付け石綿のある建築物の解体・改修等を「特定粉じん排出作業」に指定、②都道府県知事への作業計画の事前届出、③作業種類（解体、改造又は補修）ごとに、隔離、集じん装置設置、湿潤化等の作業基準の遵守の義務付け、等である。ただし、作業現場からの石綿粉じんの排出なり、現場周辺大気環境中の石綿粉じん濃度なりに関する規制・基準は設けられていない。

一九七〇年頃から「石綿公害」が問題となり、一般環境対策が望まれてきた中で、一九八九年に石綿製品製造工場対策、一九九一年廃棄物処理対策、そしてようやく建築物対策へと進んだというわけではある。しかし、濃度基準ばかりでなく、規制対象範囲や内容についても、労働安全衛生法令等も含めた関係法令間で「整合性」がとれていない点も少なくなく、また、規制の「隙間」も数多く残されたままであった。

石綿協会は、「特に過去に製造され、現在は製造されていない石綿含有製品のうち、解体等に伴い石綿粉じんの飛散が著しいと考えられるものについては、しっかりとした管理をすることが重

* 『安全センター情報』1995年6月号

** 『アスベスト対策情報』No.19(1995年)

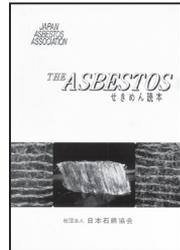
要：今回の法改正により従来行政指導でなされてきたものが、罰則を伴って規制されることにより、石綿粉じんによる大気汚染の防止がより一層徹底されることを歓迎する」とした。過去に自らが製造・販売してきた有害物の後始末が再びビジネスになることを歓迎しているようにも受け取れるコメントである。なお、同協会は一九九六年三月に『THE ASBESTOS せきめん読本』を発行している。

石綿全国連は、一九九六年三月に環境庁、建設省、労働省と交渉を行い、二月二七日の第一〇回総会^{***}では、改正大気汚染防止法の規制対象に石綿スレート等の成形板を含めさせ、建築基準法関連の例示から石綿スレート等の削除を求めていくなどの方針を確認している。総会后、「アスベストの禁止をめざす一二七集会 広がるアスベスト被害・海外で強まる禁止の動き」を開催し、奈良医大の車谷典男教授から「アスベストの人体影響」と題して、日本における疫学研究のレビューと米海軍横須賀基地の労働者を対象とした最新の研究成果が紹介されたほか、市民エネルギー研究所の真下俊樹氏から使用禁止をめぐるフランスの最新の動きについても報告された^{***}。

改正大気汚染防止法は、一九九七年四月から施行され、同年二月にはアスベスト飛散防止対策検討会報告書、一九九八年三月には「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」が取りまとめられ、一九九九年二月に環境庁アスベスト飛散防止対策研究会編として同マニュアル(ぎょうせい)が出版されている。

石綿全国連は、一九九七年三月、環境、労働、通産、建設、厚生^{*****}の五省庁との交渉を実施、二月二三日に第一二回総会^{***}を開催して、国際情勢に関する学習会として、前年に続き真下俊樹氏からフランス、また、神奈川労災職業病センターの川本浩之さん^{*****}からイギリスの状況が報告された。

- * 『アスベスト対策情報』No.20 (1996年)、『安全センター情報』1996年6月号
 ** 『アスベスト対策情報』No.21 (1996年)
 *** 『安全センター情報』1997年1・2月号
 **** 『アスベスト対策情報』No.22 (1997年)
 ***** 『アスベスト対策情報』No.23 (1997年)、『安全センター情報』1998年1・2月号



8 石綿禁止が世界の流れに

海外の動きの一時的停滞

国際的には、一九八六年のILO石綿条約後、WHOも一九八九年に「石綿の職業曝露限界」という報告書を取りまとめ、有害性が著しく高く曝露限界の提案ができないクロシドライト及びアモサイトの使用禁止、及びクリソタイルの曝露限界として当面「繊維/cc」、将来は「繊維/cc」とすること等を勧告した。

一方で、一九八八年のIARC「人に対する化学物質の発がんリスクに関するモノグラフ四三巻 人造鉱物繊維^{*}」では、グラスウール、ロックウール、スラグウール、セラミックファイバーが第二B群（ヒトに対してがん原性となる可能性がある）に分類された。これをもって内外の石綿業界は、代替物質の安全性が確認されていないのに、石綿を禁止すべきではないと主張することになる。IARCは、二〇〇一年に再評価を行い、「モノグラフ八一巻 人造鉱物繊維^{**}」では、マイクログラスウールとセラミックファイバーは第二B群、断熱材グラスウール、ロックウール、スラグウールは第三群（ヒトに対するがん原性として分類され得ない）に再分類している。

アメリカでは、EPAが一九八九年に、一九九六年までに段階的にほとんど全ての石綿の使用

* Summary <http://monographs.iarc.fr/ENG/Monographs/vol43/volume43.pdf>

** Summary <http://monographs.iarc.fr/ENG/Monographs/vol81/volume81.pdf>

を禁止する規則を制定した。しかし、アメリカ・カナダの業界団体等が起こした訴えに対して、一九九一年一〇月に第五巡回連邦高等裁判所は、主に規則策定手続上の不備を理由に無効とする判決を下し、EPAは翌年二月に上告を断念。このことをわが国の石綿協会が日本での規制法制定反対のキャンペーンに利用したことはすでにみたとおりである。

一方、EECでは、一九九一年に全ての種類の石綿をカテゴリーIの発がん物質（ヒトに対して発がん性あり）に分類して、クリソタイル以外の全石綿を禁止、クリソタイルの禁止も一四品目に拡大した（同年、曝露限界も、クリソタイル○・六繊維／cc、クリソタイル以外の石綿○・三繊維／ccに引き下げている）。

この時点で、EECの基本方針を「管理使用」から「使用禁止」に転換することが議論になり、欧州委員会は、一九九三年に「販売・使用可能な石綿製品リスト付き禁止案」の起草までしたが、合意にはいたらず棚上げにされた（この時点では、フランスとイギリスが強硬な禁止反対派であったと伝えられている）。石綿協会は、『せきめん』や『石綿の動向』で、そうした動きも紹介している。

しかし、全石綿の使用禁止を導入する国は、一九九〇年オーストリア、九一年オランダ、九二年イタリア、九三年ドイツと続き、九四年にはすでに禁止を導入していたオーストリア、スウェーデン、フィンランドが欧州連合（EU）に加わり、この時点でEU加盟一五カ国中八か国がすでに禁止を導入しているという状況になった*。

* European Commission DGIII, Asbestos directive; Detailed explanatory notes, 1999, 『安全センター情報』1999年10月号

フランスの全面禁止決定

一九九六年にフランス政府が、石綿を含有するほほすべての製品の製造、輸入及び使用を禁止すると発表した。フランスでは一九九四年以降急速に世論が盛り上がり、一九九五年に政府が国立衛生医学研究所（INSERM）に対して石綿の健康影響に関する調査研究の徹底的なレビューを要請。その報告書が提出されたのが一九九六年六月二日で、七月三日には政府の禁下方針発表という急展開だった。禁止措置は一九九七年一月一日から施行され、それ以前に、一戸建て住宅を除く全ての建物の所有者への石綿の使用状況の調査及び一定の場合には除去を義務付け、また、作業環境の許容基準を○・二本/ccに引き下げるという政令も公布された*。

石綿協会は、INSERM報告書の「まとめ方のスタンスは比較的公平なものと言える」としながら、政府の禁止決定まで二週間足らずと「極めて短期間であり、レポートが求めているような議論が十分に行われたか疑問が残る」。そして、「今回のフランス政府の決定で、欧州全体が石綿禁止に傾いたわけではない。石綿協会は『有用な天然資源である石綿は、今後もクリソタイルを管理使用』していくため、二層の努力を続けていく所存」と表明している**。

パリに本部を置いてきた国際石綿協会（AIA）は、フランスが禁止に踏み切った後に移転し、結局、カナダ・ケベック州のモントリオールに落ち着いた。その直後、一九九八年九月にAIAはモントリオールで、クリソタイル石綿国際会議を開催している。五四か国約三百名の参加で、発展途上国の政府・行政機関、そして労働組合からも多く出席したのが特徴と言われた。会議の場で、カナダ連邦政府資源省大臣が、「クリソタイル石綿の安全使用を促す目的で、発展途上国へ二五万ト

* 『安全センター情報』1997年1・2月号、1998年1・2月号他

** 『石綿の動向』No.29～31（1996～1997年）



休止した。

石綿問題が国際貿易紛争化

続いて一九九七年初め頃から、イギリスも、また、EUレベルでも、イギリスが閣僚理事会議長を務める一九九八年前半にも全面禁止を導入しそうだという情報が伝えられはじめた。石綿全国連は発足当初から国際情勢には敏感であり、一九八六・八七年の総会でもフランス等の動きをフォローしていたが、インターネットの普及もあって、世界の石綿問題、労働安全衛生問題等に取り組み諸団体・個人のネットワークが急速に拡大・強化されつつあったのである。石綿全国連に加盟する全国安全センターが、その月刊誌『安全センター情報』に「アスベスト禁止をめぐる世界の動き」という連載コーナーを設けたのが一九九八年五月号からだ。石綿協会の『石綿の動向』等

aaaba

ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる世界の動き

アスベスト禁止をめぐる世界の動きが今年に入ってから一層目まぐるしくなっている。題目は大げさにしても100mm等による情報が知られている。最近、最新情報を伝えるようになっているが、最新のフランスは最近、今年に入ってから一層アスベストの国際的な動きが加速している。同時に韓国は一般にオーストラリア、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、スウェーデン、スイスとノルウェーを含めると、ヨーロッパで禁止している国はすでに11か国、11ヶ月前で閉じた会議の準備を急がせていく。イギリスが強制している。英連邦の日付のEBC(安全衛生委員会)の会議で、来月からの禁止提案が公表される予定だったが、延期されたといわれている。イギリスがEU閣僚理事会の議長を務める1998年秋半期にEUレベルでのリソールの話も出てくる予定である。世界の動向をまとめたことは知られた。また安全衛生問題に関する。背景には、カナダなどによるEBC(科学委員会)やWTO(世界貿易機関)等を利用したならより積極的だといえる。EBC

アスベスト禁止：回り道か挫折か？
British Asbestos Newsletter, Issue 30, Spring 1998

経済的脅威と政治的圧力が、過去数年以上にわたってイギリスおよびヨーロッパにおいて懸念されてきたアスベスト禁止に向けた強い影響を及ぼしている。昨年秋に、ロンドンの労働安全衛生委員会(HSC: Health and Safety Commission)およびヨーロッパの政府委員会(EBC: European Commission)で第一回閣僚レベルの会議には、アスベスト・ロビイストたちと緊密に組んだ科学委員の代理人たちの責任が明らかとなっていた。EBC、コリアンタイルおよび繊維による健康リスクについての科学的確証に基づいて、ヨーロッパ閣僚での禁止を勧める動きが加速するだろう。HSCが2000年に

たてたい。イギリス、オランダなどになりはじめてきた。第一回でその理由には、イギリスの労働安全衛生委員会にアスベストの禁止を勧告してきた。政府のスポークスマンは、アスベスト問題を閣僚に勧告する「アスベストによる健康リスクを減少させる」と見做した。HSCは、教育部長 Angela Eagle が閣僚に「イギリス国内のアスベスト輸入、輸出、使用の禁止を勧めるための手紙」について、政府に勧告する責任を負った。EBCは現在、HSCの勧告を行っている。また、2月1日に、閣僚に宛てたアスベスト問題、労働安全衛生、環境問題。

安全センター 編集 1998年5月号 80

ルの教育・訓練資金を抛出する」と発表したという*。黄昏を迎えつつも、自ら舞台から引く意志のない石綿産業の姿を象徴するものであった。石綿協会は、これらの情報を伝えた後、一九九九年二月の第三九号をもって『石綿の動向』の発行を終了した(『せきめん』誌は、二〇〇二年三月号から月刊から隔月刊になり、二〇〇五年三／四月号をもって発行を

*『石綿の動向』No.34・35(1997年・1998年)

に代わつて、国際情報についても労働者・市民サイドがリードする時代が始まった。

一九九八年二月にはベルギーが原則禁止を導入し、*同じく二月にEUが車両用ブレーキライニングへのクリソタイル使用の段階的禁止を決定するに至り、カナダは、フランスが石綿の輸入等を禁止したのは自由貿易に反する技術的貿易障壁だとして世界貿易機関(WTO)に提訴した。*石綿問題は、名実ともに国際貿易紛争になつたわけである。世界の石綿産業にとっては、相対的に縮小しつつあつた欧州市場を守ることよりも、欧州における禁止が地球規模の禁止に拡大するドミノ効果を何よりも恐れていたと考えてよい。この時期にケベック州政府がその駐日事務所に日本での動向調査を指示し、石綿全国連にも調査に来るなどということもあつた。

EU新指令と世界アスベスト会議

一九九八年九月にEUの毒性、環境毒性及び環境に関する科学検討委員会(CSTEE)が、「クリソタイル石綿及び代替候補物質に関する見解」の最終報告を発表した。***ここでは、セルロース、ポリビニルアルコール(PVA)、パラ・アラミッド繊維の三つを取り上げて、そのいずれもが「発がん性及び肺の繊維化の誘発に関して、リスクは(クリソタイルよりも)相対的に小さいようだ」という合意に達した」と結論つけた。この検討は、IARCが一九八八年に人造鉱物繊維の発がんリスクに警鐘を鳴らしてから、石綿禁止反対派から、「代替物質の安全性が確認されていないのに禁止すべきでない」という主張がなされていたことに対応したものである。

また同年一月に公刊されたWHOの「環境保健クライテリア(EHC)二〇三 クリソタイル石綿」は、「クリソタイル石綿への曝露は、量―反応関係をもつて、石綿肺、肺がん及び中皮腫の過剰

* 『安全センター情報』1998年6月号(王令全文日本語訳)

** 『安全センター情報』1998年6月号

*** 『安全センター情報』1998年12月号(抄訳)

リスクをもたらす。発がん性に関する閾値は確認されていない」、「クリソタイルよりも相対的に安全な代替品が利用可能な場合には、それらの使用が考慮されるべきである」と結論つけた。^{*}これは、一九八六年のEHC五三が全石綿を一括りにしたものであったので、クロシドライトは有害だがクリソタイルは安全という主張を裏付けるために、石綿擁護派からクリソタイル単独の評価を求められて始まった作業の結論であった。

一九九九年七月、EUがついに全石綿の流通・使用を禁止する指令を採択した。^{**}唯一の例外は塩素プラントの電解槽に使用される隔膜向けだけで、これも二〇〇八年までに見直される。新指令は、すでに原則禁止を導入している国も含めて全加盟国に遅くとも二〇〇五年までに、新指令に沿った禁止を実行することを求めた。新指令のもとでの一番乗りとしてイギリスが、同年一月から禁止措置を実行した。^{***}EUはWTOの裁定を待たずに、フランスの禁止措置を支持する立場を鮮明にしたわけで、WTOの裁定次第では禁止措置が無効化される危険性もはらんでいた。

このような状況のなかで二〇〇〇年九月、長年ブラジルにおける石綿セメント製品製造業のメッカであったオザスコ市(サンパウロの西隣に位置する工業都市)で、「世界アスベスト会議―過去、現在、未来」が開催された。^{****}これは、科学者、石綿疾患被災者、労働者、市民、政府当局者等々、様々な立場の人々が一堂に会し、しかも、石綿の輸出国と輸入国、いわゆる先進国と開発途上国、すでに禁止した国と禁止していない国の代表が顔をそろえて、石綿問題の過去と現在を検証し、未来に向けた共通の解決策を探ろうという、初めての画期的な試みであった。五大大陸のすべて三五か国以上から、三百人をこえる人々が参加した。日本からも石綿全国連の代表らが参加したが、禁止に向けた国際的な潮流が確実になるなかで、日本だけが取り残されるのではないかという危機感すら感じた。

* <http://www.inchem.org/documents/ehc/ehc/ehc203.htm>、『安全センター情報』1999年12月号(抄訳)

** 『安全センター情報』1999年10月号(指令全文、「詳細な解説」訳)

*** 『安全センター情報』2000年1・2月号

**** 『アスベスト対策情報』No.29(2001年)、『安全センター情報』2000年12月号



「世界アスベスト会議—過去、現在、未来(GAC2000)」(2000年9月 ブラジル・オザスコ)

石綿禁止は国際潮流に

世界会議初日の九月一八日に、WTOは、フランスの禁止措置を支持するという紛争解決パネルの報告を正式に公表した。^{*}カナダは予想されたとおり上訴したが、WTOの上訴機関は、二〇〇一年三月に自国民の健康や環境を守るためにフランスが石綿を全面禁止したことの正当性を認める最終決定を下した。^{**}WTOの紛争解決ルールが開始されて以来、貿易を制限する何らかの措置をWTOが容認した、初めてのケースとなった。石綿禁止をめぐる国際貿易紛争が決着したわけである。わが国の厚生労働省はクボタ・シヨックの後になって、使用禁止が課題になるに至った「状況の変化」として、このWTOの裁定と後述のIMOの決定及び二〇〇一年にIARCがグラスウール、ロックウール等に対する評価を「発がん性に分類しない」と変更し、本格的な代替化が可能な状況となったことをあげているが、EUやWTOが以上の決定をするのにIARCの再評価を必要としなかったし、多くの欧州諸国にとっては全面禁止を導

* 『安全センター情報』2000年11月号

** 安全センター情報』2001年5月号

*** 厚生労働省「アスベスト問題に関する厚生労働省の過去の対応の検証」(2005年) <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/topics/dl/050826-3a.pdf>

入するにあたって、前述のCSTEE報告やEHC二〇三も待つ必要がなかったという事実は指摘しておく必要がある。

これで各国が禁止措置を導入するうえでの障害はなくなった。二〇〇一年中にチリ^{*}、オーストラリア^{**}が全面禁止導入を決定した。また、使用禁止を導入したフランスからの提案を受けて検討を進めていた国際海事機関(IMO)は、「海上における人命の安全のための(SOLAS)国際条約」を改正し、二〇〇二年七月より、石綿含有製品の船舶への使用の原則禁止が導入された。

EUではその後、全面禁止導入という新たな局面を踏まえた総合的な対策の確立が焦点となり、その一環として二〇〇三年四月には、労働者の曝露限界値の〇・二繊維/ccへの引き下げ等も行われた。二〇〇三年九月に、EUの上級労働監督官会議(SLIC)のイニシアティブによってドイツ・ドレスデンで開催された「二〇〇三年欧州アスベスト会議」には、EU全加盟国・加盟予定国の政労使代表等が参加し、欧州委員会とSLIC、各国の政労使及びILOに対する要請事項を列挙した、「労働者の防護に関するドレスデン宣言」が採択された。同宣言は、「アスベストに関連した健康リスクを根絶することは、欧州の経験を普及し、それを他の諸国のニーズに適合させるということを意味している。二〇〇三年欧州アスベスト会議は、究極の目標は、アスベストの生産・使用の地球規模での禁止であるという確信を表明」している。

二〇〇三年二月に開催された労働衛生に関するILO/WHO合同委員会(JCOH)の第二三回会合は、特別の注意を払うことを勧告する世界的な労働安全衛生課題の筆頭として、「石綿関連疾患の根絶」を新たに追加している。^{****}

* 『安全センター情報』2001年10月号
 ** 『安全センター情報』2001年7月号
 *** 『安全センター情報』2003年5月号
 **** 『安全センター情報』2003年11月号
 ***** 『安全センター情報』2004年4月号

9 日本における原則使用禁止

国際情勢の認識に格差

一九九八年二月六日、石綿全国連は第一二回総会^{*}と合わせて、「アスベスト(石綿)禁止を求める国際交流集会―アスベスト禁止に向かうヨーロッパ(英・仏)代表を迎えて―」を開催、英仏のゲストから直接、現地での生々しい動きを聞いた。集会では、カナダ政府への「発がん物質・アスベスト禁止に向けた国際的な流れを妨害する世界貿易機関への提訴に対する抗議文」及び日本政府への「発がん物質・アスベストの早期禁止実現に関する要請」が採択され、同月九日に通訳を同行してカナダ大使館を訪れ申し入れが行われた。また、一〇日大阪集会、一二日広島(呉)集会も開催されている。



「アスベスト禁止を求める国際交流集会」(1998年11月6日)

* 『アスベスト対策情報』No.25(1998年)、『安全センター情報』1998年12月号

石綿全国連は、一九九八年四・五月に環境、労働、建設、通産の四省庁と交渉を持ち、国際情勢に対する認識を質したが、それなりに情報をもっていたのは、石綿協会から聞いたという通産省だけで、他の省庁は、「新たな科学的知見が得られれば必要な見直しを検討する」という従来どおりの官僚答弁を繰り返すだけだった。

そこで石綿全国連では、石綿粉じん濃度の許容濃度の見直しを進めていた日本産業衛生学会理事會、同許容濃度委員会、同石綿許容濃度小委員会宛てに、一九九九年五月に、「日本におけるアスベスト禁止の実現に向けた要請」を送った。^{*}要請書では、上述したような国際的進展を紹介するとともに、尊敬される研究者の独立的国際組織であるラムナーニ協会が一九九九年三月に公表した声明「^{**}国際的な石綿禁止を求める」も添付し、①日本における石綿(クリソタイル)禁止の早期実現、②石綿被害の実態の把握・将来予測、③現在なお石綿に曝露する可能性のある労働者に対する防護措置の一層の強化、のために格段のイニシアティブを発揮していただきたいと要請した。回答はなかったが、科学界に対する情報提供と警鐘を鳴らす役割を果たしたものと思われる。なお、同学会の石綿粉じん濃度の許容濃度は、一九九六年にはクリソタイルとクロシドライト以外は「検討中」、さらに一九九八年にはクリソタイルとクロシドライトについても「検討中」と表記されてきたが、二〇〇一年の改訂で、中皮腫及び肺がんの合計過剰発がん生涯リスクレベル、〇〇〇分の一に対応する評価値として、クリソタイルのみのとき〇・一五繊維/cc、クリソタイル以外の石綿繊維を含むとき〇・〇三/cc等と改訂された。^{***}

石綿全国連は、続けて同じ一九九九年五月に、前年の四省庁に厚生、運輸両省を加えた六省庁と交渉。^{*}再び「石綿(クリソタイル)の早期禁止の実現」を全省庁共通の要求として前面に押し出した。しかし、「世界の流れは禁止に向かっている。日本でも規制が必要と考えるが、うちには

* 『アスベスト対策情報』No.24(1998年)

** 『アスベスト対策情報』No.26(1999年)

*** 『安全センター情報』1999年5月号

[http://www.collegiumramazzini.org/download/6_SixthCRStatement\(1999\).pdf](http://www.collegiumramazzini.org/download/6_SixthCRStatement(1999).pdf)

**** 日本産業衛生学会「許容濃度の勧告(1996)」『産業医学』38: 172-191(1996年)、日本産業衛生学会「許容濃度の勧告(1998)」『産業医学』40: 129-153(1998年)、日本産業衛生学会許容濃度等に関する委員会「発がん物質の過剰発がん生涯リスクレベルに対応する評価暫定値(2000)の提案理由」『産業衛生学雑誌』42: 177-186、日本産業衛生学会「許容濃度等の勧告(2001)」『産業衛生学雑誌』43: 95-104

権限がない」と言う環境庁から、「経済性をとるか、安全性をとるかはその市場の選択にゆだねる」と言い放つ建設省（建築基準法を所管する住宅局建築指導課）まで、全く統一のない姿勢であった。厚生省で石綿問題の担当という生活衛生局企画課の担当者からは、「クリソタイルというタイルにはアスベストが入っているのですか？」という発言まで飛び出す始末だった。

P R T R 対象物質に石綿を追加

一方、一九九八年には、有害廃棄物の国境を越えた移動及び処分管理に関するバーゼル条約の国内法令（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律告示）が改正され、石綿廃棄物が同法の規制対象として明記された。

また、一九九九年に、「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質管理促進法）」が成立し、二〇〇一年度から、新たな化学物質管理手法として、わが国でもP R T R（環境汚染物質排出・移動登録）制度が実施されることになった。P R T R制度は、直接化学物質の使用規制をするものではないが、事業者には、環境に有害な化学物質の大气、土壌等への排出量を把握、登録させることによつて、その適切な管理を促進しようとするもの。一九九九年一月に中央環境審議会等から、対象物質、製品の要件、対象事業者の案が示され、直接広く国民の意見を求めるパブリック・コメント手続が実施された。

石綿全国連は、石綿は早期全面禁止が第一であるが、既存石綿対策を含め、あらゆる化学物質対策において高い優先順位が与えられるべきであるとの立場から、対象物質に石綿を含めること等の意見を提出した*。結果的に、同審議会は、この意見を採用して、対象化学物質に石綿を追

* 『アスベスト対策情報』No.27(2000年)、『安全センター情報』2000年3月号

加し、また、それに伴って製品の要件においても新たなカテゴリーを追加して、石綿を含有する製品であつて、取り扱いの過程で精製や切断等の加工が行われるものも対象とするという最終報告をまとめ、そのまま関係政省令に盛り込まれた。これは、一九九九年度から政府・全省庁で実施されるようになった、パブリックコメント手続の中で、初期の画期的な成果のひとつに数えられる。

EUが禁止決定をした直後の二〇〇〇年六月に行われた石綿全国連の交渉でも、関係六省庁の態度に目立った変化はなかった。直前の四月に日本産業衛生学会が翌年正式決定された、前述の許容濃度(評価値)の勧告を行ったことを受けて、労働省が管理濃度を「近いうちに見直しを行う」としたことがわずかな前進であつた。

また、前(一九九九)年には、四八年ぶりに、例示列举規定から性能要件規定への転換等の建築基準法の抜本改正が行われていた。同法関連政省令・告示等に耐火建材等として例示されてきた石綿含有建材の削除を求め続けてきた石綿全国連は、強くその実現を求めたが、二〇〇〇年に示された案ではなお多くの「石綿」の文字が残されたまま、二〇〇二年に施行されてしまった。

企業の自主的努力では不十分

二〇〇〇年二月二六日付けの毎日新聞は二面トップで、



石綿全国連と石綿協会の意見交換(2001年2月9日)

* 『アスベスト対策情報』No.28(2000年)

「アスベスト死」2243人

過去4年間 国内規制立ち遅れ

厚生省調査
アスベストによる国内での死亡者数は、過去4年間で2243人に達した。これは、国内でアスベストによる死亡者数が初めて2000人を超えたこととなる。厚生省は、アスベストによる死亡者数の増加を懸念し、国内でのアスベスト規制の遅れを指摘している。アスベストは、肺癌や中皮腫の原因となることが知られており、健康被害が深刻である。国内では、アスベストの規制が欧米諸国に比べて遅く、規制の遅れが死亡者数の増加の一因となっていると見られる。

| 年 | 死亡者数 |
|------|-------|
| 1997 | 1,000 |
| 1998 | 1,100 |
| 1999 | 1,200 |
| 2000 | 1,300 |
| 2001 | 1,400 |
| 2002 | 1,500 |
| 2003 | 1,600 |
| 2004 | 1,700 |
| 2005 | 1,800 |
| 2006 | 1,900 |
| 2007 | 2,000 |
| 2008 | 2,100 |
| 2009 | 2,200 |
| 2010 | 2,300 |
| 2011 | 2,400 |
| 2012 | 2,500 |
| 2013 | 2,600 |
| 2014 | 2,700 |
| 2015 | 2,800 |
| 2016 | 2,900 |
| 2017 | 3,000 |
| 2018 | 3,100 |
| 2019 | 3,200 |
| 2020 | 3,300 |
| 2021 | 3,400 |
| 2022 | 3,500 |
| 2023 | 3,600 |
| 2024 | 3,700 |
| 2025 | 3,800 |
| 2026 | 3,900 |
| 2027 | 4,000 |
| 2028 | 4,100 |
| 2029 | 4,200 |
| 2030 | 4,300 |

住宅屋根材 アスベスト

大手2社、使用中止へ

クボタ工機、松下電工の両社が、住宅用屋根材としてアスベスト含有の「アスベスト入り屋根材」の使用を中止する。これは、アスベストによる健康被害の懸念から行われる。両社は、これまでこの屋根材を広く販売してきたが、近年アスベスト問題が深刻化するにつれて、消費者の意識も高まっている。アスベストは、呼吸器系疾患の原因となることが知られており、特に住宅用屋根材からの曝露も健康被害を引き起こす可能性がある。両社は、アスベスト含有率の削減や無アスベスト屋根材の開発を進めているが、当面は使用の中止を決定した。これは、アスベスト問題の深刻化を示す重要な事例と見られる。

「アスベスト死」二二四三人 過去4年間 国内規制立ち遅れ」という記事を掲載した。ICD10の採用によってわが国でも統計で把握できるようになった中皮腫による死亡者数を取り上げたものである。

石綿全国連は、一九九九年一月九日に第三回総会を開催、翌(二〇〇〇)年六月三日には、「アスベスト問題を考える集い」を開催して、日本産業衛生学会の石綿許容濃度委員会委員長であった矢野栄二・帝京大学教授による「アスベストによる健康リスク―許容濃度の考え方」、高橋謙・産業医科大学教授による「アスベスト疾患の国際的動向と最近の話題」という二本の講演が行われた。

二〇〇〇年後半になると、関係業界において石綿の自主的使用中止の動きがあるという情報が出てくるようになってきた。真偽を確認すべく石綿全国連は、二〇〇一年二月に石綿協会との話し合いをもち、業界として使用中止を決断するよう求めた。しかし、「協会としては、管理して使用すれば安全というポジションに変更はなく、(使用中止については)検討

* 『アスベスト対策情報』No.27(2000年)
** 『アスベスト対策情報』No.28(2000年)

もしていない」という公式回答であった*。

業界レベルでないとすれば個別企業レベルでの動きが予想されたが、同年三月六日付け朝日新聞及び七日付け毎日新聞によって、住宅屋根材製造の大手二社―クボタと松下電工が石綿の使用中止を決定していることが報じられた。この二社で当時の日本の石綿使用量全体の約四割を消費していた。

この報道を受けて石綿全国連は、ただちに石綿協会加盟各社(二〇〇〇年度末時点で正会員六七社、輸入・販売業者二社)に対して、「今後の石綿使用等に関する緊急質問」を発送した。回答があったのは一〇社にとどまったが、日本の石綿使用中止の未来を企業の自主的努力だけに委ねることはできないことが再確認されるとともに、自力で使用中止できない中小零細企業のためにも、使用中止の法的裏付けの必要性を感じさせられる結果であった**。

全面禁止の早期導入求める動き

二〇〇一年から省庁再編が実施されたため、石綿全国連の省庁交渉はこれまでの六省庁から四省(厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)にかえて、同年六・七月に行われた。全般的に国際情勢について以前よりも情報把握をするようになってきたという印象で、同年三月のWTO上訴機関の裁決について四省とも事実は承知していたものの、裁定文を入手していたところは皆無。「総合的なアスベスト対策を確立するための、責任体制をはっきりとさせた、関係省庁連絡会を開催するようにされたい」との共通要請に対して、積極的に全面禁止導入のイニシアティブをとろうとするところも現われなかった**。

* 『アスベスト対策情報』No.30(2001年)

** 『アスベスト対策情報』No.30(2001年)

者一〇万人の推計も」と報じた。同月一〇日に神戸で開催された第七五回日本産業衛生学会で発表された、「わが国における悪性胸膜中皮腫死亡数の将来予測」の内容を紹介したものであった。石綿全国連は同月一七日に、研究チームの村山武彦・早稲田大学教授を招いて「緊急報告集会」を開催した*。またこの場で、埼玉と大阪の石綿被害のご遺族の体験も話された。

翌五月二〇日、石綿全国連と厚生労働省との交渉が行われた。全国連の呼びかけで初めて全国から、中皮腫や石綿肺がんで夫を亡くした一〇名の遺族と石綿肺の被災者数名も加わって、石綿被害の恐ろしさと被災者本人・家族の苦しみ、悔しさ、怒りを口々に訴え、早期全面禁止の導入を強く要求した**。

二〇〇二年原則禁止検討の大臣表明

交渉の場での厚生労働省担当者の対応は「鈍い反応」（五月二日付け毎日新聞）と報じられるようなものであったが、坂口力・厚生労働大臣が「石綿の使用等を原則禁止する方針で検討」



「緊急報告集会」（2002年4月17日、体験を語る古川和子さんと大森華恵子さん）

- * 『アスベスト対策情報』No.30(2001年)
- ** 『アスベスト対策情報』No.31(2002年)

石綿被害 遺族が全面禁止陳情
 厚労働省担当者 鈍い反応
 石綿被害者遺族が、厚生労働省に全面禁止を求め、陳情した。担当者は「鈍い反応」を示した。石綿被害者遺族は、厚生労働省に全面禁止を求め、陳情した。担当者は「鈍い反応」を示した。石綿被害者遺族は、厚生労働省に全面禁止を求め、陳情した。担当者は「鈍い反応」を示した。



全国の患者・家族が参加した厚労省交渉(2002年5月20日)

したいという意向を表明したのは、その一か月後の六月二八日のことであつた*。
 この日、石綿全国連関係者らが協力して中村敦夫・参議院議員が五月に提出していた「アスベスト禁止措置に関する質問主意書」に対する「答弁書」が閣議決定されたが、その内容は、「今後とも石綿による労働者の健康障害の防止措置の実施を事業者に徹底させるとともに、現在使われている石綿についても、他の物質により代替できないか等を調査し、その結果を踏まえ、石綿の使用等の禁止措置について検討を行つてまいりたい」というものだった。

しかし閣議後記者会見における大臣発言は、「近年白石綿の代替品の開発が進んでまいりましたことも踏まえまして、白石綿につきましても国民の安全、社会経済にとりまして石綿製品の使用がやむを得ないものを除き、原則として使用等を禁止する方針で検討を進めているというところでございます。やむを得ないものという中には、例えば化学プラントなどの時にこれに代わるべき良いものがないといったようなこともあつて、全部とは言つておりませんが、しかし原則としてこれも使用等を禁止する方針で検討を進めてまいりたいというふうに思つております」と、「原則使用等禁止」の方針を明確に打ち出したものだった。

* <http://www.mhlw.go.jp/kaiken/daijin/2002/06/k0628.html>

アスベスト使用全面的に禁止へ
 厚生省は、労働安全衛生法の改正案を閣議決定した。アスベストの使用を全面的に禁止する。また、労働安全衛生法を改正し、アスベストの製造・輸入・貯蔵・使用を厳格に規制する。また、アスベストの除去を促進する。アスベストの除去を促進する。アスベストの除去を促進する。

白石綿禁止 国が検討へ
 労働安全衛生法(アスベスト)のなかで、建材などの使用が許されている巨類について、厚生労働省は28日、輸入・製造・使用を厳格化する方向で検討することを決めた。坂口力厚労相が閣議後の記者会見で明らかにした。化学プラントの抜合部に使われる樹脂など代替できないものを除き、政令を改正して「原則禁止」する方針だ。

石綿全国連はその日のうちに「声明」を発表して、この方針を歓迎し、「一日も早く具体的に禁止措置を実行するよう強く要望」するとともに、禁止措置からの除外や猶予措置を不合理に拡大したり、それら措置の検討にいたずらに時間を費やして禁止の実行が遅れるようなことがあつてはならず、とりわけ代替品が存在しないものはない建材に例外を設けることのないよう釘を刺した。同時に、「石綿全面禁止の早期実現は問題解決への最初のステップであり、①今後の健康被害対策、②既存石綿対策の二点を柱とする様々な問題に具体的に対処していくために、「政府が強力な指導力を発揮して、関係省庁が垣根を越えて包括的な取り組みを行うべき」ことをあらためて要望した*。この声明は英文で世界にも流され、海外からお祝いや激励のメッセージが届けられている**。

石綿協会が正式なコメントを公表した記録はないが、六月一六日付け東京新聞は、「協会としても禁止はやむを得ない流れと考えている。石綿を使わない屋根材や外壁材に切り替える動きも(こ)一、二年、目立ってきている」という同協会専務理事の発言を紹介している。石綿全国連は二月の段階で、前年に引き続き意見交換の場を設定するよう要請しており、協会側の体制変更や事務所移転等のため実現したのは九月になってからだったが、前年とは打って変わり、「禁止―代替化の方向やむなし」という同協会の立場が確認された。また、協会側からは、石綿を使わなくなつたら協会は不要ということではなく、既存石綿の処理対策や過去の情報の管理等々の社会的責任を果たしていかうという姿勢であるという立場が表明された*。

石綿全国連は六月に、経済産業、国土交通、環境の各省に対しても「石綿の早期禁止の実現、健康被害の増加に対する対応及び石綿含有建材等の既存石綿対策の一層の強化に向けた要請」を行い、七月に三省との交渉を行った*。今回は厚生労働省の妨害をさせないことも目的のひとつ

* 『アスベスト対策情報』No.32(2003年)

** 2002年の厚生労働大臣表明までの経過については、古谷杉郎「アスベスト全面禁止に向かう世界と日本」『環境と公害』第32巻第2号(2002年)も参照

だったと言っておりよい。国土交通省もここに至って、「厚生労働省で使用禁止となれば『反射的に』建築基準法関連の耐火建材等の例示も削除する方向で対応していくことになるものと考えている」と回答。また、船舶安全法の船舶設備規程等を改正して、IMOのSOLAS条約改正に対応したことを報告した。経済産業省も、一九九一―二〇〇〇年度の「石綿含有低減化製品等調査研究」（石綿協会への委託事業）の結論としても、「方向付けは確認できていると思う」との認識を示した。

原則禁止の検討から実施へ

大臣の方針表明後、厚生労働省では、「現時点で代替化が困難な商品及びその用途を明らかにするとともに、それら代替困難品の代替見込み時期を把握することを目的」としたアンケート調査を実施、この「調査結果の概要」は二〇〇二年二月に公表された。同時に、「調査結果も踏まえ専門技術的観点から代替化の困難な石綿製品の範囲を絞り込み、今後の非石綿製品への代替可能性等を明らかにすることを目的」に「石綿の代替化等検討委員会の設置」も発表された*（経済産業省も「石綿製品についての調査票」による調査を行っているが、こちらの結果は公表されていない）。

厚生労働省は並行して、「管理濃度検討会」及び「石綿はく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会」も参集して検討を開始した。石綿全国連は、前者については、すでに国際水準の〇・二繊維/ccへの引き下げを要求しており、後者については、二月三日に「『石綿はく露労働者に発生した疾病の認定基準』見直しに係る要請」を提出した**。

* <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/12/h1212-2.html>

** 『アスベスト対策情報』No.32(2003年)



横須賀石綿じん肺裁判の原告・支援者たち

その家族の代表らが初めて顔を合わせる「アスベスト被害者・家族の集い」が開催された。

同年四月に「石綿の代替等検討委員会報告書」が公表され、五月に労働安全衛生法施行令改正案が示されてパブリックコメントが実施された。^{****} 調査の結果確認された石綿製品を建材五、

非建材五の製品種類に分類してそれらの代替可能性等を判断した結果、建材は五種類すべて、非建材では二種類―「断熱材用接着剤」と「摩擦材(ブレーキクラッチ)」が、「国民の安全確保等

石綿全国連は、世論喚起のために一〇月に集中キャンペーンを展開。五月二〇日の厚生労働省交渉で表明された患者・遺族の声をもとに全国連のホームページに「被害者の声」のコーナーを開設。一〇月七日の横須賀石綿じん肺裁判の横須賀地裁横須賀支部における勝訴判決のマスコミ報道に乗って、八・九日の両日、横須賀のじん肺・アスベスト被災者救済基金と全国安全センター加盟の全国一八団体がフリーダイヤルを設置して、「なくせじん肺！アスベスト被害ホットライン」を開設し、過去最高の三三〇件の電話相談が全国から寄せられた。^{***}

翌二〇〇三年二月八日には、石綿全国連第一七回総会に^{***}合わせて、全国の石綿被災者と

* 『アスベスト対策情報』No.32(2003年)、<http://park3.wakwak.com/~banjan/main/higaisha.html>

** 『安全センター情報』2002年12月号

*** 『アスベスト対策情報』No.32(2003年)

**** <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/04/h0404-4.html>

***** 『アスベスト対策情報』No.32(2003年)、<http://www.mhlw.go.jp/public/index.html>





「アスベスト被害者と家族の集い」(2003年2月8日)

の観点から石綿の使用が不可欠なものではなく、かつ、技術的に代替化が可能であると考えられる」と判断された。残る三つの製品種別のうち、「耐熱・電気絶縁板」、「ジョイントシート・シール材」については、「非石綿製品への代替化が可能なものがあると考えられるが、一部のものについては、安全確保の観点から石綿の使用が必要とされており、現時点で代替可能なものと代替困難なものを温度等の使用限界や使用される機器の種類等から明確に特定することは困難である」。

「石綿布・石綿糸等」については、「これらの製品はシール材等として使用されるか、二次的にシール材等の代替可能性に連動すると考えられる」とされ、結果的に、一〇種類のうち七種類の製品の使用等を禁止するという提案であった。

これに対して石綿全国連は、①七種類のみの禁止ではなく、使用等が許される製品を除き、原則全面禁止とする、②石綿を〇・一%を超えて含有する製品を禁止を含めた規制の対象とする、③製品によって禁止の実施時期に差を設けずに、遅くとも二〇〇五年一月一日までに禁止を実施する、④石綿含有製品製造の海外移転等を阻止する実効性のある施策を講じるなど一六項目の意見を提出した*。

* 『アスベスト対策情報』No.33(2004年)

主な改正内容は、①中皮腫について、従来示されていた「胸膜又は腹膜の中皮腫」に「心膜、精巣鞘膜の中皮腫」を追加、②石綿との関連が明らかでない疾病として「良性石綿胸水」及び「びまん性胸膜肥厚」を新たに例示、③過去の認定事例等を踏まえて「石綿ばく露作業」の例示を追加・整理し、「間接曝露を受ける可能性のある作業」も例示、④中皮腫・肺がんの医学的所見に係る要件を、イ 石綿肺、ロ 胸膜ブランク（胸膜肥厚斑）、ハ 石綿小体又は石綿繊維のいずれかの医学的所見が得られていること、に整理、⑤上記ロまたはハ（どちらも重要な石綿曝露指標とされる）の場合に必要な石綿曝露作業への従事期間に係る要件を、中皮腫については「五年以上」から「一年以上」に短縮（肺がんは「一〇年以上」のまま）、としたことである。

前述の石綿全国連の要請では、曝露歴が明らかで石綿曝露指標としての医学的所見がない場合や、逆に医学的所見が明確で曝露歴が明確でない場合でも、より柔軟に認定されるよう求めていた*。

無関心な厚生・文部科学省

石綿全国連は、二〇〇三年七月に国土交通、文部科学、環境の各省、九月に経済産業省、一〇月には厚生労働省との交渉を行った*。今回は、対策を



石綿全国連の厚生労働省交渉（2003年10月24日）

* 『アスベスト対策情報』No.33（2004年）





「写真展●静かな時限爆弾＝アスベスト」(2003年9月)

原則禁止の実現で終わりにさせないために、「石綿全面禁止の早期実現及び総合的・抜本的な健康被害既存石綿対策の確立」の必要性を強く訴えたものであった。

国民の健康対策として厚生行政の立場からの対応を求めたのに対しては、厚生労働省は、大臣官房総務課名で、「石綿関連疾患は原因が職業関連が主であり、現在、一般の方が広くかかる病気ではない。そのため、厚生労働省では労災関係での対策は行っているが全体的な対策は行っていない」旨の文書回答があり、要は

答えられる部署がないとのことであった。健康局は「一般的ながん対策」、労働基準局は「職業関連がん対策」、石綿健康被害に係る総合的・全省庁的な施策は「環境省が中心となって講じられるものと考ええる」など、過去も現在もいかに労働者以外の石綿健康被害に厚生行政が無関心・無策であるかをさらけ出している。

久しぶりの交渉となった文部科学省は、一九八七～八九年の学校バニック時に取った一連の対策で石綿問題は「措置済み」の問題であり、その後重要な法改正等も積み重ねられているにも関わらず、それらの内容を周知徹底することもないまま、「法律を守って適切に行われているはず」と考えているという回答だった。しか



「パネルディスカッション：中皮腫・アスベスト被害
—被災者の声と今後の対策」（2003年9月23日）

し、同省は交渉後、一〇月一日付けで大臣官房
文教施設部施設企画課と初等中等教育局施
設助成課の連名で各都道府県教育委員会施設
主管課に当てる、約一五年の空白を一片の紙切
れで埋めるかのように、「主な関係法令」と「主
な参考文献等」を示した、「学校におけるアスベ
スト（石綿）対策について」を通知している。

石綿全国連では、「縦割り行政の旧弊を排
し、省庁の垣根を超えてなされなければならな
い抜本的・総合的対策の確立に向けては…従来
の各省庁交渉の積み重ねだけでは実現できな
いと実感させられた」と総括している*。

また同年一月の衆議院選挙にあたって主要
六政党に公開質問状を送り、①全面禁止の導
入、②既存石綿の把握、管理、改修、解体、除去、廃棄等のすべてを通じた首尾一貫した抜本的・総
合的対策の確立、③石綿関連疾患の健康、医療、福祉等に係る総合的な施策の確立、④上記対策
の確立への被災者・家族、NPO等の参画、⑤海外移転の阻止及び地球規模での石綿問題解決に
向けた取り組み、⑥「石綿総合対策円卓会議（仮称）」の開催等について質した。「石綿被災者や
家族の生の声を聞く用意があるか」との問いに対しては、六党すべてが基本的に前向きな返事で
あった*。

* 『アスベスト対策情報』No.32(2003年)

石綿疾患患者と家族の会設立



中皮腫・アスベスト疾患患者と家族の会設立

「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会設立総会」(2004年2月7日)

前年一〇月のホットラインでもみられたように、中皮腫をはじめ石綿関連疾患を疑われる健康相談が、これまで相談が(少)なかった地域からも含めて増加しつつあった。そのような中で、労働者・市民からの様々な石綿関連相談に専門に対応する新たなサポート・センターの設立及び同時並行的にいくつかのキャンペーンの構想が持ち上がり、推進された。まず二〇〇三年九月に東京芸術劇場で「写真展●静かな時限爆弾Ⅱアスベスト被害」が開催され、七日間で約六〇〇名が会場を訪れた。その間の九月二三日には、「パネルディスカッション…中皮腫・アスベスト被害―被災者の声と今後の対策」が開催され、闘病中の中皮腫患者が多数の聴衆を前に自らの思いを語りかけた。翌二四・二五日には、「中皮腫・じん肺・アスベスト被害ホットライン」が開設され、一八〇件の相談が寄せられた。そして二月に、「中皮腫・じん肺・アスベストセン

ター」(アスベストセンター)が正式に設立された。^{*}

さらに、二〇〇二年四月の石綿全国連緊急学習会、五月の厚生労働省交渉、二〇〇三年二月の初めての全国的な「アスベスト被災者・患者の集い」等を通じて、全国の患者・家族がお互いに知り合い、交流を深めてきた基礎のうえに、二〇〇四年二月七日、石綿全国連第一七回総会に合わせ、「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」(患者と家族の会)^{**}が設立された。当初、設置された地方組織は、関東支部、横須賀支部、関西支部の三つだった。

石綿全国連第一七回総会^{***}では、翌年一〇月から原則禁止が実施されるといふ新たな局面を踏まえた課題の柱としてあらためて、①「原則禁止」の履行監視と早期全面禁止の実現、②今後本格的な「流行」の時期を迎えることが確実な健康被害対策の確立、③既存石綿の把握・管理・除去・廃棄等を通じた対策の確立、④海外移転の阻止及び地球規模での石綿禁止の実現、を確認、後述のGAC2004成功のために最大限の努力をしていくことも確認された。

その後、GAC2004のプレ・イベント第一弾として、イギリス・アスベスト禁止国際書記局(IBC AS)コーディネーターのローリー・カザンアレン、アメリカ・『アスベスト医学的・法的側面』の著者のバリー・キャッスルマンの両氏をゲストに迎え、二〇〇四年四月に「アスベスト問題を考える国際シンポジウム」を開催、^{****}続けて名古屋、大阪、松山、鹿児島、横須賀でも地方集会が開催された。さらに第二弾として、同年七月九月にかけて、四回にわたる連続シンポジウム「これからが本番 アスベスト対策」も開催された(取り上げたテーマは、①公共建築物の吹き付け石綿、②石綿含有建築材料―安全なりフォーム、③地震と石綿、④廃棄物と石綿)。石綿全国連とアスベストセンター編『ノンアスベスト社会の到来―暮らしの中のキラダストをなくすために』(かもがわ出版)も、二〇〇四年一月に出版されている。

* <http://www.asbestos-center.jp/>

** <http://www.chuuhishu-family.net/blog/index.shtml>、『安全センター情報』2003年12月号

*** 『アスベスト対策情報』No.33(2004年)

**** 『安全センター情報』2004年6月号



石綿障害予防規則の策定等

厚生労働省は、改正労働安全衛生法施行令の周知に努めるとともに、二〇〇四年一月には、中央労働災害防止協会技術支援部化学物質管理支援センター内に「石綿代替化に係る相談窓口を設置」（基安化発第〇二二〇〇二号）、二月には関係業界団体に対して、会員事業場の代替化の進捗状況の把握と代替化計画の集約または団体としての計画を策定して定期的にフォローアップするよう求めた（基安発第〇二二六〇〇一号「石綿による健康障害防止対策の推進について」、基安化発第〇三三〇〇〇一号では、「石綿含有製品の代替化に係る計画等の提出」も依頼、二〇〇五年になってから提出された計画等をホームページで公開した）*。

また、「（現時点で代替化が困難な）ジョイントシート・シール材の原料としても使用されるため」という理由で禁止の対象から外された「石綿紡織品（布、手袋、作業衣、前掛け等）が、「ごく一部の事業場においては代替化の検討もなされないままその使用を継続している事例が認められる」と指摘して、「安全確保上支障がある場合を除き無石綿の代替品に交換する」よう指導もしている（基安発第〇二二六〇〇三号「石綿紡織品の使用に係る健康障害防止の徹底について」）。同年七月には、石綿含有の左官用モルタル混和材が「無石綿」、「ノンアスベスト」等と表示されて販売されていた事実が発覚*、「蛇紋岩系左官用モルタル混和材による石綿ばく露の防止について」*「通達している（基発第〇七〇二〇〇三号）改正労働安全衛生法施行令の禁止規定の不備により、代替化が可能であるにも関わらず禁止リストに加えるには、再度の政令改正を待たない（と）べきでない」。

* <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hisekimen/index.html>

** <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/07/h0702-1.html>

同年八月には、作業環境評価基準を改正し、石綿については二繊維/ccから〇・二五繊維/ccに引き下げる案を示してパブリックコメントを実施、二〇〇五年四月一日から改正告示を施行することとした。石綿全国連は、国際標準である〇・一繊維/ccとすること、屋外作業向け環境対策を確立すること、また、安全レベルではないことを周知徹底、一層の引き下げを指導することという意見を提出した*。

さらに九月には、原則使用禁止という新たな条件のもとでの「石綿対策の充実強化に向け、二五年ぶりに健康障害防止のための省令を新たに策定」とうたつて、「石綿障害予防規則」の案を示したパブリックコメントも実施。石綿全国連は、二八項目にのぼる意見を提出した**。

厚生労働省は、新規則の施行を二〇〇五年七月一日の予定とした。また、これによつて、ILO石綿条約を批准するという意向も伝えられた。

原則禁止の導入と労災認定基準及び管理濃度の改正、そして石綿障害予防規則の制定が、労働行政における新たな石綿対策のパッケージとして示され、新たな次元を迎えつつあったことは確かである。しかし、厚生行政及び他省庁においては、この時点では、原則禁止に対応した国土交通省の建築基準法令の見直しの予定を除くと、表裏一体の関係にあるとも言える大気汚染防止法令や廃棄物処理法令を石綿障害予防規則を含めた新たな労働安全衛生法令と整合化を持たせるといふ、なされて当然の検討すらなされていなかった（環境省は二〇〇五年三月に、「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱に関する技術指針」を策定したが、法令改正を伴わない行政指導である）。

これが、クボタ・ショックを迎える直前の日本政府の状況であった。

- * 『アスベスト対策情報』No.34(2005年)
 ** 『アスベスト対策情報』No.34(2005年)
 *** <http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbesto.pdf>



10 地球規模での石綿禁止に向けて

アジアの動向が国際的な焦点

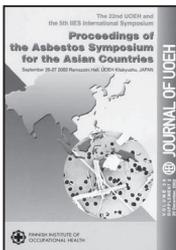
日本の石綿使用中止は先進工業国の中では最も遅れたが、アジアでは原則使用禁止を導入した最初の国でもあった。

一九七五年の世界の石綿消費の分布は、欧州六二%、北米二四%、オセアニア二%（上記の合計七八%）、アジア二六%、アフリカ・南米六%（上記の合計三二%）であったものが、アジア・アフリカ・南米の合計が二〇〇〇年六一%、〇五年七四%、アジア単独では〇〇年五〇%、〇五年五九%へと変わっている。地球規模での石綿使用中止の行方は、アジア諸国の動向によって大きく左右されるといふ構図が浮き彫りになっていた。

研究者レベルでは、二〇〇二年九月に産業衛生大学



「カナダ・アスベスト会議」（2002年9月26-27日）



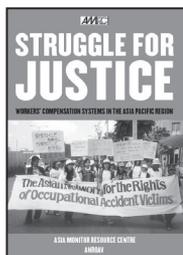


ANROAV会議でアスベスト問題について提起する古谷杉郎・石綿全国連事務局長(2002年5月 タイ・バンコク)

において、同大学とフィンランド国立労働衛生研究所(FIOH)の共催、ILO、WHO等の後援で、「アジア諸国のためのアスベスト・シンポジウム」*が開催され、シンガポール、韓国、中国、ベトナム、フィリピン、マレーシア、タイ、インドネシア、東チモール、日本、台湾の二か国における石綿使用と対策、健康被害の状況等について、情報の有無の確認を含めた、初めての検討が行われていた。

石綿全国連は、ブラジルでの初の世界会議・GAC2000以降、前出のドレスデンでの欧州会議と同じ二〇〇三年九月にオタワで開催された、カナダ・アスベスト会議にも代表を派遣**、石綿問題に取り組む世界の団体・個人とのネットワークを広げつつあった。国家安全センターもその国際交流において、アメリカ、欧州の労働安全衛生ネットワークに日本の状況を伝え、また、労働災害被災者の権利のためのアジア・ネットワーク(ANROAV)で二〇〇一年以降、毎年アジアで石綿問題に取り組むことの重要性を訴えてきた。***

そのようななかで二〇〇二年末頃から、二回目の世界会議をアジアで開催できないかという打診があった。検討を進めるうちに日本での開催という案が有力になり、石綿全国連は加盟団体及び関係者と協議した結果、二〇〇四年二月一九〜二〇〇四年三月一日、早稲田大学国際会議場において「二〇〇四年世界アスベスト東京会議(GAC2004)」として開催することを決定し、二〇〇三年四月に組織委員会が立ち上げられた。****



* Proceedings of the Asbestos Symposium for the Asian Countries, Journal of UOEH, Vol 24, Supplement 2, 2002, 『安全センター情報』2003年3月号

** 『安全センター情報』2003年12月号

*** Struggle for Justice: Workers' Compensation System in the Asia Pacific Region, AMRC, 2005

**** <http://park3.wakwak.com/~gac2004/>, 『安全センター情報』2005年3月号

二〇〇四年世界会議の東京開催

GAC2004は、厚生労働省、環境省、東京都、ILO駐日事務所、日本労働組合総連合会(連合)、日本医師会、日本弁護士連合会、アスベストに関わりのある国内の多数の学術団体等、国際的にはIBAS、ラマッチーニ協会、労働環境衛生学会(SOEH・アメリカ)、国際労働衛生会議・呼吸器障害科学委員会(SCIRD、ICOH)、ヨーロッパ労連(ETUC)、国際中皮腫研究会(IMIG)といった幅広い支持(後援)を受けて開催された。開会式では、厚生労働省、東京都、ILO駐日事務所、連合、IFBW、IBASの代表が挨拶した。

五大陸にまたがる四〇か国・地域からの二二〇名の海外代表(アジアからは一三か国四二名)を含めて、被災者とその家族、労働者、市民、医療従事者、弁護士、様々な



「2004年世界アスベスト東京会議 開会式」(2004年11月19日)

分野の専門家・研究者、行政関係者、学生等々、八百名が参加し、口演（全体会議のセッションが七、ワークショップが八）とポスターを合わせた発表数が一五〇。石綿に関わるほとんど全ての側面を包括的に取り上げ、なおかつ、現状と課題、最新の知験及び解決へのサジェッションが提供された。

世界の約二〇の石綿被害者・支援団体が一堂に会したのは初めての画期的なことであり、同年二月に設立されたばかりの日本の患者と家族の会は、全国から約三〇名が参加したほか、会場に来られなかった会員も含めて折られた千羽鶴などを海外の参加者に手渡ししながら、世界的なネットワーク構築に向けて確実に一石を投じた。

また、ワークショップ「労働組合のイニシアティブ」では、自治労、全建総連、全造船機械、全水道、全駐労、日教組の各代表からこれまでの取り組みの発表が行われ、フロアから全港湾代表も発言。海員組合、全国医療、JAM、JEC連合、森林労連、建交労等々、国内の数多くの労働組合代表も参加して、海外参加者とともに熱心な討論を行った。

GAC2004では、①禁止、②労働者及び一般の人々の保護、③代替品、④情報交換、⑤公正移行及び開発途上国への移転の阻止、⑥補償及び治療、⑦人々の協力、に言及した「東京宣言」*が採択されただけでなく、国際自由労連（ICFTU）系の国際建設林産労働組合連盟（IFBW W）、国際労連（WCL）系の国際建設労働者連合（WFBW）、世界労連（WFTU）系の建築木材建築資材労働組合インターナショナル（UITBB）という異なる建設労働組合組織の共同宣言*がまとめられ、発表されたことも画期的なことだった。「東京宣言」は、「未来のためにも行動することによって、私たちは変化を起こすことができるし、変化を起こさなければならず、そして変化を起こしていくと決意する」と宣言した。ラムッチーニ協会は、これを「世界中の国々の（行方を指し示す）灯台の役割を果たす」と評価した。***

* http://park3.wakwak.com/~gac2004/jp/pdf/GAC2004_declaration_final-j1.pdf

** http://park3.wakwak.com/~gac2004/jp/pdf/Declaration_Building_Workers_j.pdf

*** Landrigan p et al, Editorial: Collegium Ramazzini Statement on the Tokyo Declaration banning asbestos, American Journal of Industrial Medicine, 48; 2: 89-90
<http://www3.interscience.wiley.com/cgi-bin/abstract/110571098/ABSTRACT?CRETRY=1&SRETRY=0>

世界的なキャンペーン



「2004年世界アスベスト東京会議 閉会式」(2004年11月21日)

GAC2004の翌月、二〇〇四年二月に宮崎で開催された、アジアで初めての国際自由労働（ICFTU）第一八回世界大会は、「決議―労働組合の労働安全衛生に関する二世紀アプローチ」のなかで、ICFTUとその構成組織に関係・

傘下組織と協力して以下を行うよう指示した。「石綿の使用及び商業利用の世界的全面禁止のためにキャンペーンを展開し、関連するILO条約の批准を促進し、また傘下組織とともに国の政府に対して、今後の石綿使用をやめ、石綿製品に曝露しまたは曝露する可能性のある労働者及び地域社会を防護するための適切な、強化されたセーフガードを確保し、とくに影響を受ける地域への経済的支援を含む、石綿禁止により職を失う労働者のための雇用転換プログラムを実行するよう圧力をかける取り組みを行う」。

これは、石綿の世界的全面禁止に向けた世界の労働組合によるキャンペーンの本格的開始の号令であった。「石綿に関する国別プロフィール」データベースも

* 『安全センター情報』2005年6月号

** Trade Union Sustainable Development Unit, Trade union country-by-country profiles, <http://www.tradeunionsdunit.org/profiles/profiles.php?ID=5&Lang=ENG>

開発され、^{***} IFBWW、IMF（国際金属労連）、ICEM（国際化学エネルギー鉱山一般労連）、IJ（国際ジャーナリスト労連）、IUF（国際食品労連）等の国際産業別組織も独自のキャンペーンを開始。二〇〇五年、〇六年のワーカーズメモリアルデー（四月二八日）では多くの諸国の労働組合が石綿問題に焦点をあてた。ICFTUは決議のフォローアップや関係国際機関等との協議を積極的に重ね、二〇〇五年二月に香港で開催された執行委員会でも「世界的アスベスト禁止に関する決議」を採択している。^{*}

二〇〇六年四月二八日には、日本の公明、民主、共産、社民の各党所属の国会議員一名を含む世界四一か国二三人以上の国会議員が署名した「アスベストの世界的禁止を求める世界の国会議員の共同アピール」も発表された。^{**} このアピールは、「世界的な石綿禁止は、石綿がもたらす脅威を取り除くキャンペーンの最初のステップである。われわれは国会議員として、世界的禁止を確実にするために、各国政府、地域及び国際機関に働きかけ、また、国際的な労働団体、NGO、石綿被災者を代表する団体、その他と連携していく」と表明したものであった。

ILO・WHO等における進展

二〇〇六年一月六日にILOのホームページに掲載された「アスベスト…潜伏中の有害影響が姿を現わす」という文書の中で、セーフワーク・インフォーカスプログラムのユッカ・タカラ局長は、「石綿禁止を世界中に広めることは、大きなそして重要な課題である。そのために、国際共同体は諸国が必要な再構築措置に対処するのを助け、代替の雇用を創出し、全世界で石綿代替品の使用を促進するために、知識と支援を提供しなければならない」と、積極的な姿勢を表明していた。^{***}

* 『安全センター情報』2006年6月号

** 『アスベスト対策情報』No.35(2006年)、『安全センター情報』2005年6月号

*** <http://www.ilo.org/public/english/bureau/inf/features/06/asbestos.htm>、『安全センター情報』2006年1・2月号



「2006年ワーカーズ・メモリアルデーの石綿全国連情宣(4月28日)」

そして同年六月のILO第七五回総会では、「石綿に関する決議」が(使用者代表は決議を議題として取り上げること自体に反対したが、労働者代表及び政府代表の多数の賛成により)採択された*。これは、①石綿曝露から労働者を防護し、将来の石綿関連疾患・死亡を防止するためには、今後の石綿使用の根絶及び現に使用されている石綿の把握と適切な管理が最も効果的な手段であること、及び、②一九八六年のILO石綿条約は、石綿を使い続けることの正当化または是認を与えるものとして使われてはならないこと、を明確に決議したものであった。

翌七月にはWHOが、「政策文書・アスベスト関連疾患の根絶」の草案を公表した*。WHO職業・環境保健ユニット、国際化学物質安全性計画(IPCS)、IARCの専門家によって準備されたこの草案は、国際的に意見を求めた後、一〇月に公式な文書となった。同文書では、WHOは以下の戦略的方向付けのもとに石綿関連疾患の根絶に取り組んでいくとして、①石綿の使用を中止する、②石綿除去中に石綿曝露回避措置をとる、③より安全な代替品への石綿の代替及びより安全な代替品による石綿の代替を促進する経済的・技術的メカニズムの開発に向けた解決策に関する情報を提供する、④早期診断、治療、社会的・医学的リハビリテーション及び石綿関連疾患の補償を改善し、過去及び/または現在石綿に曝露した/する

* <http://www.ilo.org/public/english/standards/relm/ilc/ilc95/pdf/pr-20.pdf>、『安全センター情報』2006年7月号

** http://www.who.int/occupational_health/publications/asbestosrelateddiseases.pdf、『安全センター情報』2006年9・10月号

人々の登録制度を確立する、を明示した。

国際社会保障協会(ISSA)も二〇〇四年九月の第二八回総会において、予防特別委員会が、「すべてのアスベスト生産国に対して、可及的速やかに、すべての種類の石綿及び石綿含有製品の製造、貿易及び使用を禁止するよう強く勧告」した「二〇〇四年北京 アスベストに関する宣言」を採択したことを踏まえて、「アスベスト…世界的禁止に向けて」というパンフレットを作成。二〇〇七年七月にウエブサイトに公表した*。

世界の石綿業界の抵抗が奏効しているのは、唯一、ロッテルダム条約のもとでの国際貿易における一定の有害化学物質及び農薬の事前の情報に基づく同意手続(PIC)^{**}の有害物質リストへのクリソタイルの追加が、二〇〇三、〇四、〇六年と三度妨げられていることで、カナダ、ロシア等一部諸国の政治的な振る舞いがロッテルダム条約の実効性を損なうのではないかと危惧されている。

にもかかわらず、二〇〇六年のILO・WHO等における重要な進展は、各国の石綿対策に大きな影響を与えつつあり、地球規模での全面禁止に向けた流れが勢いを得ていることは間違いない。

アジアで、世界で

GAC2004を直接引き継ぐかたちで初めてのアジア・アスベスト会議が、二〇〇六年七月にタイ・バンコクで開催された(AAC2006)^{***}。タイ公衆衛生省疾病管理局及び労働省の労働保護局・社会保障事務所の共催、ILO、WHO、IBAS及びICOHの後援により、アジア太平洋、アフリカ、欧州、北米の二六か国から、専門家、行政関係者、建設労働者インターナショナル(BW

* <http://www.issa.int/eng/homef.htm>、『安全センター情報』2007年9月号、2007年9月12日の第1回世界社会保障フォーラムにおける報告も参照。<http://www.issa.int/wssf07/documents/pdf/reports/en/2-AP.pdf>、『安全センター情報』2007年10月号。

** 『安全センター情報』2006年12月号他

*** ILOとWHOは共同で2007年9月に、「アスベスト関連疾患を根絶する国のプログラム策定のためのアウトライン」も公表した。<http://www.ilo.org/public/english/protection/safework/cis/oshworld/news/asb-outline.htm>

**** 『安全センター情報』2006年12月号



「アジア・アスベスト会議」(2006年7月26-27日)

会ともなった。

その他にも様々な企画や取り組みが、三回目の世界会議、GACや第二、第三のAAC等も含めて、展開中または準備中である。世界の労働組合やNGO、関心を寄せる全ての関係者が、いままこそ世界的な石綿の全面禁止に確実な道筋をつける好機と努力を集中しているところなのである。

I、IFBWWが発展改称)や産業界の代表ら三百名が参加した(石綿全国連関係者も多数参加)。同会議で採択された「バンコク宣言^{*}」は、「石綿の採掘、石綿及び石綿含有製品の使用及びリサイクルは、すべての諸国において全面的に禁止されなければならない」と宣言した。

GAC2004とAAC2006を直接の契機として、二〇〇七年七月に『未来を奪うーアジアのアスベスト使用^{**}』が出版され、石綿全国連はその日本語版を発行することを決めている。

さらに石綿全国連は韓国の労働組合、環境、労働安全衛生、医療団体等とともに、二〇〇七年五月一八・一九日、ソウルで「石綿問題解決のための日韓共同シンポジウム^{***}」も開催した。これは、日本と韓国のアスベスト被害者・家族が初めて顔を合わせる機

* 『安全センター情報』2006年11月号

** http://www.lkaz.demon.co.uk/ktf_web_fin.pdf

*** 『安全センター情報』2007年7月号

11 クボタ・ショックと日本の対応

クボタ近隣住民患者との出会い

アスベストセンター、患者と家族の会の設立からGACC2004開催という流れのなかで、再びわが国のメディアが石綿問題を取り上げる機会も増えてきた。患者と家族の会等が尼崎のクボタ近隣住民中皮腫患者と出会ったのもまさにその中でのことだった。

患者と家族の会副会長の古川和子さんは、「新たな出会いのなかで絆が強まり、さらに新たな出会いが生まれた」と語っている。電力会社の下請けの設備工事作業に従事した夫を石綿肺がんで二〇〇一年三月に亡くし、約一五か月の闘病・看護に加え、労災不支給決定―不服審査により死亡約一か月前に逆転認定、病理解剖による診断名の中皮腫から肺がんへの変更等々、石綿疾患の患者と家族を襲うほとんどすべてのことを経験した古川さんは、自らの経験も生かして同じ石綿被害に遭った人たちの手助けすることが夫への供養と考えて、患者と家族の設立の中心となり、地元関西を中心に支援活動を開始していた。

最初の相談者が、広島在住の元船員の笠原昭雄さんだった。笠原さんは、元船員の石綿被害認定第一号となり、「昔石綿を吸っていたのだから必ず検査をするように」という仲間たちへの

石綿疾患の被害者とその家族たちを撮り続けている写真家・今井明さんのフォトドキュメント『明日をください アスベスト公害と患者・家族の記録』が2006年に出版された(現在、アットワークスから発行)。このなかには、「クボタ・ショックを語る」と題した古川和子さんらの座談会の記録も収録されている。





土井雅子さんを見舞う古川和子さん

メッセージを残して二〇〇四年四月に亡くなられた。笠原さんの「遺言」を受け継いだ日本郵船O B会や海員組合が、全国の仲間を守るために立ち上がった結果、被害の掘り起こしが進み、二〇〇五年末には船員向けの健康管理手帳制度ができた。二〇〇六年五月、三浦半島の観音崎にある戦没殉職船員の碑に、船員石綿被害者として初めて笠原さんの名前が刻まれた。

二〇〇三年にNHKラジオが「評伝・環境の思想家たち」の特集で石綿全国連の初代代表委員のひとり故田尻宗昭さんを取り上げたのを聞いた友人から、自らの病気が労災かもしれないと聞かされた加古川の立谷勇さんから連絡が入った。旧国鉄で機関車の修理をした後にJ Rの運転手を務めて、六〇歳で胸膜中皮腫を発症した立谷さんは、旧国鉄・J Rで初めての石綿労災

認定者となったが、四か月後に他界された。これを引きっかけに鉄道退職者の会や国労等によるJ R、鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業本部に対する働きかけや石綿被害の掘り起こしが進み、二〇〇七年八月末までの労災（新法による時効救済を含む）認定一〇八名、さらに五二名が審査中という事態にまでなった*。船員、旧国鉄・J Rの被害掘り起こしにはメディアも一役買っている。

番組の取材で石綿問題を知ったNHKラジオの担当アナウンサーが、今度は石綿特集の番組をつくり、患者と家族の会の誕生、G A C 2 0 0 4 開催予定等を放送。それを聞いた関西のドキュメンタリー制作会

* <http://www.jnrsh.jrtt.go.jp/80asbestos/asbestos2.htm>

社の社長が取材を開始。担当ディレクターの古川さん通いが始まる。ある日、そのディレクターから「石綿を吸ったことのない女性の中皮腫患者がいる」と知らされた古川さんは、彼女を見舞つて話を聞いた。最初のクボタ近隣住民中皮腫患者、土井雅子さんだった。

確たる曝露源が見当たらず、地図を見ていてクボタ旧神崎工場が原因ではないかと疑った古川さんは、尼崎通いをして工場周辺の聞き取り調査を開始した。それを繰り返していたある日、歩き疲れて立ち寄ったガソリンスタンドで「うちの社長も（石綿によるがん）」と聞かされた。前田恵子さんという二人目の被害者の発掘である。前田さんは、成人してから尼崎市に転居してきて以来、ずっとそこに住んで事業をされており、クボタの工場から粉じんが周囲に飛散していた状況等をよく記憶していた（前田さんは、石綿健康被害救済新法が施行された二〇〇六年三月二七日に逝去された）。

さらにもう一人、自営業の男性患者がみつかり（他にすでに亡くなられていた方二人も確認）、お互いに知り合うなかでクボタが原因と確信した三人の中皮腫患者は、古川さん及び関西労働者安全センター（関西安全センター）、尼崎労働者安全衛生センター（尼崎安全センター）の支援を受けて二〇〇五年春、クボタに対して、工場の中で何が起きているのか明らかにするように申し入れた。

クボタが患者と初めて直接会ったのは、JR尼崎列車事故の翌日の四月二六日、事故現場からほど近い公民館の一室だった。結果的にクボタは相当詳しい社内資料を開示、補償交渉とは無関係に見舞金（二百万円）を支払いたいと申し出てきた。ドキュメンタリー会社が制作した番組は一月二九日と五月二八日に朝日放送系列で放映されていたが、クボタ他の企業名は伏せられていた。結局、六月二九日付け毎日新聞夕刊が、社名を明らかにして「一〇年で五一人死亡 アスベ

アスベスト関連病で

社員らを支援 クボタが開示

10年で51人死亡

「アスベスト関連病」の死者は、2000年以降、毎年約5人増加し、2010年には51人に達した。クボタは、2000年から2010年までの10年間で、アスベスト関連病で死亡した社員を支援するために、毎月100万円を寄付し、計1000万円を支援した。また、2000年から2010年までの10年間で、アスベスト関連病で死亡した社員を支援するために、毎月100万円を寄付し、計1000万円を支援した。また、2000年から2010年までの10年間で、アスベスト関連病で死亡した社員を支援するために、毎月100万円を寄付し、計1000万円を支援した。

相談の殺到、企業の対応

クボタ・ショック以降、行政や関連企業、石綿全国連等には、石綿被害者や家族、労働者、市民、マスコミ等からの相談や問い合わせ、取材等が殺到した。石綿全国連加盟団体では積極的に相談窓口を開設したり（全建総連の七月一四日「建設労働一〇番」や全造船の八月一〇日「造船アスベスト 中皮腫・肺がん・じん肺ホットライン」など）、関係企業や行政機関等に対する緊急の提

05/6/29 第01号

事件 ひと 話題

アスベスト旧工場

住民5人も中皮腫

クボタ

見舞金検討、2人は死亡

クボタの突然の公表で始まったかのように受け取られたかもしれないが、引き金は、孤立させられ不治の病と闘ってきた住民被害者が、お互いに知り合い励まし合いながら、大企業相手に立ち向かった勇氣だったということを忘れてはならないだろう*。

他の企業も積極公開を促す。クボタは、2000年から2010年までの10年間で、アスベスト関連病で死亡した社員を支援するために、毎月100万円を寄付し、計1000万円を支援した。また、2000年から2010年までの10年間で、アスベスト関連病で死亡した社員を支援するために、毎月100万円を寄付し、計1000万円を支援した。また、2000年から2010年までの10年間で、アスベスト関連病で死亡した社員を支援するために、毎月100万円を寄付し、計1000万円を支援した。

2005年6月29日付け毎日新聞夕刊

ト関連病で、「住民五人も中皮腫 見舞金検討、二人は死亡」と報じて、クボタは大阪本社で急遽記者会見、全メディアが取り上げるというかたちでクボタ・ショックは始まった。

多くの人々にとってはク

*『安全センター情報』2005年9・10月号



患者と家族の会・アスベストセンターの記者会見(2005年7月15日)

言や要請行動等(七月一五日の患者と家族の会の要望・アスベストセンターの一〇項目対策の提案^{***}や各労働組合の行政要請・交渉など)も取り組まれた。

一方、石綿被害者を出している企業による情報開示や、行政による関係企業に対する調査とその結果の開示が続き、一か月後―七月二九日には厚生労働省が、「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表」を公表するまでになった。^{***}

しかし、企業の情報開示や行政の調査はあまりにも不十分なものであり、石綿全国連は七月六日に、まず石綿協会に要請書を送り、話し合いの場を設定するよう求めた。「せめてクボタ並みに意味のある情報」を開示せよというのが、要請の柱のひとつであった。どちらも殺到する相談等への対応に追われている等の事情もあり、文書回答が届けられたのが八月二九日、話し合いが持たれたのは九月一四日だった。^{***}話し合いの中で同協会は、加盟各社から報告を受け協会で把握している過去の①作業環境測定、②工場敷地境界での石綿濃度測定、③PRTTデータの公表や、四月から有料で販売していた『既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針』の無償提供(ウエブ公開)等を約束した。^{***}しかし、個別企業で、「クボタ並みに意味

* <http://www.chuuhihsu-family.net/request/requests20050728.pdf>

** <http://www.asbestos-center.jp/about/propositions/10proposals.pdf>

*** 第1回(2005年7月29日) <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/07/h0729-2.html> 及び第2回(同年8月26日) <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/08/h0826-3.html>

**** 『安全センター情報』2005年9・10月号

***** <http://www.jaasc.or.jp/>



石綿全国連の記者会見(2005年7月26日)

のある情報」を開示したところは、いまだに「社もないことは既述のとおりである。

関係閣僚会合と全国連の提言

世論におされるかたちで国は、七月二日に課長レベルによるアスベスト問題に関する関係省庁会議を開催、それが七月二日には局長級に格上げされ、さらに二六日の閣議で、二九日に内閣官房長官を中心にした総務、文部科学、厚生労働、経済産業、国土交通、環境の各大臣でアスベスト問題に関する関係閣僚会合を開催するということになった。

一般住民の石綿被害への対応、過去の企業・行政による対応の検証や責任の解明、行政の垣根を超えた総合的対策の必要性等を突きつけたクボタ・ショックに対する備えは、前述のとおり、各省庁には全くなかった。どの役所が、また、各省庁の中でもどこの部署が、何をすべきか、できるのかとい

たところから著しい混乱がみられたのである。とりわけ健康被害対策をめぐっては、従来石綿対策を担ってきた化学物質対策課や補償課ではなく、じん肺対策等が所管の労働衛生課が仕切るようになった厚生労働省と、担当部署すら容易に定まらなかった環境省が、協力し合うのではなく、様子を伺いながら牽制し合うという状況であった。関係閣僚等による国の責任をめぐる発言も二転三転した。

そのような状態で「ごく短期間のうちに過去の検証及び今後の『総合対策を確立』しようとしていることに、再びその場しのぎの対応に終わってしまうのではないかという強い危機感すら感じ」た石綿全国連は、これまでに主張し続けてきたことやGAC2004の成果等も踏まえて、七月二六日に、「アスベスト問題に係る総合的対策に関する提言」^{*}を発表するとともに、内閣総理大臣と各政党に届けた。

提言は、以下の六つの柱に沿って、取り組まなければならない諸課題を約七〇項目にわたって提起し、合わせて「緊急を要する課題については、省庁の管轄や既存のどの法令や制度で対応するか等を論ずる以前に、まず確固たる決断を示すことが重要であり、そのうえで、腰を据えて真に体系的な総合的対策を確立するよう強く勧告」した。六つの柱は、①全面禁止、②健康被害対策―補償、ハイリスク者の健康管理、健康被害の早期発見、治療、患者・家族の心のケア、上記全プロセスへの患者・家族の代表の参加の確保等、③既存アスベスト対策―把握、管理、除去、廃棄等、④法規制等―アスベスト対策基本法の制定、関連行政一体となった体制の確立等、⑤海外移転の阻止、地球規模での禁止、⑥予防原則の教訓を引き出すための歴史の検証等、である。この提言は、その後の様々な団体・個人等による政策提言等にも大きな影響を与えた。

七月二九日の第一回関係閣僚会合は、「アスベスト問題への当面の対応」(「当面の対応」)を発

* 『アスベスト対策情報』No.35(2006年)、『安全センター情報』2005年9-10月号

** 関係閣僚会合関係資料は、http://www.env.go.jp/air/asbestos/index_mats.html他関係省庁のウェブから入手可能なので、個々の文書等の所在情報は記さない。

表、「労災補償を受けずに死亡した労働者、家族及び周辺住民の被害への対応については、十分な実態把握を進めつつ、幅広く検討して、九月までに結論を得る」などとした。八月二六日の第二回会合では、「当面の対応」を改訂、「救済のための新たな法的措置を講ずることとし、次期通常国会への法案の提出を目指」すなどとした。合わせて、「政府の過去の対応の検証についても公表された。

政党・国会レベルの動き

各政党も石綿問題に関するプロジェクトチーム等を設置、石綿問題は様々な委員会等で取り上げられたが、参議院厚生労働委員会は八月三日に石綿問題の集中審議を設定し、岸本卓巳・岡山労災病院副院長と古谷杉郎・石綿全国連事務局長を参考人として呼んだ。

政局は、参議院で郵政民営化法案否決、衆議院解散、総選挙という流れになったが、石綿全国連は八月二四日に、各政党に対して公開質問状を送付、九月一日に、自民、公明、民主、共産、社民の五党から寄せられた回答を公表した*。

質問事項は、①住民被害者等に対する補償



参議院厚生労働委員会(2005年8月3日)

* <http://park3.wakwak.com/~banjan/situmonjyo.html>、『アスベスト対策情報』No.35(2006年)、『安全センター情報』2005年9・10月号

制度の確立、②時効問題の立法的解決、③中皮腫登録制度の創設、④健康管理手帳と労災補償制度の改善、⑤住民の疫学調査の実施、⑥発がん物質としての規制対象範囲の整合化、⑦建築物等の解体等に対する規制の整合化、⑧関連情報の開示と永久保存、⑨特別立法を含めた総合対策の確立(アスベスト対策基本法の制定)、⑩国の窓口一本化、患者・家族・NPOが参加する継続的取り組み、という一〇項目。各党の回答は、選挙向けということもあつておおむね好意的¹¹違いがあまり目立たないものだったが、自民党だけが、新規立法を被害者救済目的に限定、時効救済を労災補償を受けずに「死亡した労働者」に限定しているように読める回答だったことと、また、中皮腫登録制度の創設に賛否の言明を避けていることが、公明党も含めた他の政党の回答との違いだった。

緊急の意見表明・諸団体の提言等

選挙の結果、自民党が圧勝したことにより、政府内でも与党内においても、自民党の上述の、他党とは異なる立場が押し通される様相が強まった。とりわけ、被害者救済の内容がきわめて不十分・不公正なものとなりそうになってきたことから、石綿全国連は、石綿協会との話し合いの後に緊急に運営委員会を開催。翌日九月一日に、「アスベスト新法に対する緊急の意見表明」をマスコミ発表するとともに、首相及び各政党に届けた。^{*}

意見表明の内容は、①すべての石綿被害者に労災補償に準じた所得・医療補償、②石綿被害に時効を適用しない法的措置、③中皮腫はすべて労災補償または新法による補償対象、④中皮腫死亡者の遺族に対する理不尽な医学的立証等の負担の回避、⑤石綿肺がん、その他石綿関連疾

* 『アスベスト対策情報』No.35(2006年)、『安全センター情報』2005年9・10月号

患の労災補償に準じた新法による補償、⑥新法による補償に時期指定や地域指定等の限定導入
 反対、⑦新規立法対応を被害者補償に限定せずアスベスト対策基本法を制定、である。

九月二十九日の第三回閣僚関係会合による「当面の方針」の再改訂では、「石綿による健康被害の救済に関する基本的枠組み」が示され、「給付水準、費用負担その他の具体的内容については：引き続き検討」とされた。「政府の過去の対応の検証について」の「補足」も公表されたが、「検証結果全体としては、それぞれの時点において、当時の科学的知見に応じて関係省庁による対応がなされており、行政の不作為があったということはできないが、当時においては予防的アプローチ（完全な科学的確実性がなくても深刻な被害をもたらすおそれがある場合には対策を遅らせなくてはならないという考え方）が十分に認識されていなかったという事情に加え、個別には関係省庁間の連携が必ずしも十分でなかった等の反省すべき点もみられた」としている。（本書は、この見解に対する回答＝批判ということにもなるだろう。）

一方、九月十四日には近畿弁護士連合会が「アスベスト被害の早期救済と恒久対策を求める決議」を採択、九月二日にはダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議が「アスベスト対策基本法（仮称）の立法提言」を発表し、一〇月二二日の連合第一回中央執行委員会で「アスベスト基本法（仮称）の制定」、政府・患者・家族・NPO・医療関係者・弁護士・労働組合などが参加する「国民アスベスト会議の設置」等の実現を求める「アスベスト問題に対する連合の取り組み」を確認、さらに一〇月二五日には民主党が政策提言「石綿対策の総合的推進に関する法律案」を衆議院に提出、合わせて「民主党は『ノンアスベスト社会』をつくる」を発表するなどの動きが続いた。在野からの提言等は、「総合的対策の提言」や「緊急の意見表明」等を通じて石綿全国連が訴えてきた内容に沿ったものであった。古谷杉郎、石綿全国連事務局長による、「アスベスト対策基本法（仮

* http://www.osakaben.or.jp/web/info/2005/2005_0922.php

** http://www.kokumin-kaigi.org/action/action_p.cgi?action=html2&key=37

*** 『安全センター情報』2005年11月号

**** <http://www.dpj.or.jp/news/dpjnews.cgi?indication=dp&num=760>



石綿全国連100万人署名開始(2005年10月22日)

称)骨子私案」*もまとめられている。

百万人署名、大臣との面会

このようななかで石綿全国連は、「百万人署名」運動を呼びかけることを決定、一〇月二三日の東京・有楽町マリオン前での街頭宣伝から署名集めを開始した。

署名で掲げた請願項目は、①石綿及び石綿含有製品の製造・販売・新たな使用などを速やかに全面禁止すること、②石綿及び石綿含有製品の把握・管理・除去・廃棄などを含めた総合的対策を一元的に推進するための基本となる法律(仮称・アスベスト対策基本法)を制定すること、③石綿に曝露した者に対する健康管理制度を確立すること、④石綿被害に関わる労災補償については、時効を適用しないこと、⑤労災補償が適用されない石綿被害について、労災補償に準じた療養・所得・遺族補償などの制度を確立すること、⑥中皮腫は原則すべて補償の対象とするとともに、中皮腫の数倍と言われる石綿肺がんなどに

* 『安全センター情報』2005年11月号

皮腫以外の石綿関連疾患も確実に補償を受けられるようにすること、の六項目であった*。

クボタ・ショック以降、患者と家族の会のメンバーは拡大し、広島支部（二〇〇五年九月）、尼崎支部（二〇〇月）、ひょうご支部（二〇〇月）、北海道支部（二〇〇六年四月）、奈良支部（五月）、四国支部（五月）、東海支部（六月）が新たに結成されたが、労働組合、市民団体等共に、患者と家族たちは、各地で署名集めの先頭に立った。

一〇月八日に放映されたNHKスペシャル「アスベスト 不安にどう向き合うか」がきっかけとなり、一〇月一六日に大阪労働局において尾辻秀久・厚生労働大臣と患者・家族らの会見が実現した。患者らは、「労災と新法は表裏一体、同じ石綿被害の救済に差別が持ち込まれてはならない。全ての被害者・家族に公正な救済を」と強く訴えた。尾辻大臣はこれを受けて動こうとした気配が見られたものの、一〇月末の内閣改造で厚生労働大臣が代わってしまった。一方、同じくNHKに出演し、内閣改造でも続投となった小池百合子・環境大臣の方は、第四回関係閣僚会合のわずか三日目になってようやく尼崎に向いて患者・家族と面会したものの、直接聞いたその声を環境省や内閣の政策に反映させようという努力は見受けられず、かえって患者・家族らの批判を買っている。



患者・家族らは小池大臣の姿勢を批判(2006年1月31日)

* <http://park3.wakwak.com/~banjan/syomei.html>



石綿全国連の国会緊急集会(2006年1月23日)

関係閣僚会合の「総合対策」

一二月二九日の第四回関係閣僚会合で公表された「石綿による健康被害の救済に関する法律案(仮称)大綱」は、伝えられていた内容とまったく変わるところのない不十分、低水準のままのものだった。

一二月二七日の第五回関係閣僚会合は、「アスベストによる健康被害に関する法的措置や平成一八年度予算案等の内容が固まったことを踏まえ」、それまでの「当面の対応」に代えて「アスベスト問題に係る総合対策」(「総合対策」)をまとめて公表した。その具体的内容は、①全面禁止は二〇〇六年度中に関係法令の整備により実施、②健康被害対策について「石綿による健康被害の救済に関する法律案(仮称)」を、③既存石綿対策について大気汚染防止法、廃棄物処理法、建築基準法、地方財政法の四法を一括して改正する「石綿による健康等に係る被害の防止のための関係法律の整備に関する法律案(仮称)」を、④その他の施策に係るものも含めて平成一七年度補正予算案とともに、通常国会に提出するという



石綿全国連の国民層決起集会(2006年1月31日)

等の要望も取り入れられてはいなかった。

国会における新法等の審議

二〇〇六年一月二〇日の通常国会冒頭に、石綿健康被害救済法(救済新法)案と既存石綿対

ものであった。

尼崎で小池大臣と面談した患者・家族らは大臣の約束は何ひとつ果たされていないと感じていたし、「百万人署名」に掲げられた請願事項を実現するものでもなく、また、二月二六日に尼崎市長名で関係大臣宛てに提出された「アスベスト問題による健康被害対策等の強化に関する要望」で示されていた、①新法立法化と併行した環境曝露による健康被害と発生源の因果関係の究明、②環境曝露による被害者に対し公害健康被害補償法や労災補償とバランスの取れた補償の制度化、③要経過観察とされた市民に対する健康管理手帳に相当する支援措置及び自治体への財政的支援の実施、④新法案で予定されている基金への拠出は地方自治体に求めずに国と事業主の責任で実施、



石綿全国連の国会請願デモ(2006年1月31日)

策関連四法一括改正法案が提出されたが、政府は、野党の特別委員会の設置や合同審査要求を拒否するばかりでなく、環境委員会での短時間審議等だけですませ、可能であれば二月中にも成立させたい意向であることが伝わってきた。このため石綿全国連は急遽、一月二三日に衆議院第二議員会館内において、「百万人署名達成！なくせアスベスト被害、国会緊急集会」を開催し、定員百名の会場に二五〇名以上が詰めかけた。この日までに請願署名は目標の百万人を突破し

て二四六万強に達した。衆議院での法案審議は、一月二七日に、本会議で趣旨説明の後、環境委員会で審議が行われ、患者・家族をはじめ全国連関係者も多数傍聴した。

一月三〇日には日比谷公会堂で、石綿全国連主催の「百万人署名達成！なくせアスベスト被害、国民決起集会」が開催され、二、五〇〇人が参加した。集会には、民主、共産、社民の各党、そしてこの間総合対策等の提言を公表した連合、ダイオキシンの環境ホルモン対策国民会議、東京弁護士会公害・環境委員会の各代表らが来賓として出席して連帯の挨拶を行った。集会後参加者は、石綿被害の犠牲となった家族の遺影や銘々の思いを書いたプラカード、横断幕、のぼり旗等々を手に、国会請願デモを行った。一三日以降集まった署名が三五万

筆を超え、最終的に賛同署名は合計一八七万一、四七三筆となった。

一月三〇日の夕方から夜に法案が衆議院通過の予定と伝えられていたが、予算委員会がBS E問題で紛糾したためそうはならず、翌三二日に延期された衆議院の環境委員会と本会議には、前日上京し宿泊した各地の患者・家族を含めた多数の全国関係者が傍聴した。衆議院環境委員会では、民主党無所属クラブが、救済新法案に対して、①療養手当の加算、②就学援護等措置に関する規定の追加、③三年以内の見直し、の三点に絞った修正案を提出したが与党は受け入れず、両法案とも原案のまま可決。本会議でも与党多数のもとで可決され（四法一括改正法案は民主、共産も賛成）、衆議院を通過した。

参議院の環境委員会での審議は、二月三日の午前・午後にかけて行われた。民主党・新緑風会から衆議院段階と同じ内容の修正案、共産党から、①指定疾病に石綿肺等を追加、②石綿健康被害救済基金への地方自治体の拠出をなくす、③同基金への中小零細事業主の拠出の軽減を内容とする修正案が提出されたが、やはり与党は受け入れず、両法案とも原案のまま可決。同日、本会議でも可決され、二つの法案は原案どおり、一切の修正を受け入れることなく成立した。

なお、衆議院環境委員会では両法案に対して各々、参議院環境委員会では一本の、附帯決議が、ともに全会一致で採択されている*。

法案の成立に対しては同日、連合が「アスベスト対策関連法の成立に対する事務局長談話」^{*＊}を公表し、その内容と成立プロセスを批判するとともに、「政府は、あらためてその責任の所在を明確にし、石綿被害者への謝罪と被害者の声を反映した救済措置の充実を行うべきである」、「連合は、石綿被害のない社会の実現に向けて引き続き、被害者・労働者・市民とともに運動を続けていく」とした。また、全労連は、「国の責任を曖昧にしたままでの『幕引き』を許さない―アスベ

* 『安全センター情報』2006年3月号

** http://www.jtuc-rengo.or.jp/news/danwa/2006/20060206_1139188438.html

ト新法』の成立にあたって」という事務局長談話を発表した。なお、日本弁護士連合会は一月一八日に、「『石綿による健康被害の救済に関する制度案の概要』に対する会長声明」を発表し、①指定疾病の対象拡大、②救済給付の内容・水準の大幅見直し、③汚染者負担原則の徹底、④時効の適用見直し、の修正がなされるよう要望している*。

石綿全国連は二月二〇日に、「署名への御協力に対する御礼及び今後の取り組みに対する御理解・御協力をお願い」を発表、(成立した法律では)「山積みの課題を解決することは到底できず、石綿問題が、今後数十年間にわたって取り組んでいかなければならない国民的課題であることに変わりはありません。政府は、救済新法について三月末にも施行、その一週間前から救済給付の支給に係る認定の申請を受け付けるとしていますが、労災補償制度も含めた石綿健康被害補償・救済諸制度総体の制度・体制の不備から様々な混乱やトラブルが続出することが予想されます。私たちは、被害者や家族の相談等に応じその権利や生活を守るために全力を注ぐとともに、早期の見直しを求めていく所存です。また、健康被害対策以外の諸施策も含めた石綿対策全体について、衆参両院環境委員会で全会一致で付された附帯決議に掲げられた諸措置の実施状況も含めて、その効果及び妥当性も検証しながら、引き続き『アスベスト対策基本法』の制定を求める運動を継続していきます*」とした。

石綿被害救済新法の施行

成立した救済新法は、二月一〇日に公布、環境省と厚生労働省合同で「石綿による健康被害の救済に関する意見の募集(パブリックコメント)」が実施され、石綿全国連は、六六項目に及ぶ意

* http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/statement/2006_01.html

** <http://park3.wakwak.com/~banjan/oreikenkai.pdf>

見を提出した*。

環境省と厚生労働省合同で前年二月二十六日に参集した「石綿による健康被害に係る医学的判断に関する検討会」の報告書が二月七日に提出され、厚生労働省は、二月九日付けで労災認定基準を再び改正(中皮腫については、石綿曝露指標の医学的所見を求めない等)。環境省は、二月九日に中央環境審議会に「石綿による健康被害の救済における指定疾病に係る医学的判定に関する考え方について」諮問。翌二〇日の同審議会環境保健部会において石綿健康被害救済小委員会の設置を決め、同小委員会は二月二十四日と三月一日の二回の審議で検討結果を取りまとめ、翌二日の環境保健部会で報告・了承され、翌三日には審議会から環境大臣に対してそのまま答申されるといふ慌ただしい手続が進められた(新法施行後の四月一日に小委員会の医系委員がそのまま移行するかたちで石綿健康被害判定部会が設けられ、そのもとに専門委員を加えた石綿健康被害判定小委員会が置かれることになった―救済新法では、法施行前に死亡した中皮腫事例以外は、全件全てこの意見を踏まえた環境大臣による医学的判定が必要とされる)。

三月六日に新法による救済給付の実施機関となる独立行政法人環境再生保全機構の専用フリーダイヤルが開設され、七日には新法が同月二十七日に施行されることが決定、石綿健康被害救済法施行令も公布された。三月二三日には環境省関係施行規則等と環境保健部長名の施行通知、同日前述のバブリックコメントの結果及び意見に対する考え方の公表、三月一七日には厚生労働省関係施行規則及び労働基準局長名の施行通達と、これで新法施行の一週間前(三月二〇日からの石綿健康被害救済新法にかかる申請・請求の受付開始の準備が何とか整ったこと)になる。特別遺族年金受給者が報告書を提出すべき日を定める省令、民事損害賠償と特別遺族給付金との調整基準が示されたのは、新法施行後の三月二十八日となった。

* 『アスベスト対策情報』No.35(2006年)、『安全センター情報』2006年3月号



補償制度についての患者・家族らの記者会見(2006年4月17日)

「迅速」さのみが押し出され、患者・家族らの望みであった「隙間なく公正」は忘れ去られているがごとくであった。換言すれば、補償・救済制度の設計や準備、運営を患者・家族らの参加なしに行おうとすること自体が間違っているのである。

クボタは新たな補償制度

一方、この間の事態の出発点となった、尼崎のクボタ旧神崎工場周辺住民被害に関しては、見舞金・弔慰金を求めた人の数が百人を超えるところにも、既出の「尼崎市クボタ旧神崎工場周辺に発生した中皮腫の疫学評価」によって、クボタ旧神崎工場で使用された石綿との因果関係が明らかにされてきた*。

クボタは二〇〇五年十二月二十五日に、社長らが、患者家族との会合に出席して謝罪するとともに、見舞金・弔慰金よりもさらに踏み込んだ補償制度を実施するために、当事者、支援団体と協議していききたいと表明。二〇〇六年四月十七日に、話し合い協議を経て「旧神崎工場周辺の石綿疾病患者並びにご家族の皆様に対する救

* <http://www.joshrc.org/~open/files/20060331-022.pdf>

済金支払規程」の骨子がまとまったことを公表した*。

同社は、退職者も含めた労働者の石綿被害に対しては、労災補償に加えて二、五〇〇〜三、二〇〇万円を支給する等の「上積み補償制度」を実施しているが、工場周辺住民被害者に対しても新たに、救済新法とは別に「救済金」として二、五〇〇〜四、六〇〇万円を支払うというものの。原則として、①救済新法の対象となった者、②石綿を使用していた一九五四〜九五五年の間に同工場から一km以内一年以上居住または範囲内に所在する職場・学校等に一年以上生活拠点をもっていた者を対象としているものの、双方同数で構成される救済金運営協議会を設置して、原則から外れる場合の取り扱いを検討する道も確保しており、②はすでに一・五kmにまで拡大されている。

石綿全国連は、これを「すべての被害者に隙間なく公正な(労災補償並みの)補償」を実現する「最初の大きな第一歩」として評価するとともに、「クボタにとってもその社会的責任をはたしていく第一歩」であり、①因果関係を真正面から認めて謝罪し「救済」ではなく「補償」とすべき、②一km超の範囲の被害、中皮腫以外の石綿関連疾患等の取り扱いについても真摯に協議に臨むべき、③下請・出入り業者の労働者の被害に対しても正社員並みの補償を実施すべき、④日本で最後の最後まで最大の消費企業として石綿含有建材等を、含有の事実及び有害性等の情報を適切に知らせることなしに製造・販売し続けてきたことの社会的責任も明らかにしなければならぬ、と指摘した*。

クボタ・ショック以降、尼崎以外でも各地で新たな住民被害が明らかになりつつあり、新法による救済給付に上積みする補償を行う企業も出ているが、患者・家族らに評価に値する情報を開示しつつ、公正な協議を進めたうえで補償制度をつくったのは、これまでのところクボタが唯一で

* 『安全センター情報』2006年6月号、<http://www.kubota.co.jp/new/2006/s4-17.html>

2007年3月末までの救済金支払実績は125名。<http://www.kubota.co.jp/kanren/index7.htm>

** 『アスベスト対策情報』No.35(2006年)、『安全センター情報』2006年6月号

ある。また、労災上積み補償制度を持っている企業は多いが、退職後に発症した石綿被害も対象としているのはまだまだ少ない。連合の「アスベスト問題に対する連合の取り組み」でも、「石綿被害に対する労災の『上積み補償』を盛り込む。その際、補償額については公開するよう求めている。同時に、その適用に当たっては、年齢の制限なく退職者にも拡大するとともに、審査は指定病院の診断書でなくても可能とするよう要請する」とされているが、これもこれからの課題である。

労災保険以外の時効救済措置等

救済新法は、「労災補償の対象とならない者」を対象とする救済給付と、「労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した者」を対象とする特別遺族給付金、の二つの制度を創設した。しかし、時効により遺族補償を受ける権利を消滅した者は、労災保険以外の労災補償制度においても存在している。パブリックコメント手続に対して石綿全国連が提出した意見でもこの点を指摘されたが、回答はなかった*。

回答をした環境省・厚生労働省は、自らの所管事項ではないということだったのだろう。関係閣僚会合が設置された体制の元であつても縦割り行政の弊害が解消されていないことを如実に物語っている。

しかし、すでに多数の石綿被害者が労災補償を受けている旧国鉄職員に関して、国鉄清算事業本部が三月二三日付けで、昭和六十二年三月三十一日以前に係る業務災害補償規程を改正して、新法による特別遺族給付と同等の内容の時効救済措置を実施することとして、ホームページや新聞広告で知らせた**。

* 『アスベスト対策情報』No.35(2006年)、安全センター情報』2006年3月号

** <http://www.jnrsh.jrtt.go.jp/80asbestos/top.htm>

三月二九日まで日本たばこ産業（ＪＴ）も、同等の内容で、「業務上の石綿による健康被害に係る日本専売公社業務災害補償規則における遺族補償年金の時効に対する救済措置」を設けることを決定した*。旧電電公社職員の労災補償の実施機関である日本電信電話（ＮＴＴ）の対応は明らかになっていないが、少なくとも具体的事例がでくれば、同等以上の措置をとらなければならぬことになるだろう。

一方、二月一〇日付けで、地方公務員災害補償基金に宛てて総務省自治行政局公務員部長名で、「地方公務員災害補償法第六三条に規定する時効の取り扱いについて」通知が出され、三月一七日付けで、同基金より基金各支部宛てに、「石綿による健康被害に係る公務災害認定請求時の取扱いについて」通知^{*＊}されている。これらによると、地方公務員の時効救済措置では、「時効利益を放棄すること」が明記され、具体的取り扱いでも、請求した日から五年間過去に遡って、遺族補償年金だけでなく、就学援護金等の福祉事業も支給するという、新法による特別遺族給付^Ⅱ 労災保険の時効救済措置を上回る救済内容となっている。

船員保険法では、死亡したのが五年より前であったとしても、過去五年間分は遡及して請求することのできる仕組みになっている。国家公務員災害補償法は、権利を有することの通知がなされていないければ、補償を受ける権利は時効消滅しない旨の規定があるので、事実上、時効が適用されない。石綿全国連等が一貫して要求してきた、「時効を適用しないこと」がすでに実現されているとも言える。

このように、石綿被害の時効救済をめぐる、労災補償制度間の格差があらためて浮き彫りにされるとともに、縦割り行政の弊害を排して、「全ての石綿被害者に隙間なく公正な補償」を実現させる必要性がますます明らかになったと言える。

* http://www.jti.co.jp/JTI/attention/about_comp.htm

** 『安全センター情報』2006年4月号

12 石綿問題は終わっていない

関係閣僚会合の「幕引き」

石綿全国連は、二〇〇六年四月二十八日に第一九回総会を開催、「全ての被害者に公正な補償と『アスベスト対策基本法』の制定を求める決議」及び「石綿対策全国連絡会議はアスベスト問題の地球規模での解決をめざす」という二本の決議案を採択して、「石綿問題を終わらせない」決意を再確認した*。

一方、二〇〇六年九月八日、第六回目にして、小泉内閣最後のアスベスト問題に関する関係閣僚会合が開催された。ここでは、①石綿健康被害救済法に基づく申請受付・認定の状況(累計)、②石綿による健康被害の救済に係る事業主負担に関する考え方(概要)(以上、環境省)、③「石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金の請求・決定状況」及び「労災保険法に基づく石綿による中皮腫・肺がんの補償状況」、④石綿の製造等の全面禁止(以上、厚生労働省)、⑤石綿除去等の取組状況(防衛庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省)、及び、⑥石綿対策関係平成一九年度概算要求額一覧、が報告されただけである。

前年末に関係閣僚会合として取りまとめた「総合対策」の進捗状況を確認し、積み残し事項

* 『アスベスト対策情報』No.35(2006年)、『安全センター情報』2006年6月号

及び実施した中で明らかになった新たな課題等を整理して、次の内閣に引き継ぐという、当然なされてしかるべき「小泉内閣のもとでの石綿対策の総括」が行われた形跡はまったくない。政府―関係閣僚会合としての文章も一切なく、各省庁の報告文書の寄せ集めが公表されただけなのである。クボタ・シヨック以前の縦割り行政時代に逆戻りしてしまったようだ。

続く安倍内閣のもとでは、関係閣僚会合は一度も開催されなかった。関係閣僚会合はすでに「幕引き」されているようにみえる。

全面禁止の実現はいつか

既述のとおり、二〇〇四年一〇月一日からわが国で実施された原則禁止は、条文上は一〇種類の石綿含有製品の禁止（禁止品を列挙するネガティブリスト）にすぎなかったが、クボタ・シヨック前の時点ですでに、二〇〇五年四月にILO石綿条約批准が審議された参議院外交貿易委員会で公明党の澤雄司議員から質されて、厚生労働省は後日、同議員に、二〇〇七年を目途にポジティブリスト（禁止除外品を列挙）化する方針を報告していた。^{*}

クボタ・シヨック直後の七月八日、尾辻厚生労働大臣は、「二〇〇八年度までに全面禁止」する方針を表明。七月二十九日の第一回関係閣僚会合の「当面の対応」では、「遅くとも二〇〇八年までに全面禁止を達成するため代替化を促進するとともに、全面禁止の前倒しも含め、さらに早期の代替化を検討する」とされ、年末の第五回関係閣僚会合の「総合対策」では、「全面禁止を前倒しして、関係法令の整備を行い二〇〇六年度中に措置する」と公約した。

厚生労働省は、「石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討委員会」を設置して検討を

*『安全センター情報』2005年7月号

進め、二〇〇六年一月八日にその報告書を公表したが、ここでは、二〇〇六年度中のポジティブリスト化(禁止除外は七製品だが、前回除外された三製品より実際の対象は狭くなる)を示したものの、全面禁止の時期は明示されなかった。国会審議においても、「完全な(例外なき)全面禁止」の時期は「『できるだけ早期に』以上のことは言えない」という政府答弁で、EUその他諸国の「全面禁止」にも例外はあり、「ポジティブ・リスト化は実質的な全面禁止」だと居直っているが、これは公約を反古にするものと言われても仕方ないであろう。

ともかく、再び労働安全衛生法施行令が改正され、経過措置として新たに六品目に再整理された適用除外製品等を除き、石綿をその重量の〇・二%を超えて含有する製品等の使用等の禁止が、二〇〇六年九月一日から実施された。^{*} 規制対象の含有率基準の1%から〇・1%への引き下げは、前年の総選挙時に石綿全国連が公開質問状であらためて提起し、全政党が賛意を示した内容が実行に移されたものである。化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係の労働安全衛生法施行令等の改正も別途行われて、二月一日からは、石綿以外も含めた発がん物質に係る関係規制も含有率〇・1%基準で整合化が図られた。

貿易統計によると、原料石綿の新たな輸入は二〇〇六年以降、止まっている。とはいえ、石綿の全面禁止の実現時期はいまだに不透明なままであり、その早期実現が求められている。輸出の禁止や海外移転の規制に関する規定・仕組みがないことなども課題である。

「隙間なく公正な」補償・救済

クボタ・ショックによる社会の最大の関心が、石綿被害に対する「迅速」かつ「隙間なく公正な」

* 厚生労働省「アスベスト(石綿)情報」ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/index.html>)。再度の労働安全衛生法施行令改正が行われ、2007年10月1日から、石綿等の製造等の全面禁止が当分の間猶予されている製品等のうち、非石綿製品への代替が可能となった一部の製品の製造等の禁止されている。

救済にあったことは間違いないだろう。この間全国安全センターが実施したフリーダイヤルによる全国一斉石綿健康被害ホットラインに寄せられた相談件数は、二〇〇五年二月九・一〇日四九四件、新法による救済措置の申請・請求の受付開始に合わせた二〇〇六年三月二〇～二二日には八〇五件、同年二月一・二日には二八件という状況になっている。救済新法の施行後、メディアが石綿問題を取り上げる機会は激減しているが、石綿被害は決して終わっていないし、今後増加し続けることが確実である。

表2は、石綿全国連が作成した、労災補償と新法による救済の比較で、「◆救済の隙間」及び「▼公正さを欠く点」を示している。石綿全国連は、「『見直し』は、部分的な手直しですませるわけにはいかず、事実上『作り直し』でなければ対処できないと考え」としている。

この他にも、クボタのような法律を超える「上積み補償制度」の問題や、労災補償や時効救済の「官民格差」などの問題も存在していることは既述のとおりである。認定基準やその運用等も含めて、補償・救済をめぐる問題点は広範囲にわたっており、詳しい解説は省略するが、主な問題点だけでも、以下のような点があげられる。

- ・ 「すべての被害を救済」できているかどうかの検証
 - ・ 新たな時効切り捨ての続出（生存中本人申請要件、過去分は三年以内）
 - ・ 迅速な行政救済からほど遠い（とくに新法救済では全数環境大臣の医学判定→環境再生保全機構の役割は単なるメッセンジャー）
 - ・ 被災者・家族に多大な医学的立証責任
 - ・ 医学的診断精度の向上等を救済制度に持ち込むべきではない―新法救済では「判定保留」、
- 「取り下げ」事案続出

- ・ 「石綿肺がん」をほとんど救済できていない
- ・ 対象疾病以外の石綿関連疾患（とくに石綿肺）
- ・ 認定事業場名、市区町村別中皮腫数等の公表
- ・ 救済財源の事業主負担のあり方

責任の所在を明確にした補償・救済は今なお残された課題である。個別企業の責任を追及するにしても、補償を行うべき企業がすでに存在しない場合や「クボタ並み」の補償を実施できない企業もあることに加えて、環境曝露の発生源が工場から建築物等の改修・解体等に移行していくにつれて、加害者を特定できない被害事例が将来増えていくであろうことも予想される。それらも含めて、アスベストの使用を早期に中止させることを怠り、かえってその使用を事実上義務づけたり、促進してきた面すらある、国の責任を回避することはできない。結局、個別企業の対応のみによつていたのでは正義が実現することにはならず、国としての対応が必要になってくることは不可避である。

石綿曝露者の健康管理対策

石綿による健康被害対策は、疾病が発症してしまった場合の補償・救済に限られるものではない。この点では、まず、政府の検討会報告書等でも何度も勧告されていながら、いまだに実現していない中皮腫等の登録制度の確立が重要である。臨床現場における中皮腫等の診断精度の向上までをも新法のもとの医学判定が担うかのごときいびつな現状は早急に是正される必要がある。また、因果関係の究明のためにも同制度は寄与できるものと考えられる。

過去石綿に曝露した者に係る健康管理対策については、関係閣僚会合の「総合対策」でも一定ふれられながら、船員であった者に対する健康管理手帳の創設以外には、いまだに何ら恒久的な具体策の講じられていない課題である。

石綿曝露労働者対策としては、行政指導による事業主による離退職者健診が一定行われているが、その内容等の妥当性は検証されておらず、いつまで続けられるかも不透明。倒産企業等の離退職者に対しては、厚生労働省委託事業による特別健康診断が行われたが一過的なものである。「総合対策」で「調査研究の結果を踏まえ：見直しを行う」とこととされている健康管理手帳制度の見直し^{*}が早急に実施されるべきであり、石綿全国連は早くから、①交付対象者を三か月以上の石綿曝露作業従事者に拡大、②「常時従事」要件を撤廃するとともに、③本人の申請によらず事業者の責任で交付手続をするようにし、④過去の離・退職者についても遡及適用すること。また、⑤手帳所持者が無料で健診を受けることのできる医療機関を全ての医療機関に拡大すること等を要求している。

「総合対策」ではまた、「『石綿に関する健康管理等専門家会議』において検討し、その結果を活用して一般住民等の健康管理の促進を図る」ともしていた。しかし、同専門家会議の報告書は、「中皮腫登録のあり方の検討の必要性」を提起していることは注目されるものの、労働者の場合の健康管理手帳制度のような、「一般住民等の健康管理体制の確立」に関する具体的提言はなされていない。環境省の「石綿の健康影響に関する検討会」では、①健康リスク調査（大阪府泉南地域、尼崎市、鳥栖市）、②健康影響実態調査（大阪府、佐賀県）、③尼崎市コホート調査等が進められているが、そこから何が生まれてくるのかも定かではない。現在、一部の地方自治体や企業によつて行われている健康診断は、健康管理対策とは言えず、妥当性、将来性等も不透明なまま

* 健康管理手帳の交付要件の見直し案のパブリックコメント手続が実施され (<http://search.e-gov.go.jp:80/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&ID=495070076&OBJCD=100495&GROUP>)、2007年10月1日から施行された。石綿全国連はあらためて16項目の意見を提出したが、それらの要望は満たされていない。

である。

労働者と同様の職業曝露の可能性のある自営業者や、学校等における吹き付けアスベスト等に曝露した可能性のある児童・生徒・学生等の健康管理対策の考え方や方等については、検討すらされていない状況であり、このような重要な課題を放置したまま、終わらせるわけにはいかないうであろう。

既存石綿対策の「整合性」

これまでのわが国の既存石綿対策に関しては、数多くの省庁や法令が関与しているながらも、①それらの間で「整合性」や「連携」を欠き、また、②「隙間」も多く、さらに、③規制等の周知・遵守の徹底、執行体制上の問題も多い、ことなどが指摘されてた。最大の弱点は、何といっても石綿対策に係る国としての「戦略」の不在であったと言えよう。クボタショックを契機に求められたのは、そのような状況を抜本的に変革することであった。

既存石綿対策に関しては、大気汚染防止法、廃棄物処理法、建築基準法が改正されている。しかし一言で言えばいずれも、原則使用禁止という新たな局面に対応した労働安全衛生法令、とりわけ石綿障害予防規則の二〇〇五年七月一日施行までに当然行われるべきだった対応の遅れを、クボタ・ショック後のどさくさに紛れて取り戻したにすぎず、その点ですら十分とは言えない内容にとどまっている。労働安全衛生法改正は行われず、既述の禁止規制のポジティブ・リスト化と含有率基準の引き下げを除くと、マイナーな石綿障害予防規則の改正が二〇〇六年九月から実施等にとどまっている。

表3 アスベスト関連主要四法の「整合性」等の検討

| クボタ・ショック前 | | | | | |
|---------------|-------------------|--------------------|-------------------|---------------------------------|------------------|
| | 労働安全衛生法・石綿障害予防規則 | 大気汚染防止法 | 廃棄物処理法 | 建築基準法 | |
| 含有率基準 | 1%超含有 | 行政指導で1%超含有 | 基準なし | 基準なし | |
| 石綿含有吹付 | 吹き付けアスベスト | レベル①規制 | 特定建築材料 | 特別管理産業廃棄物 | 規制なし |
| | 吹き付けロックウール | | | | |
| | 吹付パーミキュライト等 | | | | |
| 耐火被覆材、保温材、断熱材 | レベル②規制 | 規制なし | 規制なし | 規制なし | |
| 上記以外の石綿含有材 | レベル③規制 | | | | |
| ↓ | | | | | |
| | 労働安全衛生法・石綿障害予防規則 | 大気汚染防止法 | 廃棄物処理法 | 建築基準法 | |
| 改正法令施行日 | 2006年9月1日改正政省令施行 | 2006年10月1日改正法令施行 | 2006年8月9日改正法令施行 | 2006年10月1日改正法令施行 | |
| 含有率基準 | 0.1%超含有 | 意図的含有・1%超含有 | 0.1%超含有 | 0.1%超含有(吹付ロックウール) | |
| 石綿含有吹付 | 吹き付けアスベスト | レベル①規制 | 特定建築材料 | 特別管理産業廃棄物 | アスベスト含有吹付の一部のみ対象 |
| | 吹き付けロックウール | | | | |
| | 吹付パーミキュライト等 | | | | |
| 耐火被覆材、保温材、断熱材 | レベル②規制 | 行政指導 | 収集・運搬・処分等の基準 | 規制なし | |
| 上記以外の石綿含有材 | レベル③規制 | | | | |
| 濃度基準 | 屋内作業基準 150f/l | 工場敷地境界基準 10f/l | 現行基準なし | | |
| | 屋外作業環境基準 (未設定) | 建築物工事現場基準 (未設定) | 廃棄物処分場基準 (未設定) | 室内環境基準 (0.3f/l基準提案採用されず—未設定) | |
| | | 一般環境基準 (未設定) | | | |

例えば、規制対象となる石綿建材等の石綿含有率基準は、労働安全衛生法・石綿障害予防規則では、前述のとおりクボタ・シヨック直後に、1%から0.1%への引き下げの方針が固まった。大気汚染防止法では、法令ではなく施行通知で1%基準を示していたが、二〇〇六年七月に都道府県等に示された改正大気汚染防止法の解説である「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」では、「『石綿を含有する』とは：石綿を意図的に含有させたことを言い、それが不明な場合にあっては、石綿の質量が当該建築材料の質量の1%を超えることをいう」としている。意図的含有の場合には0.1%以下の場合も含まれるようにも読めるが、なぜ0.1%基準を採用しないのか疑問である。施行令改正案のパブリック・コメントで寄せられた意見に対する回答（七月三二日）の中で、「労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則の改正により石綿含有率が0.1%超えに変更になる場合は、その運用方針も見ながらできるだけ合わせてまいりたい」としているが、いまだにマニュアルの記述は変更されていない。廃棄物処理法令では、含有率基準は示されていないが、改正廃棄物処理法施行令により0.1%基準を採用した。また、国会審議で国土交通省は「建築基準法独自に含有率の数値を定めることは考えていない」と答えたものの、法改正に伴う建築基準法関連告示で規制対象を、①吹き付け石綿、及び、②吹き付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるものと明示した。

規制対象となる石綿建材等の範囲については、石綿障害予防規則は、レベル①―石綿含有吹き付け、レベル②―石綿を含有する耐火被覆材、保温材、断熱材、レベル③―上記以外の石綿含有材、と称して、曲がりなりにも全ての石綿建材等について各々のレベルに応じた規制を設けた。改正大気汚染防止法令では、特定建築材料として、従来のレベル①にレベル②に対応するものを追加して、①と②の区別をつけない同じ規制をかけたものの、レベル③に対応する部分の対策につい

ては、法令による規制ではなく、前述のマニユアルによる行政指導を示すにとどまっている。改正廃棄物処理法令では、レベル①と②の部分を含めて特別管理産業廃棄物としての廃石綿等として、①と②の区別をつけない同じ規制の対象としたうえで、レベル③に対応するものに対しても、「石綿含有一般廃棄物」及び「石綿含有産業廃棄物」として「収集、運搬、処分等の基準」を示した。他方、改正建築基準法は、レベル①の石綿含有吹き付けの一部としての、吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールのみ限定した、新たな規制を導入したものである。

各省庁まかせではない関係閣僚会合のもとでの「総合対策」と言っても、このように「整合性」がとれないということは、より強力な政府一体化の方策を必要としていることを証明している。

既存石綿対策の「隙間」

しかも、いずれの法令も基本的に、建築物等の解体等作業が行われる段にならないと発動されない仕組みとなっている。唯一の例外が、石綿障害予防規則が事業主に対して、「その労働者を就業させる建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発生させ、及びその労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならぬ」としていること。これにより事業者は、吹き付け石綿等の調査及び状況の把握をしなければならぬが、石綿全国連が要求した「措置を講ずべき場合の基準」及び「いずれの措置を講ずべきかの判断基準」が明確ではない上に、周知されていないのが実状である。

今回の建築基準法改正の関連で事態が改善することが期待されたが、宅地建物取引業法施

行規則の改正で重要事項説明に追加されたのは、「当該建物に石綿の使用の有無の調査の結果が記録されているときは、その内容」であって、調査の実施及び結果の記録を義務づけるものではなく、住宅性能表示基準等の改正で石綿関連項目が盛り込まれているが、同基準による評価を受けるかどうかは申請者の判断によるものである。建築基準法二二条一項に基づく定期調査報告書の様式が、吹き付け石綿等の実態把握をより適切に行うために改正され、「石綿を添加した建築材料の調査状況」の欄が新設され、この欄に吹き付け石綿等がある旨を記入した場合には、「一般構造の調査状況」においても併せて「不適合の指摘あり（既存不適合）」をチェックする必要があるとされたことが、今後どのように運用されるか、注目していく必要がある。

国土交通省住宅局長名で二〇〇六年一〇月一日付けで都道府県宛てに発出された、改正法施行に係る技術的助言の通知（国住指第一五三九号）は、「吹き付け石綿等が使用されている建物については、民間建築物における吹き付けアスベストの実態調査、定期調査・報告等により把握した上で、必要に応じて、報告聴取、立入検査を行い、建築物の所有者等に除去等の飛散防止措置の実施を指導」し、「石綿の飛散により著しく衛生上有害となるおそれがあると判断される場合には、法第一〇条に基づく勧告、命令の厳正な適用を図りたい」としている。ただし一方で、「石綿繊維の濃度の基準については、現時点で室内環境の基準はなく、石綿繊維の濃度測定結果に基づき、勧告命令の判断を一律に行うことは困難である」とも言っている。

すなわち、現在、どこに、どのようなかたちで、どれだけ石綿が存在しているかを、誰が、いつ、どのように調査・把握するかを規定した法令は存在していないということである。クボタ・シヨック後、各省庁等の指示により全国で建築物の石綿調査等が実施されたが、この調査の法的裏付けは存在せず、調査方法及び実施状況の妥当性等も検証されていない。学校、パニックのときと同様

の諸問題が再燃することは避けられないだろう。

濃度基準等については、現在、法令で策定されているのは、労働安全衛生法令による屋内作業環境基準（管理濃度） $\text{H} \cdot \text{O} \cdot \text{二}$ 繊維 $\text{CC} \cdot \text{二}$ 一五〇 繊維 トッ 、及び、大気汚染防止法令による敷地境界基準（アスベスト粉じん発生施設と周辺環境との敷地境界における規制基準） $\text{H} \cdot \text{一}$ 〇 繊維 CC だけである。これらはいずれも、石綿含有製品製造工場を主眼としたものであつて、新たな製造等が原則禁止されたことから、現実に発動される場面はなくなつてゐる。

そして、必要とされるような濃度基準等を定めている法令は、いまだにひとつもないのが実状である。国土交通省の社会資本整備審議会建築分科会にアスベスト対策部会が設置され、二〇〇五年二月に「建議『建築物における今後のアスベスト対策』」がまとめられた。その概要のひとつに、「室内空気中のアスベスト繊維濃度の指標を検討することが必要」との項目があげられている。この建議を踏まえて、アスベスト室内濃度測定委員会が参集され、委員の一人（名取雄司・アスベストセンター所長）から根拠を示して「建物内の石綿濃度指針を $\text{O} \cdot \text{三}$ 繊維 CC とする提案がなされたが、採用されず、それに代わる濃度指標も示されなかつた。この提案は、二〇〇六年三月にまとめられた「アスベストによる健康障害対策に関する緊急研究建築物室内のアスベスト濃度指標の検討報告書」の本体にも収録されないで、議事録と一緒に別冊化されたうえ、ウェブでも公表されていない状況である。

既存アスベスト対策の原則

このような状況を踏まえれば、改正された関連法令を含めて既存の法令を遵守しているだけ

では十分な対策とは言えず、また、企業なり所有者、管理者としても、法令さえ守っていれば責任を果たしていると言いつつ切れない実状にある。クボタ・シヨク後、多くの地方自治体が石綿対策に関連した条例等を策定しているが、これらは改正法令の施行に対応した見直しが必要なだけでなく、そのような観点からも見直される必要がある（現に国の法令の不備を補うような条例も見受けられる）。

その際、既存石綿対策の主な原則として、以下の点を上げることができる。

- ・ 全てのアスベスト含有製品等を対象とする
- ・ 把握・管理・除去・廃棄等を二貫した対策をたてる
- ・ 有害性・飛散性等による優先順位付け
- ・ 有害性（青・茶石綿含有製品）
- ・ 飛散性（吹き付け、保温材・断熱材・耐火被覆板等）
- ・ 利用状況（不特定多数者の利用の有無・頻度等）による優先順位付け
- ・ 特別な管理が必要な石綿等（優先順位の高い石綿等）の取り扱いは認可を受けた業者、それ以外は粉じん飛散防止の一般原則の徹底
- ・ 封じ込め、囲い込みは「管理」対策のひとつであって「措置済み」ではないことの徹底（「除去」するまでの管理計画）

- ・ 計画的・段階的・継続的取り組み（年次計画の作成等）
- ・ 情報公開／関係者の教育参加／人材・財政的裏付け

国レベルではやはり、各省庁まかせの現状を転換して、「アスベスト対策基本法」の制定、及び、政府においては、省庁間の縦割り行政の弊害を克服するため、内閣府のもとに「アスベスト対策会

議」を設置するとともに、アスベスト被害者とその家族、労働者、市民等の代表を含めた「アスベスト対策委員会」を設置すること等も重要な課題として残されている。

石綿問題は終わっていない

石綿全国連は、二〇〇七年三月二五・二六の両日、石綿健康被害救済法一周年を検証するシンポジウム(二二〇名参加)と集会・デモ(九〇〇名参加)を行い、「アスベスト問題は終わっていない！隙間なく公正な補償・救済を求めるアピール」を採択した。また尼崎では、地元関係団体を中心とした実行委員会主催、兵庫県、尼崎市と石綿全国連の後援で、六月三〇日・七月一日に「クボタ・シヨックから二年 写真と報告でつづるアスベスト被害尼崎集会」が開催され(三〇〇名参加)「アスベストのない社会を！尼崎宣言二〇〇七」が採択された(一周年シンポジウムと尼崎集会は各々報告書の発行が予定されている)。

それらを通じて、職業病と公害の垣根を超えたアスベスト被害者とその家族、市民、労働者、関心を寄せる様々な分野の専門家等々の連携が、そしてまた一方で、国境を越えた連携もひろがっている。

私たちは、人類史上最悪の産業災害と言えるアスベストの負の遺産から未来を守るための新たな二〇年の歩みを刻み始めなければならない。石綿問題は終わっていないし、小手先の対策で終わらせてはならないのである。

※主な参考文献

アスベスト問題に関する関係閣僚会合資料、各省庁の資料
 石綿対策全国連絡会議『アスベスト対策情報』
 石綿対策全国連絡会議、中皮腫・じん肺・アスベストセンター『ノンアスベスト社会の到来へ』(2004年)
 全国労働安全衛生センター連絡会議『安全センター情報』
 (社)石綿協会、機関紙『石綿』、機関誌『せきめん』、その他の出版物
 その他、新聞、論文、単行本等多数

石綿対策全国連絡会議に是非ご入会ください

石綿対策全国連絡会議は、1987年11月14日に市民団体と労働組合が連携して結成されました。発がん物質アスベスト（石綿）による健康被害・環境破壊をなくすために、情報の収集と提供、様々なキャンペーン等を展開するだけでなく、被災者とその家族、市民、労働者の行動を促進/支援しています。

是非会員になって共に支えて下さい。年会費は、団体会員の労働組合中央単産が10,000円、その他団体が5,000円、個人会員が2,000円です。（毎年1～数回発行している「アスベスト対策情報」1部の代金を含みます。）

中央労働金庫田町支店(善)9207561
郵便払込口座 00110-2-48167
名義はいずれも「石綿対策全国連絡会議」

アスベスト問題の過去と現在 石綿対策全国連絡会議の20年 2007年11月23日発行

編 集 石綿対策全国連絡会議
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
電話 03-3636-3882 URL <http://park3.wakwak.com/~banjan/>
発 行 塩見 誠
発行所 株式会社アットワークス
〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-3 天満橋千代田ビル8階
電話 06-6920-8626 URL <http://atworx.co.jp/>
印 刷 株式会社シナノ

© Ban Asbestos Network Japan 2007 Printed in Japan
ISBN978-4-939042-34-8

定価は裏表紙に印刷してあります。乱丁・落丁本はお取り替えいたします。



9784939042348



1920036012008

ISBN978-4-939042-34-8

C0036 ¥1200E

アットワークス

定価 本体 1,200 円 + 税

Asbestos Issues in Japan: Past and Present

20 years of BANJAN

Ban Asbestos Network Japan